

9.
産業

24

10

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	35
	498



裏面白紙

産業

24年

10.

裏面白紙

昭和24年度四半期別石灰配当計画

（24—1—17）
 燃料部動力部配当計画
 定率部、船務部

部	元	期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四半期	年内計
生	船	運	200.0	240.0	530.0	400.0	1,370.0
		輸	340.0	300.0	300.0	300.0	1,240.0
運	輸	因	189.73	1930.0	1926.7	1976.0	7,530.0
		私	22.5	22.5	27.0	24.0	96.0
新	電	計	380.0	330.0	395.0	475.0	1,580.0
		計	294.8	208.25	234.57	247.50	920.30
新	電	計	50	44	11.0	13.6	81.0
		計	1,231.0	1,006.0	1,225.0	1,118.0	4,650.0
新	電	計	368.5	394.0	460.5	501.0	1,724.0
		計	1,599.5	1,388.0	1,755.5	1,619.0	6,354.0
新	電	計	450.0	150.0	50.0	410.0	2,000.0
		計	230.0	400.0	470.0	1,700.0	1,700.0
新	電	計	230.0	230.0	230.0	235.0	925.0
		計	230.0	230.0	230.0	235.0	925.0
新	電	計	84.0	84.0	196.6	138.0	415.0
		計	84.0	84.0	196.6	138.0	415.0
新	電	計	352.6	416.3	492.2	386.7	1,650.0
		計	113.0	86.0	116.0	115	430.0
新	電	計	35	35	6.0	9.0	24.0
		計	35	35	6.0	9.0	24.0
新	電	計	49.0	38.0	44.0	43.0	165.0
		計	49.0	38.0	44.0	43.0	165.0
新	電	計	39.0	39.0	37.0	37.0	150.0
		計	39.0	39.0	37.0	37.0	150.0
新	電	計	160.0	130.0	150.0	160.0	600.0
		計	160.0	130.0	150.0	160.0	600.0
新	電	計	30.0	32.0	46.0	52.0	160.0
		計	30.0	32.0	46.0	52.0	160.0
新	電	計	832.3	805.5	1,003.9	944.2	3,594.0
		計	832.3	805.5	1,003.9	944.2	3,594.0
新	電	計	150.0	50.0	50.0	200.0	200.0
		計	150.0	50.0	50.0	200.0	200.0
新	電	計	5972.9	7238.4	7073.3	26820.0	26820.0
		計	5972.9	7238.4	7073.3	26820.0	26820.0
新	電	計	415.0	480.0	580.0	525.0	2,000.0
		計	415.0	480.0	580.0	525.0	2,000.0
新	電	計	745.0	834.0	892.0	904	3,450.0
		計	745.0	834.0	892.0	904	3,450.0
新	電	計	34.0	34.0	24.7	34.3	130.0
		計	34.0	34.0	24.7	34.3	130.0
新	電	計	95.0	50.0	108.0	102.0	376.0
		計	95.0	50.0	108.0	102.0	376.0
新	電	計	28	2.8	3.0	3.4	12.0
		計	28	2.8	3.0	3.4	12.0
新	電	計	415.0	480.0	580.0	525.0	2,000.0
		計	415.0	480.0	580.0	525.0	2,000.0
新	電	計	876.8	968.8	1,038.7	1,108.7	3,980.0
		計	876.8	968.8	1,038.7	1,108.7	3,980.0
新	電	計	55.0	53.0	46.0	46.0	200.0
		計	55.0	53.0	46.0	46.0	200.0
新	電	計	17.0	18.5	18.0	15.5	71.0
		計	17.0	18.5	18.0	15.5	71.0
新	電	計	12.3	12.3	13.2	14.2	52.0
		計	12.3	12.3	13.2	14.2	52.0
新	電	計	50.0	50.0	53.3	56.7	210.0
		計	50.0	50.0	53.3	56.7	210.0
新	電	計	24.1	24.1	25.9	27.9	103.0
		計	24.1	24.1	25.9	27.9	103.0
新	電	計	25.5	25.5	27.4	29.6	108.0
		計	25.5	25.5	27.4	29.6	108.0

部	門	別	一、四半期	二、四半期	三、四半期	四半期	年計
電	計	電	10.6	10.0	10.0	10.0	10.0
		板	195.9	193.4	193.8	198.9	199.9
		カ	41.0	40.0	34.1	35.9	35.9
		ナ	26.0	26.6	28.8	30.6	30.0
		種	53.1	23.1	24.9	24.9	24.9
		種	2.6	2.6	2.9	3.0	3.0
		種	66.0	160.1	71.0	77.0	77.6
		種	7.2	9.7	9.9	10.7	10.9
		種	3	3.8	4.1	4.3	4.3
		種	14.1	14.1	15.2	16.6	16.6
		種	8.3	8.3	8.9	9.5	9.5
		種	24.0	24.0	24.8	25.0	25.0
食	計	輸	60.1	50.0	50.0	45	45
		味	494.1	483.1	496.9	510.9	510.9
		味	55.5	55.5	54.5	55.5	55.5
		味	25.7	31.8	28.7	28.8	28.8
		味	33.9	32.2	32.4	33.5	33.5
		味	19.0	27.5	30.6	20.5	20.5
		味	27.0	13.0	28.0	27.0	27.0
		味	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
		味	28.0	7.0	9.6	7.0	7.0
		味	36.2	31.6	48.3	46.9	46.9
		味	244.3	236.6	292.9	250.2	250.2
		林	計	材	10.5	9.7	10.0
材	1.0			0.5	0.5	0.5	0.5
材	1.0			1.0	1.0	1.0	1.0
材	0.5			0.5	0.5	0.5	0.5
材	2.0			2.0	2.0	2.5	2.0
材	120.0			120.0	192.0	141.0	190.0
材	26.0			26.0	28.0	30.0	110.0
材	6.2			6.2	6.6	7.0	26.0
材	152.2			152.2	183.6	178.0	846.0

部	門	別	一	二	三	四	五
工及金属機	家庭用金打	工	家庭用金打	工	家庭用金打	工	家庭用金打
工及金属機	家庭用金打	工	4.9	4.9	2.0	2.2	8.0
		非鉄金属	3.5	3.3	3.6	3.8	1.40
		計	51.4	51.4	55.4	59.8	215.0
		鋼	45.0	40.5	44.0	48.0	248.0
		石炭系材料	38.0	35.0	37.0	39.0	150.0
		銅	5.0	5.0	5.0	5.0	20.0
		鉛	7.1	7.1	7.6	8.2	30.0
		錫	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0
		加量	4.4	4.4	4.5	4.7	5.0
		計	38.0	38.0	38.0	37.0	150.0
		1-9月	5.0	4.9	4.8	4.7	17.0
		10月	10.0	10.0	10.0	10.0	40.0
		11月	16.7	16.7	17.0	17.0	50.0
		12月	10.4	10.4	11.2	12.0	42.0
		計	15.8	15.8	17.0	18.4	67.0
化学	染料	染料	23.6	25.6	25.4	25.4	100.0
		染料	49.5	50.5	52.6	57.4	210.0
		染料	28	2.8	3.2	3.2	12.0
		染料	8.7	8.7	9.7	10.9	38.0
		染料	3.5	3.5	3.7	4.3	15.0
		染料	4.0	4.0	4.3	4.7	17.0
		染料	11.8	11.8	12.1	13.7	50.0
		染料	0.7	0.5	0.5	0.5	2.0
		染料	4.5	4.5	4.5	4.5	18.0
		染料	10.0	16.0	41.0	39.0	104.0
		染料	1.9	1.9	2.0	2.2	8.0
		染料	1.0	1.0	1.0	1.0	4.0
		染料	26.7	26.7	28.4	30.2	112.0
		染料	3.3	3.0	3.7	4.0	14.0
		染料	11.8	11.8	12.7	13.7	50.0
織	織	織	4.0	4.0	4.3	4.7	17.0
		織	10.0	30.0	10.0	45.8	50.0
		織	35.5	34.8	41.9	45.8	150.0
		織	1.28	78.2	30.2	32.0	119.0
		織	28	28	3.1	3.3	12.0
		織	15.6	13.8	16.2	16.9	60.0
		織	4.3	6.9	6.9	7.9	27.0
		織	0.7	2.2	1.8	2.3	7.0
		織	1.2	3.0	3.1	2.7	10.0
		織	94.2	82.4	98.9	95.5	371.0

種別	第一半期		第二半期		第三半期		第四半期		累計
	未整理	整理計	未整理	整理計	未整理	整理計	未整理	整理計	
貸	78.0	82.8	90.0	82.4	80.0	88.0	39.0	98.8	270.0
受	31.45	291.2	291.2	288.2	288.2	292.4	1196.0	1196.0	350.0
貸	78	28	28	36	36	34	120	120	2000.0
受	4630 3188.6	548.0 3149.1	548.0 3149.1	1270.0 3368.6	1270.0 3368.6	5620 2466.7	5620 2466.7	5700.0 19180.0	2000.0
貸	480	480	480	1000.0	1000.0	1000.0	1000.0	2000.0	40000.0
受	8970.0	9152.0	9152.0	10608.0	10608.0	11500.0	11500.0	40000.0	

(4)

昭和24年度輸自家經營用炭計画

(千吨)

品名	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間計
炭	1542	1458	2000	2000	7000
鉄	27	200	233	210	700
炭煙	1.74				391.0
炭煙	1.5				4.0
紙及紙	1.2				25.0
炭	58.0				110.0
化学					73.0
火					11.0
人	27.0				16.0
炭山	9.9				144.0
計	1740	1740	480	501.0	1104.0

昭和24年度輸入炭配当計画

(千吨)

品名	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間計
炭	2150	1480.0	580.0	525.0	2000.0
鉄		150.0	50.0		200.0
炭煙	58.0	38.0	37.0	37.0	150.0
炭	10.0	30.0	10.0		50.0
計	463.0	698.0	677.0	562.0	2400.0

昭和二十年年度第一回牛炭産出部当計画

需給表 配炭表

品名	数量	炭産出	炭産出	炭産出	(炭産出)	石炭	石炭	石炭	石炭
土産	415.5	9.7	115.6	(10.0)	620.8	12.0	42.0		
土産	200.0				200.0				
土産	245.0				245.0				
土産	5.0				5.0				
土産	1,892.8	2.1	2.4	(15.0)	1,897.3		4.0		
土産	22.5				22.5		0.1		
土産	380.0				380.0				
土産	2,295.3	2.1	2.4	(15.0)	2,299.8		4.1		
土産	5.0				5.0				
土産	1,186.0	4.5		(30.0)	1,231.0				
土産	368.5				368.5				
土産	1,584.5	4.5			1,589.0				
土産	446.1	3.9			450.0				
土産	217.0	7.0	6.0		230.0		5.0		
土産	27.0			(20.0)	87.0	80.0	8.5		
土産	346.8		8.0		354.8	2.4	5.0		
土産	5.5	113.0		(10.0)	113.0	5.0	18.0		
土産			40.0		40.0	1.0	0.4		
土産			0		0	15.0	1.8		
土産			26.0		39.0	15.0	4.0		
土産	22.9	3.1	4.0	(8.0)	30.0	16.0	4.0		
土産	402.2	256.1	111.0	(29.0)	832.3	8.0	10.0		
土産						55.4	47.1		
土産							80.0		
土産	59,755.6	3,238	235.0	(84.9)	6,534.4	67.4	228.8		
土産	743.5	1.5		(10.0)	745.0	3.3	8.0		
土産	34.0			(2.5)	39.0	0.8	3.5		
土産	94.4	0.6		(2.5)	95.0	3.0	0.3		
土産	2.81			(0.5)	2.8	0.5	1.0		
土産	874.7	2.1		(15.5)	876.8	7.6	12.8		
土産	55.0			(1.5)	55.0	7.0	2.5		
土産	19.0			(0.5)	19.0	0.7	1.0		
土産	12.3			(0.6)	12.3	0.6	1.0		
土産	50.0			(4.0)	50.0	6.0	12.6		
土産	24.1			(2.5)	24.1	2.4	1.0		
土産	25.5			(3.0)	25.5		3.0		
土産	10.0				10.0				
土産	195.9			(12.1)	195.9	16.7	20.1		
土産	41.0				41.0				
土産	26.0			(0.6)	26.0	4.9	3.9		
土産	23.1			(0.2)	23.1	1.5	10.0		
土産	2.6			(0.1)	2.6	0.3	0.2		
土産	66.0			(1.0)	66.0		1.4		
土産	9.2			(0.2)	9.2	0.3	1.4		
土産	3.8			(0.2)	3.8	4.1	1.2		
土産	14.1			(2.5)	14.1	1.3	4.6		
土産	8.3			(0.2)	8.3	2.5	0.9		
土産	240.0			(3.2)	240.0	2.5	3.5		
土産	60.0			(0.2)	60.0		2.0		
土産	494.1			(8.4)	494.1	38.4	28.1		

炭 6.1
石炭 9.0
配炭 2.5

品名	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
米	54.5								
油	25.7								
干乳及乳製品	30.1								
糖	17.7								
主原料	28.0								
燃料	38.0								
運賃	29.0								
煙草	36.2								
其他	204.3								
計	10.3								
衣類	0.5								
燃料	1.0								
飲食	0.5								
計	2.0								
街及館	120.0								
人及館	26.0								
其他	6.2								
計	152.2								
飲食用品	1.9								
工用品	1.9								
非飲日用品	3.3								
計	51.4								
計	58.5								
計	452.9								
石灰窒素カーバキト	1.5								
過燐酸石灰	7.1								
硫酸	0.5								
カリ肥料	1.4								
計	463.4								
計	161.7								
了電	82.7								
誘導品	40.0								
カ	38.0								
カ	10.4								
熱機	15.8								
有機	20.6								
化	49.5								
9	2.8								
火	8.7								

業種	昭和四十四年		昭和四十三年		昭和四十二年		昭和四十一年		昭和四十年	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
化学工業	石油	35	(0.5)	40	75	68	20	7.8		
	炭素	40	(1.0)							
	硝酸	11.8	(2.0)	11.8	11.8	1.8	3.5			
	硫酸	0.5		0.5	0.5	1.0	4.0	0.7		
	硝酸アンモニア	4.5	(1.5)	4.6	1.0	1.0	4.0	0.2		
	硝酸カルシウム	1.0	(1.0)	1.0	1.0	1.0	0.7			
	硝酸ナトリウム	1.4	(0.7)	1.4	1.4	1.0	1.0	0.7		
	硝酸アンモニウム	26.7	(5.0)	24.7	1.0	1.0	1.0	1.0		
	硝酸カルシウム	3.3	(1.0)	3.3	3.3	3.0	0.8			
	硝酸ナトリウム	11.8	(3.0)	11.8	11.8	37.0	20.8			
	硝酸アンモニウム	4.0	(1.0)	4.0	4.0	5.6	2.5			
	計	352.5	(8.3)	364.5	64.5	76.6				
	繊維工業	綿	28.6	(9.4)	28.6	0.8	38.6	3.5		
絹		2.8	(0.5)	2.8	5.0	2.9				
毛織物		15.6	(5.0)	15.6	6.3	0.8				
麻織物		5.3	(1.5)	0.7	0.7	0.6				
雑織物		0.7	(0.2)	1.2	1.2	2.0				
絹織物		1.2	(0.2)	1.2	1.2	4.0				
綿織物		9.42	(4.0)	9.42	1.0	4.0				
絹織物		7.10	(5.0)	7.10	1.0	3.0				
毛織物		8.28	(2.8)	8.28	7.0	8.5				
麻織物		-	-	-	3.2	0.7				
雑織物		30.42	(10.3)	30.42	29.5	20.5				
計		2.8	(0.7)	2.8		3.0				
化学工業		3174.9	10.7	334.5	235.0	396.0	932.0	300.0	712.0	
繊維工業										
計	9150.5		334.5	235.0	396.0	932.0	300.0	712.0		

備考

(1) 自家発電用炭は炭種別不明のため一応念て精炭と電力部門に租入れている。
 第一四半期については四半期別計面表の最後における自家発電用炭計面を参照されたい。

(2) 価炭炭は精炭の内数としてある。

昭和二十四年一月十八日

各警察管区本部長殿
都道府県本部警察隊長殿
(各自治体警察長)

国家地方警察本部刑事部長

不正保有物資等特別措置特別会計の買上対

象外の法令違反等の物資の処理について

昭和二十三年三月に過剩物資等在庫活用規則が公布施行せられ、之に基いて臨時物資需給調整法違反物資として全法第七條によつて没收された物資及び過剩物資等在庫活用規則による不正保有物資並びに全規則第九條によつて譲渡命令の発せられた過剩物資、其の他旧軍所有の埋没、沈没等の物資、重要物資在庫緊急調査令違反物資等については、総て不正保有物資等特別措置特別会計の買上対象とせられ、これが処理の実務は天々法令の定めるところによつて各公団又は政府特別会計の管理庁が不正保有物資等特別措置特別会計の委任を受けて代理処理することとなつてゐるが、警察における之が取扱については昨年四月二十日全国防犯統計課長会議の際に配布した「過剩物資等在庫活用規則の施行について」及び昨年九月二十日財防発第六二号「不正保有物資の認定と処理について」の通牒に

基いて遺憾なきと期しつゝあるものであるが、前記物資以外に属する他の刑法、関税法、物価統制令違反其の他の物資即ち不正保有物資等特別措置特別会計の買上対象外の法令違反等の物資へ以下單に法令違反等の物資という一の処理については中央關係官庁と接衝の結果、今後においては前記通牒と参照すると共に左記要領に基いて処理することとせると以つて關係官庁公団等と緊密なる連絡の上遺憾なきと期せられたい。

尚公団等の受入態勢が整備せられる迄は従来の方途によつて物資の処理に當られたい。

法令違反等の物資の処理要領

- 一 法令違反等の物資
 - (1) 本要領における法令違反等の物資とは次の各号の何れかに該当するものと期す。
 - (2) 物価統制法違反物資
 - (3) 関税法違反物資
 - (4) 各種法令違反の容疑があつて警察において発見取調べを行つたが立件しがない場合の物資であつて所有者において任意供出せるもの。
 - (5) 其の他何等かの理由により所有者に自由処分を認めるとし適当としない物資(例えは第三國人等の所有物資に對して進駐軍において供出を勧奨した物資等)
- 二 不正保有物資と法令違反等の物資との區別を明確にして事件送致するものとする
 - (1) 不正保有物資と法令違反等の物資との區別を明確にして事件送致するものとする

240
1.18
3-1

(2) 立件送致前刑事訴訟法第百二十二条の規定による換価処分を行う場合において不正保有物資と法令違反物資の物資とは区分の上従来よりの手帳により公団等に引取るものとする。

三、事件と立件し難い場合における処理

(1) 立件し難い場合において、其の物資を違反者に保有せしめることが適当でないと思ふときは所有者かう供出承諾書を徴して公団等を買取らせざるものとする。

(2) 公団等を買取らせるときは公団等に対して

- (a) 所有者又は保管者の住所氏名年令
- (b) 物資の保管場所
- (c) 物資名及び数量
- (d) 買取の理由
- (e) 其の他の参考事項

等を連絡通知するものとする。

(3) 列車の一斉取揃取揃の突情に依り前記公団等に対する連絡通知事項の一部を省略することが出るものとする。

四、買取感度
不正保有物資並に前記法令違反の物資中の(2)(3)に該当する物資であつて立件手続に付される場合において当該法令の手続によつて換価処分を行う場合及び事犯と立件し

かたい場合はおける物資即ち前記法令違反の物資中の(4)に該当する物資については原則として直轄互記の帳簿に買取らせざるものとする。

物資名

- | | |
|-----------|------------------|
| 一、主要食糧 | 食糧管理特別会計又は食糧配給公団 |
| 二、アルコール | アルコール専売事業特別会計 |
| 三、薪 不灰 | 新炭供給特別会計 |
| 四、塩 | 専売局特別会計 |
| 五、貴金属等 | 貴金属特別会計 |
| 六、味増醬油等 | 食糧品配給公団 |
| 七、油糧 | 油糧配給公団 |
| 八、飼料 | 飼料配給公団 |
| 九、石炭類 | 配炭公団 |
| 十、石油製品 | 石油公団 |
| 十一、肥料 | 肥料配給公団 |
| 十二、酒類 | 酒類配給公団 |
| 十三、其の他の物資 | 産業復興公団 |
- 但し鮮乾奥蘇系生菓子類を除く
- (詳細別添る公団取扱物資名一覽表を参照のこと)

五 買取価格及び措置

(1) 法令違反等の物資に対する公団等の買取り価格については特別の規定なきを以つて概ね従来通りの価格によるものとするも左に掲げるものについては此処に定める価格を以つて公団等に買取らせしものとする
尚不正保有物資については過剰物資等在庫活用現則第三条に定める価格を以つてするものとする

(4) 食糧配給公団に買取らせし物資にあつては買取らせし時の政府拂下価格
(5) 産業復興公団に買取らせし物資にあつては買取らせし時の卸売価格又は之に準ずる価格より二割以内を引去りたる価格
い 肥料配給公団に買取らせし物資に在つては買取らせし時の生産者価格より価格差補給金の額を引去りたる価格

(2) 公団等においては法令違反等の物資を買取する場合に不正保有物資等特別措置特別会計に關係なく現金を以つて可及的速かに決済することとすべし公団等の決済する対価が莫大に低き公団等の資金繰りの実情に依りて当該物資を公団等に処分した後において決済することが得らるる

(3) 公団等は警察から法令違反等の物資の買取りを求められたときは、これを買取ることとすべし其の数量が僅かに少むもの或は活用の途の乏しいものであつても引取ることとすべし又地域的に過剰の地であつても可及的速

かに集積する等の方法を講ずるものである

六 買入態勢

(1) 公団等においては概ね左によつて買入態勢を整備し警察取締に支障をよそない様態を施中である

(4) 全国各地に支部、出張所又は駐在員を設置又は増員すること

(5) 全国的に相当数の数の警察署単位に一箇所一の業務取扱機関を決定し、これに物資の引取り又は買上販売等の業務を代行せしめること

(6) 前項の場合においては其の下部組織として登録販売業者、指定販売業者等の中間又は不端の統制機関を利用し之を行はせる

(2) 前記の態勢整備は産業界復興公団において急速に実現を計つていさむも他の公団等は概ね従来同様として之を取扱はせることとなつていさむ

別紙

各種公団取扱物資名

公団又は特別会計名	取扱物資名
アルコール専売事業特別会計	アルコール
薪炭需給特別会計	(一)木炭 (二)薪
専売局特別会計	塩
全資金特別会計	(一)金 (二)白金 (三)銀 (四)イリジウム等
肥料配給公団	(一)硫酸アンモニア (二)石灰窒素 (三)過磷酸石灰 (四)化成肥料 (五)輸入加里塩 (六)硝酸アンモニア (七)トーマス燐肥 (八)肥料荷 粉 (九)輸入骨粉 (十)輸入獸骨を原料とする骨粉 (十一)前拓地用炭 酸カルシウム肥料 (十二)緊急用農薬 (十三)肥料配給規則第二十七條 に基く肥料の容器一め、麻袋又は農林大臣の指示するクラフト 紙袋)
食料品配給公団	(一)味噌 (二)醬油 (三)アミノ酸(含グルタミン酸ソーダ) (四)砂

配炭公団	糖
石油配給公団	(一)石炭 (二)コークス(半成コークスを含む) (一)揮発油 (二)燈油 (三)軽油 (四)重油 (五)機油及半固体機油 (六)石油副生品 (一)アスファルト (二)石油ピッチ (三)パラフィン
飼料配給公団	(一)輸入飼料 とうもろこし、とうもろこし皮、高リヤン、配給飼料、小す ま、大豆がす、魚がす、やし油がす、米ぬが、くず小麦、え んぱく、飼料用食物がす、フルーデンフィード、アルファ ミール、草の実 (二)配給飼料(飼料配給規則第九條によるもの) (三)米ぬが(食糧配給公団及酒造業者の生産のもの) (四)米ぬが、油がす(今右を原料として生産されたもの) (五)小すま(輸入の小麥又は食糧管理法により政府に売渡された 小麦から生産されたもの)

(六) 魚がす(鮮魚介配給規則の規定により加工用又は非食用となつた鮮魚介を原料として生産されるもの、但し食糧管理特別会計又はその指定するものが買入れられるものを除く)
 (七) どうもろこし脱脂はいが
 (八) どうもろこし皮
 (九) 高リヤン(マイロ)ぬが
 (十) 麦ぬが(輸入の麦類又は食糧管理法により政府に売り渡される麦類の精麦によつて生産されたもの)
 (十一) 乾燥どんぶんがす
 (十二) しょうゆがす(みぞ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則によるしょうゆの生産業者の生産するもの)
 (十三) やし油がす
 (十四) 飼料用大豆がす
 (十五) 大豆皮
 (十六) ビートパルプ
 (十七) 乾燥酒精がす
 (十八) ビールがす

油糧配給公団

(十九) えんばく
 (二十) 食糧不道物(食糧管理法により政府に売渡された食糧であつて腐敗变质、その他の理由により農林大臣が食用に適しないと認めらるもの)
 (二十一) 輸入飼料作物の種子
 (一) 国内産油脂原料
 (イ) 大豆 (ロ) なたね (ハ) かつし (ニ) あまに (ホ) 桐実 (ヒ) ひまし
 (二) 外国産油脂原料
 (イ) えごま (ロ) あまに (ハ) 麻実 (ニ) けし (ホ) ひまわり (ヒ) からし
 (イ) 綿実 (ロ) ごま (ハ) なたね (ニ) 落花生 (ホ) カボック種子
 (イ) ひまし (ロ) パーム核 (ハ) コブラ (ニ) 大豆
 (三) 指定植物油脂
 (イ) え油 (ロ) あまに油 (ハ) 桐油 (ニ) 麻実油 (ホ) けし油 (ヒ) ひまわり油 (ロ) 国内産原料から製造されたものを除く (イ) 大豆油 (ロ) からし油 (ハ) 綿実油 (ニ) ごま油 (ホ) なたね油 (ヒ) 落花生油 (ロ) カボック油 (イ) ひまし油 (ニ) オリーブ油(国内産原料から

	<p>製造せられたものを除く)</p> <p>(イ) パーム油 (ロ) やし油 (ハ) しよ うゆ油 (ニ) 米ぬが油 (ホ) とうもろこし油</p> <p>(四) 指定動物油脂</p> <p>(イ) 鯨油 (ロ) 魚油 (いるか油・あざらし油・おつとせい油を含 む以下全じ) (イ) 蚕蛹油 (ニ) 牛脂 (国内において製造された ものを除く) (ホ) 豚油 (国内において製造されたものを除く)</p> <p>(五) 指定油滓</p> <p>圧搾法又は抽出法により指定植物油の原油を製造するとき 生ずる油滓及び指定植物油又は指定動物油脂の原油はアル カリを加えて精製するとき生ずる油滓</p> <p>(六) 指定油粕</p> <p>コブラ以外の指定油脂原料から国内において製造せられる油 粕及び食糧として輸入せられた大豆油粕をいう。</p> <p>(七) 人造バター</p> <p>(一) 米穀 (二) 大麦 (三) はたか麦 (四) 小麦 (五) 甘藷 (含加工品) (六) 馬鈴薯 (含加工品) (七) 雑穀 (八) 穀粉 (九) めん類 (十) パン</p>
--	--

<p>食糧配給公団</p>	<p>(五) 澱粉 (六) どんぐり (七) くず根 (八) 白ぬが (九) しよ う麦</p> <p>註 雑穀</p> <p>大豆 小豆 えんどう なたまめ とうもろこし とうもろこし とうもろこし とうもろこし 豆 そば えんばく しいまき あわ ひえ きび つこし とうもろこし 落花生</p>
酒類配給公団	酒類 (果実酒を除く)
産業復興公団	その他物資

昭和二十三年度第四回防務省用石川配当計画表(案)

E S B 24 1119

單位 圓

大	目	中	分類	配	当	量	備	考
石	炭	鐵	炭	他	の	計	127配船(各500円備忘帳)	
				3,152,000				
				5,200				
				3,157,200				
至	炭	鐵	炭					
				69,500				
鐵	山	精	煉	鐵	他			
				71,800				
				32,400				
				104,200				
石	油	鐵	精	炭	製			
				10,000				
				1,500				
				11,500				
鉄	鋼	炭	鐵	炭	他			
				39,850				
				398,500				
				536,000				
				21,600				
				67,200				
				175,000				
				799,800				
陸	軍	陸	軍	陸	軍			
				76,500				
				76,500				
				450,000				
				147,500				
				25,700				
				12,500				
				635,700				
海	軍	海	軍	海	軍			
				172,000				
				172,000				
				52,500				
				254,500				
金	庫	工	業	金	庫			
				112,400				
				112,400				
				1,300				
				12,300				
				45,000				
				48,600				

2000
1910
1.22
3/e

14

12

裏面白紙

大 小 類	中 介 類	配 当 量	備 考
鐵 工 業	鐵 工 業 他	97,300 1,150,000 283,550 392,350	鐵 道 局 係 工 事 場 以 外 及 石 炭 採 取 工 事
炭 業	炭 業 他	13,600 9,300 35,900 57,800	
水 産 業	水 産 業 他	23,100 305,000 328,000	
林 業	林 業 他	310,500 299,000 1587,500 42,500 44,500 10,000 11,000 108,000	林 業 係
製 糖 業	製 糖 業 他	24,100	
煙 草 業	煙 草 業 他	381,200 15,400 396,600	
通 信 業	通 信 業 他	344,000 344,000	
電 力 業	電 力 業 他	98,000 4,300 12,000 109,300	
瓦 工 業	瓦 工 業 他	5,500 5,500	
紙 業	紙 業 他	1,000 4,000 5,000	
印 刷 業	印 刷 業 他	24,900 24,900	

裏面白紙

入 場 種 別	中 分 類	配 出 価	備 考
物 資 類		4,930.00	
十 小 支 架	一 等 機 士 器 船 計	2,453,300.00 3,885,500.00 2,838,800.00	夏 野 省 因 休 文 野 省 因 休
外 洋 品 工 業 業		125,000.00	
運 輸 機 器 運 送 機 器		8,300.00	
石 炭 採 取 業		9,900.00	
石 炭 採 取 業		9,800.00	
土 石 採 取 業		12,400.00	
運 送 機 器 運 送 機 器		5,500.00	
運 送 機 器 運 送 機 器	運 送 機 器 運 送 機 器 計	132,100.00 141,000.00 275,100.00	
買 入 の 他 諸 産 業	運 送 機 器 運 送 機 器 計	5,400.00 16,100.00 1,920.00	
	運 送 機 器 運 送 機 器 計	23,420.00	
官 衛	運 送 機 器 運 送 機 器 計	2,600.00 26,500.00 2,800.00 8,600.00 63,400.00 103,900.00	
其 他 の 他 計		548,339.00 9,724,609.00	

裏面白紙

リング用及労働者用衣料品生産計画(第一表)

E. 总括表

1.19
3-5

	10-12/48		1-3/49		4-6/49		7-9/49		10-12/49		計
	大産	製高産	大産	製高産	大産	製高産	大産	製高産	大産	製高産	
小中機脚	1,500	2,042	3,420	2,615	3,430	2,615	3,000	2,110	3,000	2,110	10,000
計	1,500	2,042	3,420	2,615	3,430	2,615	3,000	2,110	3,000	2,110	10,000
衣中機脚											
計											
炬兼用服	1,000	1,138	2,420	2,052	3,000	2,615	3,700	3,200	4,200	3,700	15,000
計	1,000	1,138	2,420	2,052	3,000	2,615	3,700	3,200	4,200	3,700	15,000
刈り又	2,000	2,274	1,135	1,252	800	800	300	300	400	400	8,000
計	2,000	2,274	1,135	1,252	800	800	300	300	400	400	8,000
久才ル	150	136	185	180	400	400	500	500	600	600	2,000
計	150	136	185	180	400	400	500	500	600	600	2,000
靴下	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	2,000
計	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	2,000
手袋	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,200
計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,200
白衣	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	10,000
計	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	10,000
計	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	40,800
一般消費者											
計											

裏面白紙

23

1) ショウ用及労働者用衣料品生産計画 (第二表)

E. S. B 衣料課

		10~12/48		10~12/49		1~3/49		4~6		7~9		10~12/49		計	
		数量	製品費	数量	製品費	数量	製品費	数量	製品費	数量	製品費	数量	製品費	数量	製品費
小巾織物 (反)	リソワ	1,500	1,042			3,430	2,415	3,430	2,415	3,000	2,110	(3,400)	(2,391)	(3,400)	(2,391)
	一計	1,500	1,042			3,430	2,415	3,430	2,415	3,400	2,391	(3,400)	(2,391)	(3,400)	(2,391)
広巾織物 (反)	リソワ			120	100									6,160	5,352
	一計			120	100									6,160	5,352
作業用被服 (点)	リソワ	1,000	1,138	400	452									800	910
	一計	1,000	1,138	400	452									800	910
メリヤス 外 衣 (点)	リソワ					600 (内増300)	800	600 (内増300)	800	300 (内増150)	400				1,500 (内増700)
	一計					600 (内増300)	800	600 (内増300)	800	300 (内増150)	400	2,000 (内増500)	1,333	2,000 (内増200)	2,000
タオル (本)	リソワ					350	328	700	910	700	910				550
	一計					350	328	700	910	700	910	600	5,455	600	5,455
靴 下 (双)	リソワ					9	80	9	80	10	90	12	100		42
	一計					266	222	267	222	339	282	338	2,813	350	2,913
手 袋 (双)	リソワ					500	3,333	500	3,333	200	1,340				720
	一計					196	1,307	308	2,050	720	4,800	920	6,140	920	6,140
白 衣 (着)	リソワ	120	1,315											1,230	1,345
	一計	120	1,315											1,230	1,345
計	リソワ	2,500		520		4,399		4,399		3,460		12		6,960	
	一計	1,120	1,665			812		1,175		2,309		2,358	9,265	22,382	
一般消費者用	リソワ	3,620		2,185		5,402		5,515		5,770		5,770	16,225	44,187	
	一計	6,580		1,701		1,558		1,333		7,333		12,535			
総 計	リソワ	10,200		2,085		7,103		7,103		7,103		7,103	16,225	57,022	
	一計	10,200		2,185		7,103		7,103		7,103		7,103	16,225	38,612	
内訳														18,410	

1.19
305

裏面白紙



生産資材在庫制限要領 (経本訓令案)

二四一三〇 経本生産局

第一條、この要領は別表第一乃至第四に掲げる生産資材(以下在庫制限資材という)の出荷を円滑ならしめて、その有効利用を促進することを目的とする。

第二條、在庫制限資材の生産業者は、その所有する在庫制限資材が別表第一乃至第四に定める保有限度を超えるに至つた場合には、直ちにその旨を在庫制限資材の所管官庁(以下所管官庁という)に届出でなければならぬ。

前項の届出に基き、所管官庁は当該在庫制限資材の需要者の主務官庁に連絡して現物化の斡旋を行ふと共に、物資の需給調整上特に必要ある場合には、経済安定本部總裁の定める方策に基き、公団及びその他の者に対し当該在庫制限資材の譲渡を命ずることが出来る。

第三條、在庫制限資材の販賣業者は、別表第一乃至第四に定める保有限度及び起運期間を超えて、引籠ま在庫制限資材を所有してはならぬ。但し、左の各号に掲げる場合において、所管官庁の許可を受けるときは、この限りでない。

- 一、 需要者の代金支払遅延による場合
- 二、 輸送の不円滑による場合
- 三、 季節的需要の不均衡による場合

四、 天災、事変による場合

五、 その他経済安定本部總裁の定める方策に基き、物資の需給調整上特に必要ある場合

第四條、在庫制限資材の生産業者並びに販賣業者は、当該在庫制限資材の出荷実績が常に明確に判明するよう、関係書類を整備しておかなければならぬ。

第五條、前三條の措置を行うため、主務大臣は所要の命令を定めることを要する。

附 則

この訓令は公布の日よりこれを施行する。

別表第一

物資名	保有限度	超過期間	備考
鉄 鋼管 普通鋼 (鋼管製品及び 圧延鋼材をいう) 鉄鋼二次製品 鉄屑 (船舶、商船及兵艦の 解体により発生したるの 鋼屑)	過去一ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日	

別表第二

物資名	保有限度	超過期間	備考
重要非鉄金属 重要非鉄金属製品 電線 伸銅品	過去三ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日	

別表第三

物資名	保有限度	超過期間	備考
鋼管、鉛板 減摩合金 木片 大豆板 重要金属圧延品 油脂及重要油脂製品 紙 心 ル ノ	過去三ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日	

重要非鉄金属製品
 1. 銅合金、鋁合金、鉛合金等
 2. 銅合金、鋁合金、鉛合金等
 3. 銅合金、鋁合金、鉛合金等
 重要化学製品

裏面白紙

ゴム	ゴム
ゴム製品	
建築用資材	
イ、音通煉瓦	
マ、ルーフィングペーパー	
標準電気機械	

別表第四

物 資 名	保 有 限 度	超 過 期 間	備 考
纖維(麻を除く) 織維製品	過五回ヶ月間の 出荷実績	三十日	
反 車 車 下 タ ン 膠及びセ 蒸絶縁材 炭火コルク板 主圧搾コルク板			

(5)

昭和二十四年度酒類需給計画策定要領

(昭二十四(一)ニ
E.S.B. 昭工食品部)

一 基本方針

目下経済復興計画委員会に於て策定中の経済復興計画の基本方針に副いつ、現在兵へ
うれてゐる前提条件並に酒類の特殊性及考慮の上昭和二十四年度生活物資需給計画策定
基本方針に於いて昭和二十四年度計画の實現を期するものとするが、此が實現に當つては
次の五つの重点を指向するものとする。

- 一 生産の増進
- 一 酒類の適正なる調整
- 一 需給防止の徹底
- 一 輸出入促進
- 一 容器(新樽)の生産

二 配当

現在の日本の経済を速かに復興せしめる同機方策の一環として酒類が現下の國家財政
需要及び労働政策上並に國內重要物資集積確保に資する双六であるといふ認識を立脚
して経済九原則に示された主旨を綜合的に貫徹に実行するに付特別酒類需給と増進し且つ
産業用途の確保を計らなければならぬ。即ち用途別配当について右の要領により策
定するものとする。

1.22.
10-4

(一) 特別価格酒

昭和二十二年十二月創設以来引続き実施中であるが、昭和二十三年七月閣議財政事情の適応化により税率の引上げを断行せざるの止むなきに至つた。これがたゞその酒類は一般物価水準と比較して際際以上となりざるを得ない実情である。しかして消化率は当初計画を遥かに下廻る状態にあり前期の財政収入目標達成に一大支障をきたして居るので、この対策は甚だ腐心してある処であるが、これら障害の根本的原因は酒格の限界線以上であり且つ之に相へるとみれば増産の傾向にある酒類の増産を前年と同等の酒格の適正なる調整と密造防止の徹底にある。従つてこれが数量の増加を計ると共に消化促進と國民保健上の見地から民衆酒場設置の実現を期し以つて租税の増徴を計るものとする。他商品調整と消化促進対策として容器(新樽)の生産を絶対的に確保するものとする。

(二) 産業用

国内重要産業の生産増進、輸出の振興、食糧増産、災害の復旧、防除等を計り以て日本の経済の復興を速かに回復しなげねばならぬ現状にあるといふ事実に鑑み、これらに救済する労働者の労働力の増進確保するといふ見地から産業用として最少限前年度と全量程度を確保する必要がある。

(三) 家庭用

基礎産業の培養及び輸出振興との重点指向によつて國民の物的水準は依然不足を余儀なくせざるを得ないが他の生活物資の一般民需用については國民消費水準回復の促進に努めるといふ事柄と家庭用配給の圧縮は強迫の教訓の一起因であり國民生活の最少限の満足を保持する見地から若干の増加を計画すべきである。

(四) 輸出用その他

輸出用については戦前の輸出実績と今後の輸出状況とを勘察し相当量を計画するものとする。

危機警察及び外地引揚賜還費用、造幣費用、非常用及びその他については前年度同量とする。

三 生産

右の観当計画の実施により経済九原則の精神を文辭してこれを遂行の完璧を期する大めには生産量を於て昨年度に比し約六〇物の増加を計らねばならぬ。これがたゞ原料用として米六五〇千石、小麦三〇〇千石及び苜蓿八五〇〇千石を絶対必要とする。然して各酒類については出来る限りの品質の向上を計り特に本年度に於ては原料の原料配当の方法をとるものとする。

右に對する燃料その他資材については原單位の再検討を行い必要量はこれを絶対的に確保するものとする。

四 酒類製造対策

昭和二十三年度は近年稀な豊作であつたため主食生産は於て常に増産が把握し、これがため主食の不正使用による供出の阻害、國民保健上下に及ぼす悪影響、潜在的酒税の損失等、この國家的損失は膨大なるものである。これが対策としては防止、宣伝及び取締に万全を期してゐる。この諸原因について、何等の配当の項にて述べた処であるが、この対策は一つに酒類の増産にあるが主食供出の促進の一節として酒類等純醸造の実現を計るものとする。

五、需給計画

別紙A、B、Cの三案につき検討する。

昭和23年度第四、四半期「一」追加配当計画

大分類	小分類	数量	量
化学肥料	灰	2,957	2
	— 硫酸	2	
	— 磷	2,959	
	— 其他	0	
	— 硫酸	230	
	— 磷	50	
	— 其他	0	
	— 硫酸	123	
	— 磷	311	
	— 其他	861	
造船	造船	528	
	— 船	8	
	— 其他	2	
	— 船	33	
	— 其他	64	
	— 船	121	
	— 其他	116	
	— 船	66	
	— 其他	500	
	— 船	964	
其他	其他	241	
	— 其他	2,165	
	— 其他	8	
	— 其他	110	
	— 其他	110	
	— 其他	339	
	— 其他	887	
	— 其他	3	
	— 其他	404	
	— 其他	407	
食品工業	食品	85	
	— 食品	90	
	— 食品	2,625	
	— 食品	21	
	— 食品	490	
	— 食品	1,353	
	— 食品	477	
	— 食品	39,676	
	— 食品		
	— 食品		
其他	其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		
	— 其他		

310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500

25

大	介	環	八	介	類	款	量
業	工	業	信自陸産自駐代鉄瓦	保	鋼 1 軌 品 物		30
					鋼 1 軌 品 物		377
					鋼 1 軌 品 物		316
					鋼 1 軌 品 物		310
					鋼 1 軌 品 物		300
					鋼 1 軌 品 物		989
					鋼 1 軌 品 物		4,199
					鋼 1 軌 品 物		0,241
					鋼 1 軌 品 物		101
					鋼 1 軌 品 物		122
業	工	業	信自陸産自駐代鉄瓦	保	鋼 1 軌 品 物		211
					鋼 1 軌 品 物		256
					鋼 1 軌 品 物		342
					鋼 1 軌 品 物		244
					鋼 1 軌 品 物		6
					鋼 1 軌 品 物		477
					鋼 1 軌 品 物		45
					鋼 1 軌 品 物		1,804
					鋼 1 軌 品 物		55
					鋼 1 軌 品 物		611
業	工	業	電 甲 鋼 産 其	保	鋼 1 軌 品 物		826
					鋼 1 軌 品 物		856
					鋼 1 軌 品 物		30
					鋼 1 軌 品 物		370
					鋼 1 軌 品 物		468
					鋼 1 軌 品 物		3,216
					鋼 1 軌 品 物		81
					鋼 1 軌 品 物		14
					鋼 1 軌 品 物		30
					鋼 1 軌 品 物		385
業	工	業	電 甲 鋼 産 其	保	鋼 1 軌 品 物		2,569
					鋼 1 軌 品 物		220
					鋼 1 軌 品 物		6,920
					鋼 1 軌 品 物		3,430
					鋼 1 軌 品 物		67
					鋼 1 軌 品 物		193
					鋼 1 軌 品 物		224
					鋼 1 軌 品 物		149
					鋼 1 軌 品 物		100
					鋼 1 軌 品 物		159

大分類	中分類	種別	数量
産業機械	紡手消埃バ、時手製紙具、普通建字具	鋸	123
		手消埃バ	64
		時手製紙具	37
		普通建字具	22
		銅製物品他	10
		不計機	17
		理他	5
		計	120
		計	100
		計	179
		計	5,025
		計	490
紙	紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙	紙	230
		紙	166
		紙	96
		紙	505
		紙	1,993
		紙	82
		紙	147
		紙	23
		紙	222
		紙	181
		紙	254
		紙	680
官電	官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電、官電	官電	74
		官電	616
		官電	58
		官電	614
		官電	212
		官電	69
		官電	177
		官電	1,987
		官電	77
		官電	103
		官電	55
		官電	1
産業機械	産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械、産業機械	産業機械	94
		産業機械	112
		産業機械	128
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12
		産業機械	12

米軍余剰衣料品の重要産業労働者に対する配当計画 (24122ESB衣料類)

品名	配当			積込	輸送	残	計	戻給	参照
	石炭	燃料	化学肥料						
作業手袋	220000	20000	-	-	14000	258,000	428,741-100 189,415-00 (254,000.00)		
作業手袋	425,000	-	20,000	20,000	50,000	3,000	185,000	917,741-100 38,932-00 (185,000.00)	2311,928,423 (10028) (機械修理費) 231224 給与 400 「次元的普及」による重要産業労働者への服装切替として労働用服装に用いた米軍余剰衣料品の活用件
作業手袋	-	-	20,000	-	47,512	-	67,512	30712-500 67,899 (47,512)	232207 SCARF 5653-A 「地下鉄及バス乗用車用防寒用服装」に用いた米軍余剰衣料品の活用件
作業手袋	-	-	40,000	-	2,300,000	4,300	305,000	26,157 189,918,119 9,387 衣料費 8,388 20-55/1,111 225,726 20-55/1,111 225,726 20-55/1,111 225,726	23233A9+23 「日本国産重要産業労働者」の 衣料品の活用件
作業手袋	-	-	-	-	-	-	56,899	15,028,119 122,181 296,201-40,647 (56,899)	
作業手袋	-	-	-	-	-	-	32,124 24,518 8,236		鞍山積算: 2011 2011/11 2011/11 2011/11 2011/11 (2011/11)

7/2
1.28
31d
v

15

昭和23年度7/4半期人員欠理格別明細

24. 1. 24

31

需 要 部 門	種 類	品 種			計 量 数	積 累 量	用 途	主 務 官 庁 名
		規 格	番 号	市 長				
陸 軍 軍 用	計				29,000			
	計				20,000			
	靴 類				8,400,000			
	靴 類	靴 類	靴 類	靴 類	2,000	590	靴 類	陸 軍 軍 用
					5,000	4,441	靴 類	
					5,000	555	靴 類	
					3,000		靴 類	
					85,000		靴 類	
	計				10,000			
	計				8,550,000			
海 軍 軍 用	靴 類	靴 類	靴 類	靴 類	3,000	877	靴 類	海 軍 軍 用
					8,000	276	靴 類	
					4,000		靴 類	
					3,973		靴 類	
					5,000	4,441	靴 類	
					3,000	584	靴 類	
					30,000	8,771	靴 類	
空 軍 軍 用	靴 類	靴 類	靴 類	靴 類	7,100		靴 類	
					2,300	4,097	靴 類	
					3,800		靴 類	
					2,000	485	靴 類	
					500	119	靴 類	
					400	56	靴 類	
					260	28	靴 類	
					140	29	靴 類	
					100	26	靴 類	
					100	26	靴 類	
					1,300	477	靴 類	
					600	245	靴 類	
					4,000		靴 類	
					200	53	靴 類	
					2,500	425	靴 類	
					2,193,000		靴 類	
					19,800		靴 類	
合 計					10,818,000			

註 輸送品以外の使用人員を本表に載せている以下とする。

33

2.9
325

32

4 紡毛糸 昭和23年第四半期農作物生産計画表 E.S.B 材料課

品目	別当数量 kg	規格	番寸	使用枚数 枚	巾×長	投込枚量	方	概	備	考
糸 1-1 除消費品用	100,000		7/4	100,000						
糸 1-2 大引糸用	30,000		10/1	30,000						
糸 1-3 大引糸用	218,400		10/1	218,400						
糸 1-4 少年用	41,200		10/1	41,200						
糸 1-5 青年用	50,000		70/1	50,000						
糸 1-6 地	1,110,400		10/1	250,400	145×40	6,200	300,050			
糸 1-7			7/1	400,000	"	8,848	513,008			
糸 1-8			5/1	400,000	"	5025	201,450			
糸 1-9			7/1	740,000	"	14,230	825,340			
糸 1-10			5/1	500,000	"	6,281	304,298			
糸 1-11	42,000		10/1	42,000						
糸 1-12	2830,000			2,830,000						
糸 1-13										
糸 1-14	250,000		10/1	250,000						
糸 1-15	2030,000			3,080,000						

14.

8. 人絹糸

品目	割当数量	規格	卷子	採用糸数量	巾入長	製品数量	方碼数	備考
手絹糸	100,000 (kg)			100,000				
靴下	154,000		1200	154,000				絹糸以経糸
メリヤス肌着	209,000		1200	209,000				
			1500	99,000				
MINI板乳服用	50,000		1200	50,000				
青年隊人	20,000		1200	20,000				
布地	351,200	平地		134,000		33,500		
		丸襟着		100,000		10,000		
		天織織		15,000		3,000		
		帯		10,000		1,000		
		朱子		53,200				
		綾織		39,000				
布帛外衣肌着	26,000	朱子		26,000				
少平用	21,500	"		21,800				
"	90,000	綾織		81,000		12,100		
"	20,000	朱子		35,000		5,000		
"	20,000	"		20,000		2,857		
布帛外衣肌着	850,000	人平		300,000		60,666		
		塩織		400,000		80,000		
		平地		150,000		33,333		
襪品	150,000			150,000				
襪留	55,000			55,000				
計	2,193,000			2,193,000				

昭和二十四年度赤増正油アミノ酸需給計画案定基本方針

(一) 二四 一 二五
E S B)

27
10-4

31

一 赤増正油、アミノ酸については経済復興計画の基本方針に副いつ、その配給の確保
にまつて国依存を極力排除し、國民すべてが均しく耐乏生活を行動する様状給の確保を
計ると共に、食料加工及び攝取の合理化を計るために、その質的向上を計る。
二 赤増供給については、極力国内原料の確保を計る外その割当に當つても、生産者の設
計、技術等と勘案し策中生産を奨励する。

三 配給を円滑化し、且生産過程を正始化するために製品蓄積の増大を考慮する。
このため特に上半期における生産の増加を計る。

四 制当原料の現物化の促進を計ると共に、生産資金を要し確保することに努める。
五 輸出の可能なものについては極力これを推進する。

六 味増については、澱粉原料として、コーンロを供用するが増費用率の供用は、これを
停止する。

七 その配給量は月当下半年の配給基準量を確保するが、季節的需専の変化に依じ、その
基準量を定めることも考慮する。

八 醬油については、原料利用効率を因るため新技術に基く醬油及びアミノ酸へ原材料
の供給可能な限度においまの増産を図ると共に、普通醸造正油についても期間の短縮

を訂リ二十三年度下半期の配給基準量を配給するものとし、且つ、その品質の向上へ含
有率一%とする)を計る。

輸出については、加工貿易方式によることとし、計画策定はしない。この場合におい
、その輸出は、国内供給を乱さない限度とする。

・八、グルタミン酸ソーダは必需品に對する若干の国内配当を除き、他はすべて輸出するもの
とする。

その生産については輸出が可能であり、グルタミン酸ソーダの副製品、アミノ酸の生産量
の増大が輸送上の損失に及ばず、且原材料の許す限度においてこれを確保する。

1.28
31d
✓

水産主食労働配修正集

1949.1.27

1 沿岸関係

4) 定置網による

種	年間労働人員 (本月量計)	月平均労働 数	一人一日 配	年間所要量	備	号
定置	802,959	20日	140日	3424屯		
場	678,643	10	140	1019		
以東底曳	138,215	13	140	310		
其の他	-	-	-	-		
計	1,619,817	15	-	3,753	月平均 313 屯	

(b) リニリ制による

種	年間所要数量	100%当り(1.2)率	年間所要量
定置	111,276	(2.8)%	3,338屯
地	84,400	(2.8)	2,592
以東底曳	35,536	(2.8)	1,075
其の他	169,050	(2.8)	5,072
計	423,562	2.8	12,077

(c) (丁及び(四)合計年間所要量 1,644,300 屯 (月平均 1,369 屯)

2. 遠洋関係

4) 定置加配と増加する漁種

漁種	年間労働人員	年間所要日数	一人一日当り配量	年間所要量	備	号
トロール網漁	114,121	300日	420	197		
以西底曳	10,127	300	420	1435		
その他	20,138	300	420	2,719		
計	33,221			4435	平均所要量	363 屯

(c) 定置加配措置の換種

換種	年間労働人員	年間所要日数	一人一日当り配量	年間所要量	備	号
経漁	13,644	240日	350	1,588		
近遊網	447	300	350	510		
計	18,091			1,838	月平均所要量	136 屯

(c) (c)と(c)との合計 50,312 屯

5989 屯 月平均 499 屯

3. 沿岸 遠洋合計所要量

現	行	修	正	集	修	正	集	増加量
年	回	月	間	年	間	月	間	年
沿岸	13,500屯	1125屯	16430屯	1,369屯	2,930屯	244屯	244屯	
遠洋	3904屯	242屯	5989屯	499屯	3085屯	257屯	257屯	
計	16,404屯	1367屯	22,419屯	1,818屯	6,015屯	501屯	501屯	

35

昭和24年度主要資材部門別配当計画表

24.1.27

部門	資材名	鉄	鋼材	セメント	カーボン	石炭	電力	一般用材	造船用材	板ガラス	銅索	電線
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(100kwh)	(千円)	(t)	(t)	(t)	(t)
供給量総計	A	(17200) 372900	(62500) 1197500	1776136	680849	12977 359221	13275	42635.5	2505000	1683846	29086	4500 2300 51500
	B	470000	(90000) 1800000	280000	123000	2400.0 424000	14607	41500	2600000	2050000	32500	2400 6700 54300
進駐軍用	A	20850	81000	129000	4105	10667	1100	1124	115000	118000	650	4250
	B	8000	20000	140000	4000	700 13700	1100	1000	150000	109000	200	2000
輸出用	A	29900	240000	248695	1720	11808		870		258450	1350	1483
	B	58000	500000	610000	4000	12000		1800		389500	(491)	2780
国内鉄	A	(750) 25930	(3900) 128100	71522	1390	74752	1267	2650		31200	1310	
	B	31500	(20000) 188000	125000	1300	700 75300	1411	9800		36000	1400*	1000 3800
海運	A	(200) 670	(1800) 7350	67047	500	13383		368	100000		690	250
	B	1000	(13000) 11000	80000	900	15800		350	100000		1800	280
電力	A	(700) 9000	(2250) 44850	156000	2000	32086		650			1085	4500 700 10100
	B	13000	80000	340000	2300	17040 63540		850			1600	2000 2000 14000
石炭採業	A	(200) 36500	(3600) 147200	146118	9564	28676	2077	1300			11560	5265
	B	45000	(5000) 175000	180000	10000	7000 24400	2345	1304			12165*	1000 4600
鉄鋼	A	(300) 86200	(5000) 21400	25335	20965	10472 39379	1449	250			1060*	30 560
	B	107000	40600	40000	38000	2000 700 3920 54350	1770	350			1400	640
鉛	A	(1000) 105300	(14000) 60800	15250	10200	1471		95	2290000	8910	2035	530
	B	24000	(40000) 145000	20500	12400	2000		90	2350000	10200	1200	800
紙	A	(2700) 27845	(2500) 97520	129845	14260	5562	1048	13276		42230	520*	450 2530
	B	42100	(17500) 127700	17000	15700	5830	1015	1290		50000	750*	1000 2600

注 ① Aは1948年の配当実績 Bは1949年の配当計画を示す。
 ② ()は配当量(括弧無しの数値)中の過剰在庫量を示す。
 ③ 石炭に於て ①は輸入炭を ②は自家発電用を 進駐軍の③70.0 鉄鋼④70.0は可能な場合の流用する意図を示す。尚⑤は外数⑥は内数である。
 ④ 電力の数値は自家発電を含む。
 ⑤ 電線に於て alは銅帯アルミニウムケーブルを示す。
 *は委託加工の量を示す。

1.28
316
✓

昭和24年度貨物船 油槽船及貨客船着工計画

24.1.27

船種	船型	鋼材割当総量 着工量		鋼材割当総量 着工量		鋼材割当総量 着工量		鋼材割当総量 着工量	
		隻数	噸	隻数	噸	隻数	噸	隻数	噸
油槽船	10,000	3	30,000	3	30,000	4	40,000	4	60,000
	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	2	6,000
	2,000	2	16,000	2	16,000	2	16,000	2	16,000
	小計	6	34,600	6	34,600	7	44,600	10	67,600
貨物船	7,000	2	14,000	2	14,000	2	14,000	3	21,000
	5,000	7	35,000	9	45,000	14	70,000	14	70,000
	3,700	6	22,200	7	25,900	9	33,300	10	37,000
	2,400	9	21,600	11	26,400	12	28,800	11	28,400
	3,000	12	36,000	24	72,000	30	90,000	40	120,000
	小計	36	96,400	53	118,500	67	155,100	79	166,400
貨客船	500	1	500	1	500	1	500	3	1,500
	250	2	500	2	500	2	500	2	500
	小計	3	1,000	3	1,000	3	1,000	5	2,000
合計		45	132,000	62	154,100	77	200,700	93	236,000

127
325

昭和23年度第2、4半期 絹生産資材規格別明細表

N01

需要部門	種類	品名			備考	生産枚数	製品枚数	備考	主務官署名 官署名
		種名	番号	規格					
輸出品	生糸					4,335,000			
	絹製品					1,386,010			
	絹工業	8		56 X 50		5000	1,735尺		
						5000	891		
						2000	290		
						1000	111		
						5000	550		
						2,000	273		
						2000	220		
						1000	110		
						1000	112		
						500	146		
						3000	500		
						1000	500		
原料	金織					1000			
	絹子	3		18 X 07		500	92,200		
	絹子					500			
	生糸					85,300			
	絹織	16				200	146		
						1000	730		
						3000	2,190		
						2000	1,460		
						500	365		
						1000	730		
						2000	9,460		
						1000	730		

29

前受部門	種別	品名			番手	封皮枚	製品枚数	備考	主計官庁 番号
		種名	記号又は中長	規格					
輸出入 輸出品	輸出品	カクシ系	30			500	305		官製 官製
			40			1000	730		
			50			1000	730		
			60			1000	750		
			80			500	305		
						1000	1295		
						15000			
陸軍 信託及附 屬事業	陸軍	網テーパー				13	290		官製 官製
						53	775		
電燈 電機 工業	電機	生 鉄	21			4,000			官製 官製
						4,000			
						2,000			
						1,000			
						2,000			
						1,000			
						2,500			
						1,000			
						1,000			
						2,325			

-2-

前受部門	種別	品名			番手	封皮枚	製品枚数	備考	主計官庁 番号
		種名	記号又は中長	規格					
産業機械	産業機械	生 鉄	14中			350			官製 官製
						50	102		
						150	492		
						400	775		
						200	411		
						500	178		

37

品名	規格	数量	単価	合計	備考	倉庫
八幡信紙	121号		2,200		24号 應用	
信紙	21号		800		11x12 21号 用	
信紙	21号		500		信紙 應用	
信紙	21号		25		信紙 應用	
信紙	21号		2,325		信紙 應用	

需要部門	品名	規格	数量	単価	合計	備考	倉庫	
								品名
産業紙	産業紙	生	14中	28	400			
		絹	NP	50	150			
				30	400			
				31A	27x5	400		
				32	27x5	280		
				54H	36x50	400		
				8号		100		
				3号		50		
				21号		50		
						2000		
信工業品	信工業品	絹	10中	8号	360			
		絹	30番		600			
		絹	30番		500			
		絹	21号		13000			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		10000			
		絹	21号		5000			
		絹	21号		300			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		1000			
信工業品	信工業品	絹	10中	8号	360			
		絹	30番		600			
		絹	30番		500			
		絹	21号		13000			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		10000			
		絹	21号		5000			
		絹	21号		300			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		1000			
信工業品	信工業品	絹	10中	8号	360			
		絹	30番		600			
		絹	30番		500			
		絹	21号		13000			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		10000			
		絹	21号		5000			
		絹	21号		300			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		1000			
信工業品	信工業品	絹	10中	8号	360			
		絹	30番		600			
		絹	30番		500			
		絹	21号		13000			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		10000			
		絹	21号		5000			
		絹	21号		300			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		1000			
信工業品	信工業品	絹	10中	8号	360			
		絹	30番		600			
		絹	30番		500			
		絹	21号		13000			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		10000			
		絹	21号		5000			
		絹	21号		300			
		絹	21号		8000			
		絹	21号		1000			

3-

需要部門	品名	規格	製造者			数量	単価	合計	備	主務官庁
			社名	番	型					
衛生用品	電池	特殊乾電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		普通乾電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	ハヤシ	建設局

需要部門	品名	製造者			数量	単価	合計	備	主務官庁
		社名	番	型					
衛生用品	電池	特殊乾電池	200	500	100	200	100	200	建設局
		普通乾電池	200	500	100	200	100	200	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	建設局
		ニッケル電池	200	500	100	200	100	200	建設局

20

種別	品名	規格	数量	単価	総額	用途	備考
建設費	土木建設				500	建設費	
研究費	研究費				200	研究費	
研究費	研究費				500	研究費	
研究費	研究費				2000	研究費	
研究費	研究費				320	研究費	
研究費	研究費				200	研究費	
研究費	研究費				108	研究費	

種別	品名	規格	数量		単価	総額	用途	備考
			箱数	枚数				
文化厚生施設	文化施設	箱	3B	180	400	72,000	印刷用	印刷局
			3C	150	440	66,000	印刷用	印刷局
			3D	180	440	79,200	印刷用	印刷局
			3E	200	60	12,000	印刷用	印刷局
			3F	230	60	13,800	印刷用	印刷局
			4A	280	80	22,400	印刷用	印刷局
			計				288,000	
官公庁	印刷用紙	箱	40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
計				288,000				
合計					4,534,000			

第44期印刷防紙割当表

種別	品名	規格	数量		単価	総額	用途	備考
			箱数	枚数				
印刷用紙	印刷用紙	箱	40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
計					288,000			
印刷用紙	印刷用紙	箱	40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
			40	100	200	20,000	印刷用	印刷局
計					288,000			
合計					4,534,000			

裏面白紙

新米 米 酒

昭和24年12月期算出

産地	前々月～12月		前月～1月		計
	配	給	配	給	
北香川	7200	5435	328	148	70
山形	3100	2100	151	70	172
秋田	10590	11847	480	57	84
岩手	2810	1581	138	111	155
宮城	3420	2655	172	45	55
山形	3010	3124	129	41	28
秋田	10180	9160	385	55	45
山形	1650	610	95	55	19
山形	1400	2872	147	41	8
山形	3770	2039	117	41	19
山形	860	387	37	19	29
山形	910	68	53	28	51
山形	950	598	52	22	52
山形	520	390	32	53	29
山形	1960	4942	112	52	37
山形	1830	2026	52	29	41
山形	1780	1146	83	19	38
山形	2300	3103	70	15	37
山形	2410	1562	95	42	35
山形	4690	2127	206	113	37
山形	4840	4540	175	19	41
山形	2370	1570	76	37	41
山形	1690	1086	59	35	19
山形	1070	1102	45	19	38
山形	940	465	29	19	41
山形	890	1292	33	9	41
山形	890	436	14	9	41
山形	250	1260	94	41	35
山形	860	1007	32	41	35
山形	2640	2517	37	35	35
山形	1320	748	37	35	35
山形	3610	3020	127	112	74
山形	3260	3002	118	74	74
山形	4340	3093	147	20	31
山形	2900	1264	97	31	31
山形	2250	2160	19	11	11
山形	500	264	110	67	67
山形	2420	2178	166	76	76
山形	4040	1747	50	21	21
山形	1370	490	30	1	1
山形	840	326	53	48	48
山形	1470	1092	85	22	22
山形	2240	1154	84	48	48
山形	2630	1101	84	48	48
山形	3720	4215	116	76	76
山形	4950	4381	149	86	86
山形	149090	148101	5000	2534	2534

2.9
3/d
39

地	種	積		期	約
		前	後		
北海	道	2744,000	1,198,338	20,980	14,180
	支	1,850,000	288,985	4400	1,061
	手	4,814,000	885,485	22,760	9,097
	城	1,604,000	569,900	4,580	481
	田	3,175,000	336,614	7,280	3,710
	形	1,592,000	790,390	2,580	5,510
	助	3,935,000	1,780,936	24,300	9,800
	坂	10,240,000	224,044	4,300	2,000
	水	1,513,000	88,515	7,280	3,448
	馬	1,385,000	564,899	5,600	0
	玉	519,000	114,597	780	80
	家	625,000	94,410	1,900	379
	東	748,000	172,316	1,800	449
	川	452,000	128,910	960	550
	湖	1,527,000	813,954	8,600	800
	山	815,000	421,060	3,700	400
	川	882,000	257,217	1,500	323
	中	808,000	530,310	5,100	1,100
	野	1,152,000	346,337	6,160	0,466
	原	2,845,000	883,480	9,900	3,125
	野	1,993,000	1,032,275	11,600	5,150
	原	1,107,000	280,000	3,200	1,473
	野	413,000	592,000	2,000	284
	野	1,112,000	314,000	4,200	1,600
	野	453,000	0	1,960	280
	野	787,000	124,000	5,200	109
	野	1,554,000	0	600	110
	野	1,394,000	634,000	5,300	3,600
	野	474,000	108,665	2,700	772
	野	734,000	362,110	3,500	1,326
	野	826,000	0	5,000	0
	野	1,248,000	1,189,700	8,600	4,600
	野	1,782,000	1,040,193	6,460	5,160
	野	2,361,000	1,705,020	10,500	4,500
	野	1,416,000	450,000	9,800	4,700
	野	564,000	27,015	4,760	792
	野	310,000	42,000	1,800	342
	野	1,542,000	592,000	6,420	5,520
	野	2,674,000	1,003,672	12,440	2,715
	野	894,000	0	3,200	0
	野	568,000	196,000	1,800	900
	野	768,000	142,765	3,100	375
	野	1,342,000	0	6,200	3,606
	野	1,492,000	260,000	8,800	1,921
	野	2,038,000	0	11,000	5,000
	野	2,042,000	1,307,150	15,500	5,500
	野	444,000,000	21,891,912	300,000	118,000

帳	手		物		帳
	期首4月~12月	給	取	期首4月~12月	
北	25,800	0			0
東	10,900	954			18,020
手	28,300	5,647			46,640
成	7,200	2,329			15,920
田	10,800	6,000			17,460
形	11,300	1,448			15,560
崎	29,800	12,800			51,200
坂	6,800	2,971			12,580
切	8,600	5,400			14,720
研	12,600	2,103			23,360
崎	1,600	661			2,760
千	2,400	1,514			3,920
原	4,800	1,267			6,980
和	1,600	0			3,000
新	14,700	6,800			23,320
番	4,700	0			7,870
石	3,200	1,457			5,320
瑞	6,800	4,343			10,400
山	6,600	3,854			11,140
長	13,300	6,118			21,560
岐	12,800	2,255			19,000
柳	11,200	2,606			16,880
安	3,200	3,200			6,260
二	6,500	3,600			11,920
城	2,200	0			2,780
大	4,400	2,041			7,380
大	1,600	581			2,720
和	9,000	4,000			12,200
和	4,200	1,235			6,280
初	4,300	2,517			9,060
島	5,200	0			8,440
島	16,600	9,674			19,840
山	16,200	6,400			16,980
山	13,400	6,800			21,320
山	11,600	0			19,560
山	2,800	1,667			12,480
山	1,200	373			1,840
山	8,400	0			14,540
山	13,400	8,014			21,620
山	5,880	0			8,720
山	3,200	2,688			6,240
山	4,840	4,336			8,920
山	7,600	0			12,940
山	9,800	0			16,240
山	12,848	0			21,240
山	45,700	14,287			23,240
山	416,700	136,647			679,600
北					222,400

北	東	石		嶽		給
		烟当々月~12月	肥	当	割当々月~3月	
北	東	92,960	2,480	37,539	19,114	
		11,080	737	14,415	3,000	
		26,870	50,570	32,495	0	
		31,400	9,894	12,185	2,734	
		38,870	48,270	12,989	534	
		34,480	14,800	16,400	7046	
		25,430	27,300	43,497	18,942	
		19,290	12,090	9,106	2,444	
		22,930	0	11,212	4,459	
		25,340	0	12,447	0	
		8,400	5,100	4,155	590	
		12,300	7,521	4,499	0	
		1,330	12,080	4,387	604	
		9,910	4,910	3,537	873	
		53,220	11,509	7,490	7,803	
		21,280	5,600	5,864	4,388	
		27,100	6,800	8,519	4,416	
		20,950	19,141	9,895	5,119	
		23,040	7,200	9,794	4,543	
		46,400	31,000	28,702	1,216	
		38,940	12,000	24,575	0	
		22,800	6,357	12,430	1,461	
		22,780	15,180	6,292	1,825	
		19,030	7,300	8,683	3,236	
		9,520	2,800	3,099	867	
		21,570	15,070	20,55	2744	
		2,210	500	1,699	0	
		9,430	1,800	4,215	4,432	
		14,740	4,610	6,691	24,843	
		19,230	11,400	5,584	0	
		57,520	11,500	24,624	10,767	
		32,700	25,300	13,032	855	
		44,650	15,400	16,339	5,072	
		31,570	0	13,517	0	
		14,500	0	12,800	0	
		4,630	1,574	2,115	861	
		23,600	8,000	1,010	2,379	
		68,030	3,600	33,088	928	
		18,940	3,500	6,718	0	
		10,940	2,800	4,290	1,240	
		7,940	13,600	6,732	547	
		32,500	0	13,507	0	
		28,230	11,200	20,955	510	
		52,600	0	23,421	4,511	
		16,230	19,000	25,219	5,119	
		3,520	3,500	0	0	
		14,2650	48,157	61,385	1,1885	

齋

蔬

蔬菜向 リンゴ物費配給状況

1月20日現在

領 概 物 (4月~12月)

道 府 県	別当 枚 数	到着 枚 数	配給 枚 数	備 考
北海道	10,520	5,160	2,148	
青森県	3,170	1,630	266	
岩手県	4,630	630	149	
秋田県	4,610	1,660	1,650	
山形県	2,030	820	137	
福島県	2,090	920	380	
茨城県	3,900	1,320	739	
栃木県	2,630	1,090	715	
群馬県	2,830	1,680	963	
埼玉県	3,770	720	232	
千葉県	6,630	2,980	2,342	
東京都	3,930	1,800	1,600	
神奈川県	13,620	4,602.5	27,821	
山梨県	3,463.0	1,515.0	12,360	
長野県	1,720	710	710	
岐阜県	3,290	1,240	1,340	
静岡県	6,290	2,560	1,874	
愛知県	26,480	12,870	3,721	
三重県	610	410	-	
滋賀県	730	730	-	
京都府	2,580	1,480	630	
大阪府	3,620	1,620	1,560	
兵庫県	2,930	1,100	1,560	
徳島県	1,790	360	204	
香川県	860	470	160	
愛媛県	28,090	13,220	12,707	
高知県	52,860	23,970	18,691	
福岡県	42,880	22,070	14,270	
佐賀県	1,050	660	460	
熊本県	3,080	1,460	343	
鹿児島県	1,580	690	498	
沖縄県	1,080	430	331	
山形県	4,340	1,760	1,292	
秋田県	14,580	7,110	5,222	
山形県	5,960	3,310	1,836	
福島県	1,400	250	280	
茨城県	2,350	1,300	1,150	
栃木県	4,160	1,580	1,284	
群馬県	680	150	67	
埼玉県	5,510	2,591.0	2,511.0	
千葉県	2,710	990	-	
東京都	4,910	2,160	864	
神奈川県	3,410	1,690	1,690	
山梨県	3,410	1,430	934	
長野県	400	400	167	
東京都	2,380	1,070	526	
合計	501,350	217,105	154,579	

水米手帳 (4月~12月)

	御当数量	副着数量	配給数量	原	迄
米	50,500	52,439	31,718		
根	20,000	12,200	14,766		
石	15,300	10,100	6,862		
米	18,500	11,800	11,561		
大	34,700	22,800	18,281		
神	29,700	20,700	18,423		
式	8,300	5,500	4,603		
船	33,000	22,600	22,600		
計	250,000	158,139	118,814		

地下米帳 (4月~12月)

	御当数量	副着数量	配給数量	原	迄
米	51,400	39,600	31,833		
類	11,600	8,000	6,041		
名	8,700	6,500	4,874		
米	9,800	6,700	6,660		
大	20,300	14,800	12,191		
神	16,400	12,300	8,929		
式	5,000	3,800	3,130		
船	16,800	12,300	12,300		
計	144,000	104,000	85,958		

鮮果介向 ヲノノ 卸賣出荷状況

1月20日現在

品名	鮮果物 (4月~12月)			地下足袋 (4月~12月)		
	割	出	荷	割	出	荷
北 游	137,330	57,330	5,770	5,770	5,770	235
青 特 等 山	26,810	10,810	1,123	1,123	1,123	350
山 柳 芽 柳 芽	19,280	9,080	1,000	1,000	1,000	175
千 東 加 山	46,660	14,960	1,840	1,840	1,840	105
千 東 加 山	2,400	1,300	115	115	115	105
千 東 加 山	1,530	930	100	100	100	105
千 東 加 山	8,860	4,760	1,080	1,080	1,080	105
千 東 加 山	3,360	3,360	380	380	380	105
千 東 加 山	9,600	4,340	820	820	820	105
千 東 加 山	12,400	2,400	1,800	1,800	1,800	105
千 東 加 山	10,140	6,600	600	600	600	105
千 東 加 山	46,580	2,050	205	205	205	105
千 東 加 山	10,550	5,150	510	510	510	105
千 東 加 山	3,480	1,630	175	175	175	105
千 東 加 山	1,860	760	105	105	105	105
千 東 加 山	4,680	2,080	270	270	270	105
千 東 加 山	4,080	3,780	410	410	410	105
千 東 加 山	3,930	1,830	1,015	1,015	1,015	105
千 東 加 山	3,030	1,180	240	240	240	105
千 東 加 山	2,660	2,660	135	135	135	105
千 東 加 山	3,520	1,900	260	260	260	105
千 東 加 山	7,650	2,320	340	340	340	105
千 東 加 山	1,660	1,400	150	150	150	105
千 東 加 山	1,330	520	110	110	110	105
千 東 加 山	1,260	460	130	130	130	105
千 東 加 山	39,350	20,650	3,760	3,760	3,760	105
千 東 加 山	1,400	1,410	105	105	105	105
千 東 加 山	1,440	1,140	165	165	165	105
千 東 加 山	6,440	3,820	200	200	200	105
千 東 加 山	2,340	2,340	230	230	230	105
千 東 加 山	1,3470	7,710	700	700	700	105
千 東 加 山	6,160	4,350	400	400	400	105
千 東 加 山	94,470	44,870	5,160	5,160	5,160	105
千 東 加 山	8,870	2,570	330	330	330	105
千 東 加 山	2,350	1,240	150	150	150	105
千 東 加 山	40,400	2,470	270	270	270	105
千 東 加 山	4,530	4,530	400	400	400	105
千 東 加 山	542,800	241,000	25,853	25,853	25,853	105

品名	丁入 出 帳 (4月~12月)		丁入 出 帳 (4月~2月)	
	当	出	当	出
北 海	25,870	25,870	17,660	17,660
青 島	5,550	5,550	6,010	6,010
岩 手	3,970	3,970	4,240	4,240
宮 城	8,080	8,080	8,880	8,880
秋 田	480	480	470	470
山 形	360	360	340	340
福 馬	2,520	2,520	2,450	2,450
山 梨	1,260	1,260	1,260	1,260
群 馬				
新 潟	3,120	3,120	3,830	3,830
千 葉	1,560	1,560	1,620	1,620
茨 城	2,460	2,460	2,280	2,280
山 梨				
山 梨	3,800	3,800	3,060	3,060
山 梨	970	970	940	940
山 梨	2,240	2,240	2,170	2,170
山 梨	640	640	730	730
山 梨	360	360	360	360
山 梨	1,010	1,010	1,040	1,040
山 梨	1,270	1,270	1,340	1,340
山 梨	800	800	840	840
山 梨	570	570	560	560
山 梨	900	900	880	880
山 梨	770	770	710	710
山 梨	1,310	1,310	1,490	1,490
山 梨	480	480	450	450
山 梨	260	260	260	260
山 梨	230	230	230	230
山 梨	11,180	11,180	11,700	11,700
山 梨	310	310	290	290
山 梨	360	360	310	310
山 梨	1,320	1,320	1,350	1,350
山 梨	890	890	720	720
山 梨	2,960	2,960	2,960	2,960
山 梨	1,570	1,570	1,470	1,470
山 梨	10,050	10,050	9,970	9,970
山 梨	1,480	1,480	1,420	1,420
山 梨	810	810	480	480
山 梨	1,010	1,010	980	980
山 梨	1,490	1,490	1,580	1,580
山 梨	103,970	95,248	95,750	95,750

19

課 7003
原 5
319

経済第六一〇号

昭和二十四年二月一日

経済安定本部生活物資局長

殿

昭和二十三年度第四半期ゴム製品配当計画決定
通知に関する件

標記の件別紙の通り決定したから通知する。

尚ゴム履物府縣別配当明細書は二月二十日迄に商工省生活物資局ゴム課迄提出之
此たい

昭和二十三年度第四半期ゴム履物配当計画

2.1
3/4
✓

48

裏面白紙

昭和23年度第四、五半期丁ム履物配当計画

E.S.B 30.1.1949

大分類	中分類	細分類	地下家賃	賃金	半減税	備忘録	配当	備考
石灰	以	〇	63,900					
		他	25,000					
亜硫酸	計		664,800	25,000	12,000	10,000		
			45,000					
山硝	他	硫	55,000					
		他	45,000					
石	計		100,000	5,000	2,000	2,500	4,000	
			9,000	500	1,000	1,000	350	
灰	計		75,000	3,000	1,500	2,000	1,000	
			204,000	5,000	4,500	1,000	800	25,000
煤	計	鉄	34,000	1,000	1,000	200		
		他	38,000	1,500	600	13,000		
油	計	低	95,000	3,000		2,000	25,000	
		高	371,000	10,500	6,100	45,000	33,000	48,000
酒	計	酒	75,000	3,000	2,000	1,000	12,000	
		他	45,000	2,000	1,200		1,000	3,000
船	計	船	20,000	1,000	600	180		
		倉	13,000	850			180	
金	計	船	5,000	500				
		水	150					
修	計	船	15,800	950	420	1,180	2380	3,000
		工	90,000	1,000	2,000		2,000	
工	計		8,000	800		500		
			8,000					
車	計	車	8,000					
		置	500					
機	計		8,500	150		250		
			50,000	10,000	12,000	500	13,000	
化	計	粉	2,500	100	120			
		団	15,000	150	60			
学	計	他	42,000	4,000	3,000		5,000	
			46,000	4,950	3,180		5,000	
工	計	劑	100	100	200			
		他	2,000	900	600			
機	計	他	13,000	2,000	1,000		4,000	
			15,100	3,000	1,800		4,000	
工	計	糸	1,000	250				
		他	9,000	2,800	2,400		4,500	
紙	計		10,000	3,050	2,400		5,000	
			7,000	500	1,200			

大分類	中分類	地下足袋	長靴	半長靴	備上靴	靴布	靴	備考	
系	靴	30,000	1,500	600	900				
	靴		60,000	2,000					
	水産	水産加工	3,000		3,000		4,500		
		水産土木	15,000						
		水産手業		150					
		計	18,000	65,150	5,000		4,500		
	林業	薪炭	100,000		7,000				
		炭	230,000	13,000	8,000	2,000	2,500		薪炭付費用を含む
		炭の他	330,000	13,000	13,000	2,000	2,500		
		計	260,000	700					
製材合板	製材	300,000	40,000	5,000	6,000	9,000			
	合板	6,000							
	合板	80,000	2,000	2,400	1,000	1,700			
	合板	10,000							
	合板	13,000	1,000	1,200		1,300			
	合板	20,000	1,000	1,000					
	合板	3,000							
	合板	70,000	34,000	13,600	13,000	7,000			
	合板								
	合板	9,000	300			100			
農産	農産	5,000	200						
	農産	12,000	1,500						
	農産	50,000	150			300			
	農産	70,000	3,000	4,000	3,000	1,500	20,000		
	農産	67,000	4,000	2,400	2,000	2,500	5,000		
	農産	5,000	350						
	農産	200	70				1,000		
	農産	18,000	150				1,000		
	農産	2,000	220				2,000		
	農産	177,000	6,000	3,600	1,000	2,000			
土木建築	土木建築	15,000	700	1,200					
	土木建築	174,000	6,700	4,800	1,000	2,000			
	土木建築	35,000	2,000	1,200			10,000		
	土木建築	6,000	350				5,000		
	土木建築	30,000	1,000	400					
	土木建築	6,000	500	200					
	土木建築	4,000	200	100					
	土木建築	1,000	500					土木建築材料費 計3,000円	
	土木建築	15,000							
	土木建築	400							
其他諸業	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								
	其他諸業								

大 分 類	中 分 類	地下採	長 靴	半長靴	襪上靴	茶靴	布靴	備 考
給 價 管 理	計	1900						
	區	14,000	900	200				
駐 學 研 究 者	備	30,000	1,000	1,000		900	2,000	
	費	4,000	2,200	1,000		900		
	計	79,000	3,100	2,000		1,800	2,000	
文 化 博 士 施 設	取 費 研 究	9,000	800	100	400	500	100,000	▽ 杯 履 用 布 靴 50000
	博 士 施 設	23,000	3,000	2,000		3,000	20,000	
	司 須 保 護 施 設	7,000	400	200		200	2,000	
	市 切 施 設	4,000	300	100			1,000	
	計	43,000	4,500	2,400	400	3,700	12,000	
食 糧 配 給 公 團		10,000						
管 用	梁	10,000	1,000	1,200	2,000		2,500	
	防		1,000		4,000			
湖 直 方				100			500	
							1,000	
項 類 若 登 取 部								
新 國 施 運		7,000					3,000	
		15,000	500	600	600	700		
官 公 需	石 秀 片	8,000	300	200	450			
	大 部 省	20,000	15,000	1,200	1,000	800		
	累 林 省	2,000	100				20,000	
	庫 生 省	200	50					
	官 內 府	500	200	100	350			
	置 輔 省	700	50	50	100	100		
	烟 上 保 安 厅	5,000	200	100	100	80		
	勞 切 省	50	50				100	
	特 別 關 連 厅	200	100					
	造 帶 局							
一 政 府 機 配 給	大 藏 省 注 稅 局						1,000	
	地 方 財 政 課 長 公						2,000	
生 產 調 整 用		51,720	3,050	2,250	2,500	1,680	23,100	
	計							
總 計		500,000						
		588,075	5,313	790	97	348	18,800	
		435,095	261,353	103,220	62,027	55,828	345,000	

業種別区分	炭鉱産	耐酸長靴	水中長靴	木工靴	水田靴	児童靴	学生靴	学童靴	夏長靴	冬長靴	靴靴用品			
											校丁ム	ヒール	マラソニズ	
石炭鉱業	5000													
鉱山構築	2100													
化学工業		2240												
水産業			450											
林業及林産物搬送				9178										
農業(北海道)					4497									
土運			100											
土石採取業			100											
文部省			64											11,171
逓信			150											
労働省	200													
学童用						184,234	314,398	931,358						
一政府機関給									29,161	222,205				
靴靴用品											464,256	163,275		
合計	7300	2240	864	9178	4497	184,234	314,398	931,358	29,161	222,205	464,256	163,275	11,171	

46

國內次出類 人絹及ワスフ織物打合事項

一、配分計画(概案)

11、絹織物 生産費材用各種織物(大目以下)

富士絹
 絹二重(十四日) 五五〇〇〇碼(カーテン用)
 " (十二日) 五〇〇碼(襪布用)
 " (十日) 五〇〇〇碼(前合羽用)
 民生用 ネクタイ地 五〇〇〇碼(ネクタイ)
 右以外の織物 碼(布地)

12、人絹織物 生産費材用カリントクロス

民生用
 一〇〇四一一二碼
 一六〇〇〇碼(防水加工用)
 三二八四二五四碼(縫製品)
 三〇〇〇〇〇碼(布地)
 三〇一〇二五四碼
 三〇〇〇〇碼

13、スフ織物 生産費材用ギヤパン

民生用 右以外の織物
 四五×六四〇〇碼(縫製品)
 二〇〇〇〇〇碼(布地)
 四七×七四〇〇碼

(SE. 5. 5B)

2.9
10ml

既給戻還対策

- 1) 従来の放出衣料品の例に準じ、納税手続、価格査定口つき出来るだけ簡便、迅速を措置を講ずること。
- 2) 公団から引取る販売業者の引取資金については全額控除に努めること。
- 3) 縫製用品のものについては商工省は速かに縫製業者別割当を行ふこと。
- 4) この割当については、一定期日内は引取ることを条件として、希望する業者は対してのみ割当すること。
- 5) 布地用のものについては商工省は速かに卸売業者別割当を行ふこと。
- 6) この割当の内縫製物はについては在庫許可数量はか、わらず、一定期日中は引取ることを条件として希望する業者は対して割当すること。
- 7) 一定期日迄は引取をしない業者は対してはその割当を削減し、他の業者は割当する。
- 8) 絹織物の布地（国内向け生産品を含む）については、小売業者の一般取扱品目の在庫許可数量割の適用外として、購入割当を行ふこと。
- 9) 絹織物の布地（国内向け生産品を含む）の衣料切符点数を引下げること。
- 10) 絹織物に対する消費税の税率を現行4.0%より2.0%に引下げること。

24-10
210

昭和二十四年度炭鉱労務者向物資の配給計画に關する件

(路二四、五)
経本 生産物資局

27.
10-44

一、経過

- (一) 二月四日午前九時栖格配給課長ボーナー氏より左の要求があつた。
 - 二月三日司令部内部にて経本提出の明年度出炭目標三、九〇〇万トン案について検討した結果大体これを承認することとなつた。但し
 - 一、三、九〇〇万トン目標より除外された非能率炭鉱（C級）については、リンク物資配給の対象から除外する。
 - 二、三、九〇〇万トン目標によるその月別出炭目標に達しない炭鉱については、リンク物資は全然配給しない。
 - 就いては十一月九日迄に次の資料を提出されたい。
 - 一、高能率炭鉱（A、B級）の名義及び各炭鉱の労務者数、高能率非能率区分の基礎。
 - 二、三、九〇〇万トン目標による各炭鉱の月別出炭目標。
 - 三、各炭鉱の過去における月別最高出炭実績及び上記方針に則した配給方法を提出されたい。
 - 要するに司令部としては来年度より各炭鉱の目標達成の如何により配給の有無を決めることとし、炭鉱内部の個人的分配については従来のような配給方法でもその他の方法でも差支えない。
 - (二) 当方より他産業における労務加配の状況について説明し他産業において生産目標達成の如何を向わず加配を実施している現状に比較し炭鉱労務者についてののみ目標に達しない場合全然配給を行わないことは苛酷にすぎざる旨説明し右の条件の変更方を要望した。
 - 之に対しボーナー氏によれば昨日の司令部内会議においても労働部より反対があつたが大勢は之を容れなかつたので右の方針については変更の余地は少いとのことであつた。

二、対策

- (一) 月別目標に達しない炭鉱に対して全然リンク物資の配給を行わないことは他産業との均衡上その他の兵より承服できないのでこの条件の撤回を求めるとし、経本長官よりマーカットE.S.S.局長宛正式公文を提出する。
- (二) その際経本より提案すべき明年度の配給方法として
 - 1. 月別目標の七〇％に達しない炭鉱には配給を行わない。
 - 2. 月別目標の七〇％以上の出炭ありたる炭鉱に対しては出炭にリンクして炭鉱別配給を決定し、一〇〇％以上の出炭に対しては更にリンク基準を上げる。
 - 3. 各炭鉱内の個人別配分は坑内坑外にわけて級別に差等を定めた例えはA級五、B級四、C級三配分するものとし、各級内の配給基準は配給委員会の定めるとし。

ころによる。

第二案

1. 現行基準を引下げて労務者数に基き一定率の定量加配を行う。但し個人別配分は第一案に令じ。
2. 月別目標の一〇〇%以上の生産ありたる炭鉱には団体特別報奨を行うこととし出炭はリンクして炭鉱別配当を決定する。
3. 各炭鉱内の個人別配分は第一案に令じ。

第三案

1. 一号物資については現行リンク制を踏襲する。但し各炭鉱についてその月別目標の一〇〇%に達しないときは稼働日数を一割、九〇%に達しないときは二割、八〇%に達しないときは四割を減することとし七〇%に達しないときは配給を停止する。
 2. 二号物資については第一案に令じ。即ち出炭はリンクして炭鉱別配当を決定し一〇〇%以上の出炭に対しては更にリンク基準を上げる。
- 各炭鉱内の個人別配分は坑内坑外について級別に差等を設けて配分するものとし各級内の配給基準は配給委員会の定めるところによる。
3. 三九〇〇万屯目標より除外された非能率炭鉱（C級）に対する措置

第一案

亜炭に準ずる定量加配とする。

第二案

第一案の枠内にて出炭にリンクする。

三、明年度炭鉱リンク物資需給計画

- (一) 明年度の米軍放出物資に肉する見通しは本年度の八割程度。米軍煙草については本年度は輸入の見込少しのことである。
- (二) 一号物資については三九〇〇万屯目標による労働強化の程度に依り配給総量を考慮する。
- (三) 一号物資に属する米軍放出物資は本年度団体報償用として放出されたものを除きその半数を枠外とする。
- (四) 二号物資については本年度団体特別報償用として放出されたものを除き明年度も本年度と少くとも同程度を維持するものとするが米軍放出煙草は国産煙草に置き換えるかその換算は令幸とする。
- (五) その具体的数字は別途協議する。

2.7.
1024

国内放出用絹織物 人絹織物及びスフ織物の配給戻進対策

① 従来は放出衣料品の例に準じ、納税手続、価格査定につき出来るだけ簡便、迅速な措置を講ずること。

② このために貿易公団は速かに必要な資料を物産庁に提出し、物産庁は倍率方式によつて速かに価格を査定する。個々の査定は公団からの引渡後、荷受側に於てこれを受け、公団の売掛価格はこの結果に基いて最終的に定まるものとする。

③ 公団から引取る販売業者の引取資金については、金融幹旋に努めること。

④ 縫製用品のものについては、商工省は速かに縫製業者別割当を行うこと。この割当については、一定期日内に引取ることとを条件として、希望する業者に対してのみ割当すること。

⑤ 布地用のものについては、商工省は速かに卸売業者別割当を行うこと。この割当の内絹織物については、在庫許可数量にかかわらず、一定期日中に引取ることとを条件として希望する業者に対して割当すること。

⑥ 一定期日迄に引取をしない業者に対してはその割当を削減して他の業者に割当すること。

⑦ 絹織物の布地（国内向け計画生産品を含む）については、小売業者の一般取扱品目の在庫許可数量制の適用外として、購入割当を行うこと。

33

⑧ 絹織物の布地（国内向け計画生産品を含む）の衣料切符点数を引下げること。

⑨ 絹織物及び人絹織物（国内向け計画生産品を含む）に対する消費税の税率を現行四〇%より二〇%に引下げること。

⑩ 絹織物の内、特に国内消費者向けなものについては、価格を低目に定めること。

⑪ 公団からの引取実務については、輸水用梱包のしめあるものは、梱包単位による等価査定期する際の特別の考慮を払うこと。

⑫ 前出放出の絹織物（一、〇〇〇、〇〇〇碼）についても前各項によること。

物價目録：小仕舞物

昭和27年度物價騰貴率計画表

項目	種類	用途	年間消費	騰貴率			
				1/1	3/4	1/4	1/2
運送	貨物	国	800	200	200	200	200
		私	4500	1150	1150	1100	1100
		小	1000	250	250	250	250
		計	500	100	100	150	150
海運	倉庫	港	160	40	40	40	40
		倉	160	40	40	40	40
		計	160	40	40	40	40
		郵便	160	40	40	40	40
電信	電話	石	400	100	100	100	100
		亞	400	100	100	100	100
		計	400	100	100	100	100
		計	400	100	100	100	100
石炭	燃料	石	2,400	600	600	600	600
		亞	100	25	25	25	25
		計	100	25	25	25	25
		計	100	25	25	25	25
鉄	鋼	石	1,300	325	325	325	325
		亞	400	100	100	100	100
		計	400	100	100	100	100
		計	400	100	100	100	100
金山精錬	非鉄	金	3,200	800	800	800	800
		非	500	125	125	125	125
		計	500	125	125	125	125
		計	500	125	125	125	125
船舶	造船	金	50	10	10	10	20
		船	3,200	800	800	800	800
		計	3,200	800	800	800	800
		計	3,200	800	800	800	800
機械	農具	台	600	150	150	150	150
		濃	1,800	450	450	450	450
		紙	500	125	125	125	125
		計	2,900	725	725	725	725
其他	計	石	1,1350	2,115	2,115	2,115	2,105
		金	2,840	2,840	2,840	2,840	2,830
		計	2,840	2,840	2,840	2,840	2,830
		計	2,840	2,840	2,840	2,840	2,830

2.7
3.10
✓

裏面白紙

19

項	目	年回通分	%			
			1/4	2/4	3/4	4/4
農	肥料	160	40	40	40	40
	肥料	3,800	700	900	700	700
化学工業	染料	200	50	50	50	50
	其他	700	175	175	175	175
	計	900	225	225	225	225
	皮革	100	25	25	25	25
	計	100	25	25	25	25
纖維工業	糸	100	25	25	25	25
	其他	3,600	900	900	900	900
紙	紙	3,800	900	900	900	900
	計	4,800	110	110	110	110
半工業	煙草	900	225	225	225	225
	塩	300	75	75	75	75
	糖	1,200	300	300	300	300
	計	200	50	50	50	50
農	肥料	200	50	50	50	50
	計	360	90	90	90	90
水産	凍物	100	25	25	25	25
	其他	100	25	25	25	25
畜産	畜産	100	25	25	25	25
	計	20	5	5	5	5
材料工業	加工食料品	200	50	50	50	50
	其他	200	50	50	50	50
	計	200	50	50	50	50
生活用品	日用品	100	25	25	25	25
	計	100	25	25	25	25

(2)

裏面白紙

項 目	給 付	年 間 需 給	1/4				4/4
			1/5	2/5	3/5	4/5	
区 業 供 給	木 采 省 給	60	15	15	15	15	
工 建	木 采 省 給	100	25	25	25	25	
雑 差 費	大 商 建	-	-	-	-	-	
	工 設 計	-	-	-	-	-	
文 化 厚 生 公 館	設 需 委 料 出	-	-	-	-	-	
生 産 星 保 材	設 需 委 料 出	-	-	-	-	-	
保	設 需 委 料 出	-	-	-	-	-	
總 計	140,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	

57

裏面白紙

mpc (50) 507
原.2
512

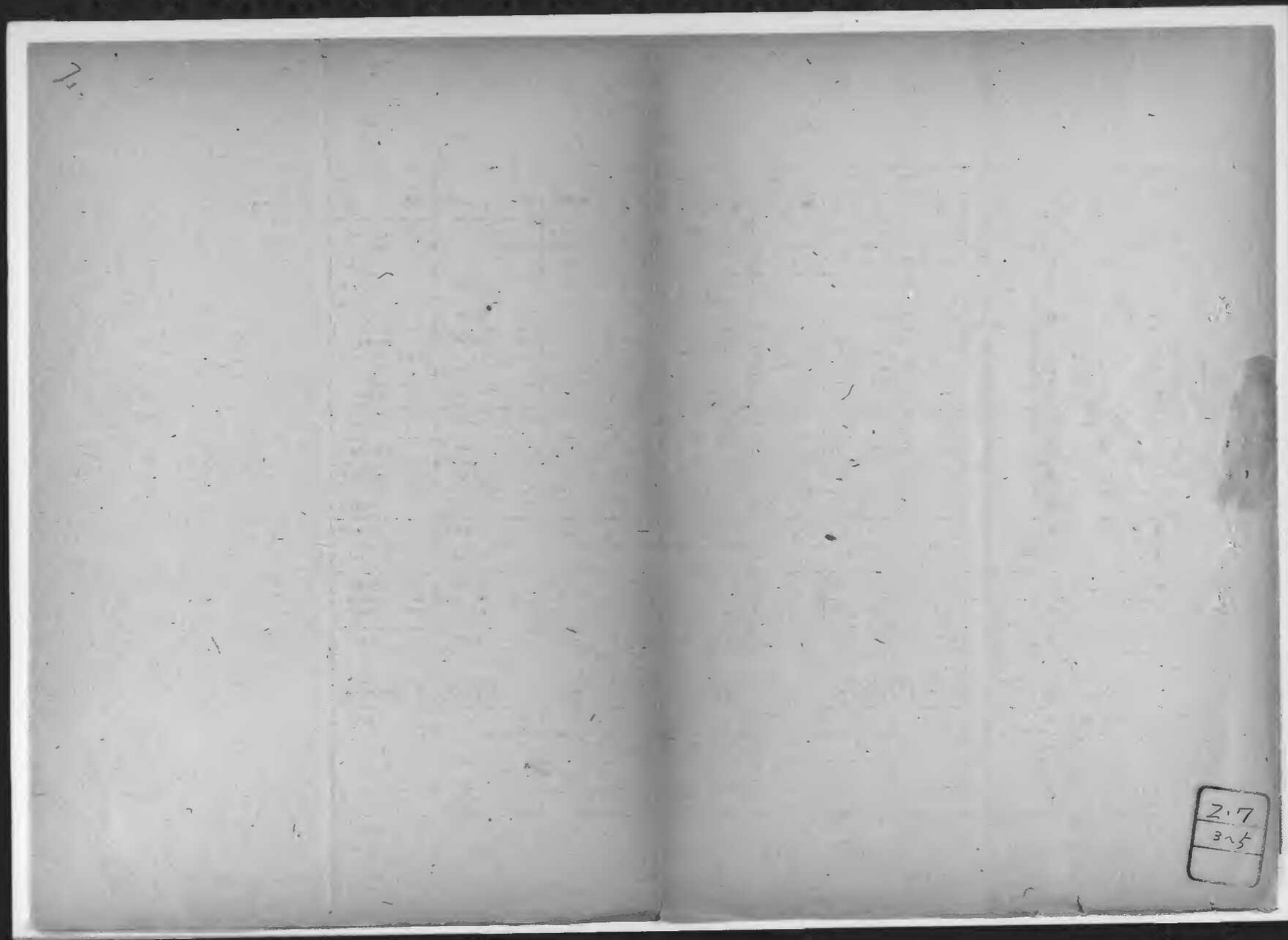
昭和二十四年度纖維供給計画表

單位十封度

區 別	輸 出								生 産 資 材					
	糸	織布	莫大小	漢網	鞋品	縫糸	その他	合計	糸	織布	漢網	鞋品	合計	
綿	33,972 (5.2)	177,012 (97)	4,236 (9)	2,458 (1.1)	2,011 (0.7)	3,811 (1.1)	- (0)	223,500	8,656 (11.8)	41,844 (23)	20,000 (9.3)	1,762 (2.4)	875 (2.4)	12,000 91,940
又	18,155 (60)	12,104 (40)						30,259	513 (3.8)	947 (6.8)		52 (3.6)		160 1,352
龍	2,016 (2)	3,550 (3)	244.6 (4)					6,111.6	48 (0.7)	232 (8.5)				280
新		3,625 (100)						3,625	336 (15)	1,904 (85)				2,340
生	15,240	6,749 (98.4)	71 (1)		42 (0.6)			22,902	581 (4.1)	539 (58.2)		145 (10.4)	145 (10.4)	1,410
絹		1,500 (100)						1,500		480 (100)				400 80
絹	1,680 (90)	720 (30)						2,400						-
絹		400 (100)						400						-
人	42,573 (20)	24,023 (66)	2,401 (34)		425 (0.6)			70,622		500 (100)				80 420
豆		3,275 (100)						3,275	2,740 (80)	4,253 (65)	373.15 (5)			300 7,665
豆	772.22 (40)	1,159 (6)						1,932.22	3,065 (10)	2,447 (65)	941.45 (25)			40 3,925.5
豆	335 (5)	6,365 (95)						6,700	4,913 (60)	7,369 (60)				12,282.5
麻				201 (20)			959 (30)	1,060			17,182 (20)		6,952 (30)	85,940
特		4,920 (100)						4,920		200 (64)		110 (20)		200 380
加		7,500 (100)						7,500	200 (46)	620 (19)		80 (10.5)		200 580
控									80 (10.5)	588 (98)		6 (1)		600
									6 (1)					
合 計	115,144 (23)	253,032 (62)	6,952 (4)	2,659	2,478	3,811	959	394,936.25	18,020 (45.8)	62,524 (91.2)	38,502 (22)	2,155.79 (6)	69,772 (28)	190,976.5
合 成 織 維														50
兼 持														
ア 工 人														1,950
備 考								335						

裏面白紙

機 能 別	区 分	民 主					合計	医療衛生	国内小計	總 計	
		糸	織布	更大小	種品	縫糸					
綿	糸		31245 (75)	7083 (47)			3332 (8)	41660 (5200)	3000	123,000	346,500
ス	フ	糸	2672 (58)	1843 (40)	92 (2)		4607	200		6,319	36,578
純	毛	(汗通糸) 4.5 (10)	3025 (80)	870 (20)			4350			4,630	10,941.5
絹	糸	990 (5)	11660 (10)	3950 (25)			15,800			18,040	21,665
生	糸		2032 (10)	87 (3)	59 (2)	726 (25)	2,904	72		4,356	29,258
絹	糸		2507 (35)	453 (15)			3020			3,500	5,000
絹	ス	糸									2,400
絹	絹	糸	840 (100)				840			840	1,240
人	絹	糸	5829 (69)	2610 (30)	261 (3)		8700			9,200	79,822
至	糸		1845.25 (100)				1845.25			9,311.5	12,836.5
手	糸		1044 (100)				1044			5,509.25	7,441.5
真	糸									12,782.2	18,982.2
真	糸									85,940	89,000
絹	糸		5677 (85)	1002 (15)			6679	120		7,379	12,209
か	フ	糸	4918 (65)	1136 (15)	1513 (20)		7567			8,347	13,847
種	絹	糸	877 (35)	155 (15)			1032			1,632	1,632
合	計	1225	74,351.25	19,189	1,925	4,058	109,748.25	5,200	3,362	300,786.85	685,725.2
合	成	機					424				506
糸	糸						11,555				11,635
フ	工	糸									1,950
絹	糸						162.4			162.4	497.4



2.7
325

全に充足し得るようになり輸出品生産用資材等確保要領（昭和二十四年経済安定本部訓令第 号）に定めるところに従い、全生産者の選定する生産業者に対しその生産能力の軒すかぎりにおいて全面的に所管資材を割り当てることとし、全生産者が特に生産業者の選定を行わない場合においても、公正な資料に基づき主務官庁において生産能力が同一と判定した生産業者に対し特に集中的に資材を割り当て、輸出品の生産の向上と生産原価の低下を促進するものとする。

五、新規企業に対する取扱いは、原則として既存企業と差別をつけることを許されたいが、ただ既存企業の設備が著しく過剰の状態にあり、現在の割当量ではその操業度が極めて低く、この上更に新規企業に対する割当を行おうとすれば、結局当該企業を全体につき重大な影響を来すような場合においてのみ、主務官庁は経済安定本部の承認を得て、新規企業に対する割当を中止し、又は既存企業と差別をつけることができる。但し新規企業が消費者の正守を注意を提示した場合又は生産能力が優秀であることが確認された場合には、既存企業と同じ基準によつて割当し分けられたい。

前項により新規企業に対する割当を中止し又は差別をつける場合は、主務官庁は予めその旨を公表し分けられたい。
本條に提げられる原則は、專に指定生産資材の割当の場合にとどまらず、電力その他

(3)

の法令に基いて行われ生産用資材についてもこれを準用し、すべての資材及び動力の割当が綜合性を持つようにならなければならない。

本條に定めるところの割当基準は、主として製造工業の選定用資材の割当について適用されるものがあるが、設備用資材及び補修用資材の割当についても、本條により割り当てられた選定用資材による生産を確保し得るよう、生産能力の同一生産業者に優先的に割り当てられたいものとする。

第五條第三項は次のように改める。

主務官庁は、経済安定本部の用意の下に、第四條の二に定められた基準に同じ、諮問委員を指名することができる。諮問委員には、広く且つ民主的に消費者部門を代表するものほか、当該部門の製品の消費者を代表するもの、加

(4)

2-11
31A
✓

昭和24年度

Handwritten mark

重要物資需給計画表

六 訳

- 第一表 昭和24年度物資需給計画表(方針)
- 第二表 昭和24年度鉱工業生産増進表
- 第三表 昭和24年度生糸及配製需給計画表
- 第四表 昭和24年度石油需給計画表
- 第五表 昭和24年度肥料需給計画表
- 第六表 昭和24年度電力需給計画表
- 第七表 昭和24年度配電計画表
- 第八表 昭和24年度重要物資需給計画表

経済安定本部

(昭和24年2月8日)

7

第一表 昭和二十四年度物資需給調整計画策定方針案

(経済安定本部)

一 基本方針

1 昭和二十四年度は、目下経済復興計画要員会において、策定中の経済復興計画の第一年度であり、したがって、昭和二十四年度物資需給計画は、石の経済復興計画の成文に より 最終的に決定せらるべきものであるが、その成立に至るまで、存ぞ若干の調整日を要するので、諸産業の便宜のため、暫定的に、互換調整にある経済復興計画の基本線と考慮しつゝ、昭和二十四年度物資需給計画を概ねする。

2 1 該工業の生産水準は、前年度に比し、外需の復旧を期し、こうに生産原料の輸入が増加することを期待し、昭和五一年水準の約七割に到達することを目標とする。

3 生産種類別配当については、もとより、大體供給の正常なる増産の基盤を培養することと考慮を拂いつゝ、増産の輸出増産を優先するが、前年度に比し、少くとも二割以上の輸出を達成することを目標とする。

二 実施要領

1 輸出においては、前年度にかきつゝ、機械器具の輸出はつとつと増大し、特に本年度においては、海外市場の需要に人が、鉄鋼、鉄鋸、鉄板、鋼材、船舶、船舶おとがセメント等の生産増産の輸出を促進的に増加する。

2 ほか、国産品の正常なる増産の基盤を培養するが、石炭の増産、輸送力の増大に重点をおくことと、労働力不足の補填、特に食糧増産加工に重点を置き、増産の確保と、増産の確保とを期する。

3 国民生活水準は、足色なものを、文化厚生施設等をかくため、若干の向上とせしめるよう措置し、その生産増産の促進を図る主要な要素は、労働力の不足の緩和及び労働力不足を補填する措置を講ずることと、おと資金の安定に資するよう努める。

4 石の増産の促進のため、特に鉄鋼、セメントの増産に重点をおき、ついで、機械、造船、紙張、化学肥料、化学繊維、硫黄、等の生産増産にのつとめる。

5 同一業種内における原料資材の配分については、既に成立せる生産需給計画当量率の効率的な運用に力し、高生産企業に対し原料資材を優先的に割り当て、もつて資材の面から企業の合理化を促進する。

第二表 昭和24年度 鉱工業生産指数推移表

品 目	昭和 5-7 平均	昭和21年度 実 績	昭和22年度 実 績	昭和23年度		昭和24年度 計 画 実	過去に於ける最高実績(A)		過去に於ける最高実績(B)	
				計 画	実績		年 次	実 績	年 次	実 績
鉱工業総合指数	100	347	43.1	58.4	57.7	73.4	昭和16	201.5	昭和16	201.5
鉄 業	100	71.8	71.0	106.0	103.0	156.1	"	171.4	"18	185.8
製造工業	100	28.7	35.8	51.0	50.7	64.4	"	206.2	"16	206.2
電 機	100	14.6	19.8	27.0	23.5	20.7	"	174	"12	189.2
金 属	100	23.2	29.8	65.0	67.2	105.3	"	210.2	"18	292.1
機械工業	100	42.0	47.1	72.0	75.2	90.2	"	299.2	"17	302.6
薬 業	100	30.6	47.1	60.7	61.8	78.9	"	135.0	"12	163.0
化学工業	100	38.0	49.2	81.0	73.3	100.8	"	252.7	"14	285.6
食料品工業	100	53.6	43.5	65.0	63.6	112.8	"	57.7	"9	107.7
雑 業	100	67.7	81.0	108.0	102.0	120.4	"	115.6	"16	145.0

備 考

1. 本表は昭和5-7年に於ける産業別労働人員数を基として算出された指数である。
2. 昭和24年度計画実下目下台に於けるE.S.B.による。
3. 過去に於ける最高実績(A)は、総合指数が最高であった昭和16年の産業別指数と(B)は各産業別に最高実績を示したものである。

第三表 昭和24年度生産及配炭配電計画表

	生産		配炭(千石)		配電(百万KWH)	
	昭和23年度実績	昭和24年度計画	昭和23年度実績	昭和24年度計画	昭和23年度実績	昭和24年度計画
炭	純炭 715 ²² 雑炭 1200 (内産込) (1080)	1700 1800 (1650)	3948	5,827 (148%)	自家火力 257 大口 1116 井 1447	300 1416 1790
鉱山灰煉	下 2 強 53 給 7 主 25 流 21 硫 1215 硫 化	25 57 12 25 10 1504	306	211 (124%)	大口 140 自家火力 2 大口 441 井 449	246 11 661 441
金属工業	電力 58 体 100	60 60	101	107 (107%)	大口 13	137
石油工業			11	12 (107%)	大口 2	2
玻璃工業			705	788 (111%)	大口 1042	1015
窯業	セメント 1800 ²² 耐火土 400 重 27 板 1800 ²² 硝子	2900 500 20 2043	1543	1995 126%	自家火力 17 大口 40 井 594	258 176 734
食品工業 製菓	大豆 22 小麦 22	65	812	1074 (125%)	自家火力 10 大口 10 井 10	215 230 E
紙パルプ	紙 41 パルプ 139	1100 454	634	671 (107%)	自家火力 25 大口 215 井 451	28 151 499
化学肥料	硫酸 892 ²² 石灰 309 硝酸 1000 カーバイド 2250	1000 250 1100 400	1729	2028 (105%)	自家火力 111 大口 2028 井 3125	105 3004 3169

	生産		配炭(千名)		配電(百万kW時)		
	昭和23年度推定実績	昭和24年度計画	昭和23年度実績	昭和24年度計画	昭和23年度推定実績	昭和24年度計画	
化学工業	苛性ソーダ	104	170			自給火力 156	178
	ソーダ灰	15	14			大口 84	83
	硫酸	1750	2100	1310	1730	計 140	151
	炭	8	8		(121%)		
	塩	200	225			(不15-5除く)	
	二酸化炭素	14	12				
フルコール	25	20					
ゴム日用品	(ゴム処理)	28	27	1.8	2.5		(大口) 84
皮革	(皮革処理)	5800	24	6	12		(大口) 13
繊維工業	綿糸	5500	210			自火 55	102
	人絹ス	110	115			大口 66	77
	毛織物	25	26	11.7	12.0	計 57	67
	麻織物	17	17		(120%)		
	生糸	2.5	1.5			(不15-5除く)	
肥料			1.5			(電気推進等)	大口 312
石灰						自給火力 32	41
					1310	大口 476	173
亜硫酸					116	計 207	235
亜硫酸						自給火力 1077	1411
					10816	大口 1031	11315
亜硫酸					8314	計 1125	12726
					(127%)	(他に根付分)	大口 105

- 備考
- 配炭数量には自家発電所炭を含ま
 - 配電計画の中ゴム及皮革の大口配電量は化学工業の内部とす
 - 配炭計画昭和24年度額中括弧内は23年度推定実績に対する比である。

第四表

昭和24年度石炭需給概算表 (単位千吨)

	昭和23年度 実績見込 (A)	昭和24年度 計画 (B)	$\frac{B}{A}$	備 考
出 炭	32,668	40,000		出炭見込数量は11月まで実績、 12月は計画の95% 1-3月は計画の97%として計算 したものである。
輸 入	1,298	2,400		
減 給	35,966	37,600		
貯 炭 増	-96	0		
配当 国内炭	21,664	25,216	115%	
・ 輸入炭	1,298	2,400	184%	
小 計	22,962	27,616	119%	
内訳 非産炭	23,106	26,980	117%	
産 炭	12,856	13,438	104%	
輸入 炭		2,400		
(単位) 特別強石		150		
・ 原産		100		
埋入 弱石		50		
積卸 弱石		100		
その他		2,400		
小 計		2,400		
(配分) 畑 畑	1,048	2,000		
肥料 用	126	200		
石灰 炭	117	150		
その他	7	50		
小 計	1,298	2,400		

第五表

昭和24年度配炭計画

(単位千吨)

項目	昭和24年度実績	昭和24年度計画	備考
山元消費	527.9 2,339.7	700.0 2,000.0	
並進	1,066.7	90.0 1,370.0	
輸送	1,180.8	1,200.0	
運送	国鉄	32.0 74,332.2	70.0 2,530.0
	私鉄	82.7	93.0
通電	官公庁	1,333.3	1,580.0
	船舶	32.0 88,642.2	70.0 2,203.0
ガスコークス	電力	3208.5	(10) 1,700.0 6,350.0
	その他	1,228.7 1,841.7 (8) 97.0 866.0 (9) 126.2 2507.7	(11) 200.0 1,000.0 825.0 (12) 200.0 2,825.0
その他各機関	官公庁	182.1	415.0
	病院	185.1	
	北石	1,400.5	1,650.0
	厚岸	372.4	230.0
	一ツ	18.9	24.0
	ガ	701.5	165.0
	煉	21.5	150.0
	其	528.1	600.0
	計	152.5	160.0
	合計	3,126.8	3,594.0
非差炭			
用途			
合計	554.4 (13) 126.5 22,505.8	(14) 200.0 (15) 770.0 20.0 22,020.0	

項目	昭和23年度	昭和24年度	備考	
食用品加工	調味品	113.5	222.0	
	牛乳	97.4	110.0	
	油脂	42.3	133.0	
	主要材料及燃料	102.2	115.0	
	煙房	78.1	95.0	
	類	115.4	134.0	
	其他	24.5	54.0	
	計	102.2	6.0	
	計	832.4	1022.0	
	林業		38.0	
材料		1.2	2.0	
畜産	飼料	(概算)	4.0	
	其他	0.3	2.0	
紙	紙	1.5	8.0	
	計	52.2	25.0	
紙	紙	48.5	110.0	
	其他	24.0	28.0	
紙	紙	56.4	45.6	
	其他	0.8	0.6	
紙	紙	2.5	5.0	
	其他	13.5	8.0	
紙	紙	148.2	218.0	
	其他	173.4	248.0	
紙	紙	185.8	198.0	
	其他	1,592.3	1,450.0	
紙	紙	(1) 112.0	(1) 150.0	
	其他	194.3	120.0	
紙	紙	0.5	2.0	
	其他	21.5	30.0	

項目	昭和25年度 の 実績	昭和26年度 の 予算	備考
ノリ	58.2	58.0	
ノリ	559.2	540.0	
ノリ	30.3	44.0	
ノリ	54.7	62.0	
ノリ	70.6	100.0	
ノリ	28.0	12.0	
ノリ	182.0	270.0	
ノリ	12.0	12.0	
ノリ	12.5	14.0	
ノリ	33.5	38.0	
ノリ	22.5	15.0	
ノリ	28.5	12.0	
ノリ	44.1	24.0	
ノリ	13.1	18.0	
ノリ	103.3	144.0	
ノリ	6.0	8.0	
ノリ	104.5	4.0	
ノリ	11.7	112.0	
ノリ	6.4	14.0	
ノリ	15.5	20.0	
ノリ	58.4	12.0	
ノリ	1294.5	1125.0	
ノリ		1024.0	
ノリ	55.3	118.0	
ノリ	11.1	12.0	
ノリ	43.1	60.0	
ノリ	26.7	27.0	
ノリ	5.9	2.0	

第六表

昭和24年度電力供給総存量

(単位 10⁴KWH)

項目	昭和23年度 推定値 (1)	昭和24年度 推定値 (2)	増減 (%)	増減 (%)
水力発電量	28,831	28,187	92	
火力発電量	2,801	4,210	150	
(石炭)キムン	(3,226)	(4,650)	(143)	
計	31,632	32,407	102	
需 用 需 端	22,169 Loss 30546	23,190 Loss 38546	105	
余剰水力利用電力				
創設用火力	(2,330)	(2,330)	(105)	
合 需 要	(2010) Loss 1071	(2100) Loss 1071	(1085)	
自 飲 用 火 力	1,514	1,504	130	
(石炭)	(1,512)	(1,504)	(125)	
全 需 要 需 端	1,511 Loss 540	1,504 Loss 540	130	
機 器 運 送	23,206	24,649	145	
公 益 用 火 力	1,120	1,457	130	
1 運 送	1,100	1,100	100	
2 家 用 電 器	2,520	4,560	1085	
3 小 口 電 力	(40247-08) 41,103	43,800	105	
4 大 口 電 力	(40247-303) 15,295	14,007	110	
5 其 他 (1-4)	(12,155)	13,150	1085	
計 自 飲 用 火 力	1,120	1,457	130	
6 大口電力削減	431	-		
産 産 茶 用	10,977 大 口 計 10402 11,541	14,111 大 口 計 11315 12,126	131	
非 産 茶 用	43 大 口 計 1691 1924	46 大 口 計 1835 1881	107	

第七表

昭和24年度配電計画表

(単位10⁶KWH)

項目	昭和23年度			昭和24年度			%	%
	自給	大口(1)	大口(2)	自給火力+大口(1)	大口(2)	燃料		
配電	426	2224	2267	426	1,365	441	111	116.5
公共	443	467	467	443	470		100.5	100.5
石炭	24	1774	2097	32	1831	2345	109	71.2
煤	268	1196	1449	330	1400	1790	122	124
煤山	213	247	425	213	460	471	103	105
石炭	241	140	140	331	246	246	196	196
石油		32	32		32	32	100	100
倉庫工業		163	103		168	168	102	103
機械器具工業		1643	1048		1015	1015	97	97
農業		405	574		476	474	117.5	128
化学肥料		3024	34.5		3004	3166	105	102
化学工業		134	940		683	521	113	111
織造		189	951		187	399	122.5	134
紙及印刷		257	816		257	494	105	111
食品加工		243	415		451	494	109	111
其他		1181	187		1583	220	117.5	118
計	2070	1333	1333	2100	13150	14007	102.5	110

注 1) 因の数値は若干一 数値が外板より、
 2) 化学工業等から大口(1)及び大口(2)に用いる燃料の量が、次の如くである。

石炭	大口	34
石油	大口	13
石油加工		40

69

第八表

昭和二十四年度主要物资配当計画表

(單位至一般用材1,000圓位)

門別	鋼		鉄		一般用材		カーボナト		ソダ灰		苛性ソーダ		セメント	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
三、陸軍用	20,000	21,000	8,000	20,850	1,000	7,124	40,000	3,205	900	937	1,800	1,915	180,000	129,000
陸軍機用	200	150	0	0	400	150	35	34	0	0	100	202	200	213
海軍用	500,000	240,000	5,000	29,900	1,500	870	40,000	1,350	2,000	587	11,000	10,934	810,000	248,865
海軍機用	21,000	134,400	40,000	33,230	1,000	2,822	18,500	14,300	220	217	235	632.4	126,000	97,589
海軍機用	11,000	7,350	1,000	270	350	268	900	702	20	14	30	2.8	81,000	87,071
海軍機用	10,000	2,400	1,200	1,030	600	62.25	75	45	155	89	210	200	24,000	22,394
海軍機用	20,000	44,250	12,000	7,000	850	150	2,300	2,000	10	8	80	80	390,000	154,000
海軍機用	125,000	147,200	42,000	36,250	1,304	1,300	10,000	9,560	85	78	165	190	180,000	146,118
海軍機用	1,000	37,000	2,400	10,200	11.2	10.8	700	570	450	1150	15	17	4,000	35,005
海軍機用	40,600	11,400	17,600	8,640	360	250	3,400	10,865	1,800	1,540	550	500	40,000	25,335
海軍機用	14,000	670	1,500	1,700	200	22.5	2,800	2,141	4,400	1,890	6,200	5,980	15,000	12,455
海軍機用	600	2,600	120	710	60	60	750	780	0	3	500	550	3,300	3,505
海軍機用	15,200	1,850	1,400	1,310	140	1.0	150	190	200	30	900	834	4,000	6,253
海軍機用	145,000	60,800	2,600	12,300	90	35	12,400	10,300	225	165	185	180	14,500	15,250
海軍機用	12,770	27,520	12,100	57,845	1,300	12.15	12,700	14,710	3,379	3,052	2,400	670	17,000	12,984.5
海軍機用	1,000	3,950	1,550	1,475	200	1.5	500	475	34,000	25,750	550	1.95	12,000	7,755
海軍機用	22,500	10,100	4,000	4,200	230	23.5	3,000	65,700	4,600	3,430	5,400	5,250	33,200	30,958
海軍機用	20,900	8,865	9,000	2,980	250	2.5	1,863	1,602	30,050	23,910	13,500	19,503.5	20,000	12,145
海軍機用	500	480	50	550	30	-	170	64	150	114	180	171	1,850	896
海軍機用	10,800	11,950	14,500	14,000	440	575	2,600	2,950	2,410	1,925	50,000	35,372.9	34,000	24,770
海軍機用	32.00	2,100	1,000	750	200	140	190	170	450	407	7,500	5,990	7,000	5,550
海軍機用	5.00	200	1.00	150	52	75	70	153	70	71	15	17	2,500	2,625
海軍機用	12,000	5,745	3,500	2,540	700	739.0	500	440	450	430	708	610	173,000	131,930

年月別	雑 材		鏡 鉄		一 取 用		ア パ イ ト		ソ ー デ 灰		苛 性 ソ ー ド		タ メ ン ト	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
林 業	3600	1550	1300	870	150	25	770	400	25	12	900	610	418,000	49,252
水 産 業	5000	2380	2500	1795	1000	415	3,300	2,550	200	51	500	650	420,000	47,794
畜 産 業	2000	900	150	140	50	50	10	9	2	3	30	267	25,000	7,465
林 産 業	200	150	-	-	20	40	1	2	3	0	5	4	4,110	1,295
食 料 品 工 業	5500	5385	4100	3886	800	413	220	202	15/100	65/11	3,590	2,973.5	10,460	27,605
煙 草	4900	4900	3700	3100	420	510	80	15	10	8	80	94	2,420	8841
酒 類	200	195	100	40	3	-	20	-	15	8	10	12	150	146
上 等 前 品	3700	2400	3650	2000	3000	533	250	360	15/15	13/24	6430	4,507	10,000	2,759
材 料 用 品	3000	1000	800	925	450	320	500	3945	1,500	1,330	3,800	3650	2,500	4,320
土 木	15000	2500	2000	1750	221,000	335	180	187	0	0	0	0	221,000	153,625
建 築	16000	5200	1000	2500	128,000	229	50	77	0	0	0	0	128,000	118,429
其 他 地 産 業	3000	1700	1200	680	220	281	16	1699	711	253	1,253	1080	1520	3,459
其 他 製 造 業	8000	5590	1000	913	3,800	582	60	43	264	195	259	2,075	105,700	65,244
電 気 業	4000	2370	1200	1,170	1300	300	470	378	100	65	130	1,518	40,510	35,679
主 産 用 資 材	283,000	230,150	70,250	49,400	700	5	0	0	0	15	0	0	112,000	50,750
保 険	0	11,680	0	15,731	1,000	27	600	1820	119	679	0	510	100,000	-
小 口 需 要														
合 計	1,800,000	1,197,500	470,000	372,900	41,500	12,500	93,905	105,000	77,500	13,000	11,000	2,500,000	1,770,136	

第一回生烟主要物資供給力表

昭和二十一年
統計年度
生烟

資、材名	単位	供給力	進駐軍用	輸出	国内用
鐵	噸	生産量 104,000 消費量 4,000	5,700	11,000	57,300
鋼	噸	生産量 390,000 消費量 60,000 通関生産 10,000	15,000	120,000	325,000
硅	噸	10,000	180	428	9,392
釘	針	11,875	1,300	(935)	10,575
針	金	4,140	300	(336)	3,840
鉄	鋼	3,510	300	(609)	3,210
豆	餅	2,857	150	(451)	6,870
餅	鉄	12,600	1,000	(413)	6,857
電	力	1,200 通関圧力 742 500 生産工場の圧力 18,300 計 18,750	1,000	3,180	14,570
鉛	噸	6,850	60	190	6,900
錫	噸	3,050	50	15	2,985
硝	子	712,000	601,000	220,000	430,000
火	油	143,000	23,000	7,500	629,500
灰	噸	9,700	240	50	142,710
一	噸	11,19,500	1,700	910	8,755
苛	性	2,6,000	170	1,100	116,700
硫	酸	32,000	400	500	25,330
一	板	2,468,000	400	3,250	29,350
直	用	10,395	240	350	9,805
抗	木	665	40	0	625
電	木	385	0	25	360
電	木	18,144	0	0	3,393
電	木	315	0	0	18,144
電	木	241	0	25	290
電	木	241	0	0	241

27
31a
v

昭和24年度別業種別米化學生及官需肉類表

業種	中 介 類	張					冊				
		年 間	4~6	7~9	10~12	1~3	年 間	4~6	7~9	10~12	1~3
文化厚生	文 部 省	5701	143	218	234	235	9000	1489	1750	1837	1824
	厚 務 省	98	21	24	27	26	980	165	195	205	215
	法 務 省	10	3	4	4	4	120	24	30	32	34
	商 工 務 省	?	1	2	3	3	90	?	22	23	24
	商 工 務 省	?	1	2	2	2	10	?	3	3	3
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 務 省	?	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官 需	計	1100	210	250	290	270	8000	1900	2000	2100	2200
	裁 判 部	100	21	25	27	27	350	90	87	87	106
	外 務 省	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	法 務 省	7	2	2	3	0	24	6	6	6	6
	文 部 省	310	61	98	86	85	1000	200	250	250	300
	厚 務 省	2	1	1	0	0	6	1	1	2	2
	法 務 省	4	1	1	1	1	15	3	4	4	4
	厚 務 省	7	2	2	3	0	27	6	7	7	7
	農 務 省	15	3	4	4	4	48	10	12	12	14
	商 工 務 省	3	0	1	1	1	10	2	2	3	3
	商 工 務 省	24	5	6	7	6	45	10	11	11	13
	商 工 務 省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 工 務 省	327	68	80	89	90	1100	230	295	295	320	
商 工 務 省	1	1	0	1	0	3	0	1	1	1	
商 工 務 省	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	
商 工 務 省	248	52	62	69	65	850	200	212	212	226	
商 工 務 省	27	6	6	7	8	100	20	25	25	30	
商 工 務 省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
商 工 務 省	123	26	31	33	33	420	92	105	105	119	
商 工 務 省	1200	250	300	330	330	8000	850	1000	1000	1150	

31C

17.

裏面白紙

分類	中	振	計					計				
			年	1/4	2/4	3/4	4/4	年	1/4	2/4	3/4	4/4
文化厚生	文厚	3005	645	241	810	812	394	79	101	107	107	
	叻法商	207	59	59	25	74	37	7	10	11	9	
	初務工	54	12	13	15	14	7	2	2	2	1	
	計	37	8	9	10	10	5	2	1	1	1	
	觀	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	
	裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判	3378	225	834	910	910	443	90	114	121	118	
	外	132	25	35	42	30	17	4	4	5	4	
	大	10	2	2	3	3	2	1	1	0	0	
	計	404	80	100	100	124	52	9	12	15	16	
官	文厚	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	叻法商	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	初務工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	觀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
官	文厚	19	4	5	5	5	2	1	1	0	0	
	叻法商	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	初務工	20	5	5	5	5	2	1	1	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	觀	430	86	104	106	134	55	10	14	16	15	
	裁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	326	64	70	72	120	42	6	10	12	14	
	大	36	8	9	10	9	5	1	2	1	1	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地	海上	165	33	28	60	44	21	5	5	8	5	
	計	15510	310	357	405	388	200	40	50	55	55	

(2)

裏面白紙

分類	種別	紙					線					要紙板				
		年	1/4	3/4	3/4	4/4	年	1/4	3/4	3/4	4/4	年	1/4	3/4	3/4	4/4
文化學生	計	202	40	48	57	59	990	206	241	270	310	300	266	271	271	266
		19	3	5	6	5	92	18	22	0	4	4	4	4	4	4
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官	計	228	45	55	65	63	1110	230	270	310	300	266	271	271	266	
		17	3	4	4	6	74	18	18	20	20	18	18	18	18	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	1	1	0	0	2	1	2	1	2	2	2	2	2	
		51	9	12	15	15	228	44	54	64	64	66	66	66	66	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1	1	0	0	0	5	1	1	2	2	1	1	1	1	
		1	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	0	0	0	
		3	1	1	1	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
需	計	55	9	12	16	18	238	46	56	70	66	66	66	66	66	
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
210	44	48	57	55	810	181	210	240	230	230	230	230	230			

(3)

裏面白紙

積算 建	中 分 棟 名	平 面	層 形	然 料		高	
				2/4	3/4	4/4	4/4
文 部 厚 生	屋 木 住 宅 退 還						
	國 ・ 神 池 住 宅 退 還						
	新	970	150	200	220	200	
	大 厚	450	90	110	130	120	
	勞 務 法 商 觀	40	7	12	18	3	
計							
		500	100	125	150	125	

裏面白紙

(4)

分類	中分	年度	年度				年度	年度			
			4~6	7~9	10~12	1~3		4~6	7~9	10~12	1~3
文化厚生	文部	150	213	212	212	213	3,370	898	898	807	807
	厚生	80	20	20	20	322	84	84	107	77	
	労働	15	3	4	4	61	16	16	14	15	
	法務	10	2	3	3	43	11	11	11	10	
	商観	5	2	1	1	44	1	1	1	1	
	計	0	0	0	4	-	-	-	-	-	
	裁判	960	240	240	240	3,800	990	990	910	910	
	外務	30	7	7	8	100	25	54	25	25	
	大法	0	0	0	0	15	05	-	-	-	
	文厚	2	0	0	1	8	2	2	2	2	
官公	労働	5	1	1	1	5	1	2	1	1	
	厚生	5	1	1	2	8	2	2	2	2	
	労働	7	1	2	2	16	4	4	4	4	
	農商	11	2	3	3	3	1	1	1	-	
	運輸	8	2	2	2	15	3	4	4	4	
	通信	-	0	0	0	-	-	-	-	-	
	建設	90	22	22	23	359	83	110	83	83	
	総務	4	1	1	1	1	4	1	-	-	
	官署	-	0	0	0	05	05	-	-	-	
	消防	40	10	10	10	225	83	84	64	63	
海上保安	6	1	1	2	30	7	9	7	7		
計	10	0	0	0	-	135	31	42	31		
計	300	70	70	80	1,300	300	440	300	300		

(5)

裏面白紙

24

指導資料第三号

蔬菜の統制撤廃について

経済安定本部企画部指導課

2.9
10~14

76

はしがき

蔬菜の統制撤廃問題については、逐々論議されてゐる処であるが、當局は果して如何なる見解を持ち、如何なる処置をとらうとしてゐるか、本指導資料の第三号はこれに対する大略の解説を認むることとした。

本資料の執筆は生活物資局生鮮食品課 岩下事務官を煩した。

昭和二十四年一月三十日

経済安定本部企画部指導課長

蔬菜の統制撤廃について

一 統制撤廃問題の端緒

蔬菜の統制撤廃の問題が云々されるに至つた端緒は、昨年の夏蔬菜が異常な出廻りを示し、各消費都市に於ける市場の卸売価格が続々と公定価格を割るに至つた時、これを当時の野澤國務大臣が商議の席に於て取り上げ生産農民を「代弁」して「生産者の出荷したものが公定価格以下に市場で敵かれ、而もそれが小売商より消費者の手に渡る時は公定価格乃至それ以上である」と云ふ主旨の発言をし、此の向の中向利権の調整についての改善措置を事務当局に要請したことに始まる。当時蔬菜の統制に關しては、各新聞の社会面及び論説に於ても、農業パリティ方式による価格決定、或は政府の価格政策の非現実性を就いて非難があつたところであるので、政府としても此の際、物価庁の「①最高価格論」を振り廻して形式論を以て此れ等の非難に答へ、居た従来の態度を改め、先づ實状を克く調査した上、秋蔬菜については適當の対策を講じようとするに至り、そのため蔬菜の統制問題についての安保、農林省、物価庁及び政務当局の各派官の第一回の会合が九月の始めに安保に於て開かれたのである。此の会合に於て物価庁より、七月八月の②割事態の一例として、東京中央卸売市場の場合について、次の様な報告資料の提出があつたが、公時に十一月、十二月の秋蔬菜に對しては③割は起らないか、何等対策は要しないとの主張がなされた。

の様な事態が秋蔬菜についても考えられるので此の中間利得を調整し、生産者の出荷意欲の低減を防止すると共に、消費者の家計支出の軽減に資するため、大根など菜類については必要により期間及び地域を限り次の措置を講ずるものとする。

一 一地域に出荷計画以上相当量が出運る場合又はその虞れがある場合には、農林大臣は知事に対し随時出荷計画変更の指示をなし出荷の地域的調整を図ること。

二 生産者が指定消費地域に直売所を開設して消費者に直接販売することを認めること。

三 登録小売業者又は知事の承認を受けた消費組合等が自由に公認消費機関から買得る途を閉じること。

四 蔬菜及び漬物配給規則第十一條の規定を積極的に発動し消費者が任意の登録配給店より配給通帳を使用することなく自由の希望量を買得るものとする。

五 小売業者を市場仕切価格に適當な利潤を加えた標準価格で販売せしめるよう指導し、消費者にもうデオ等でこの標準価格を周知徹底させるものとし、この面に於ける消費者運動の活発化を期待するものとする。

六 品價調整の相乗による(四)の段階的設定をも考慮すること。

七 十一月、十二月の出廻り蔬菜を購入貯蔵し、一、二及び三月の蔬菜不足期に備ふるよう消費者に村する指導宣伝的措置を講ずること。

八 公設販売所を速かに設置して市場の(四)製品は従って標準価格で此処で販売せしめるような措置を講ずること。

九 本措置に伴い所得税の賦課は(四)によらず農家の實際の販売価格を基礎として之を行ふこと。

右の措置は十一月、十二月に出廻る大根と菜類についてののみ、然し期間を限つて適用される臨時暫定的なものであり、列挙されて居る各項目は何れも従来何回も唱へられて来た処のものか、差当りは実現されさうもないもの、或は既に実際は行つて居るものであつて、お題目的な感のするものばかりであるが、此の案の立案過程で、最も議論の中心となつたのは四の措置に關して、自由購入の期間中は公定価格も停止しては何と云ふことであつた。すなはち、此の問題が取上げられるに至つた契機は、中間利潤の調整であり、中間利潤は(四)の外せば自然的経済的に當然調整されるものである(四)がその妨害をなし居る。従つて此の際少くとも大根菜類については(四)を一時的にでも停止すべきである。然し大根菜類は供給過剩のため(四)撤廃により価格が騰貴すると云ふことは考へられない。寧ろ(四)の価格吊上げ作用が弱くなるため消費者価格が下るであらうと云ふのであつた。此れに對しては物価より(四)標準の技術的困難性にかゝる措置の農民、心理的影響を理由とする反論が、將來再が設定しないと云ふ含みでするから問題はなくならないと云ふことになり、一時は大根菜類の公定価格廃止の意味での(四)停止制を採用する旨も見えただけである。然し客観的状況は(四)停止など到底許さないだらうとの判断の下に前述の様な案が作られることとなり、これを次官會議で決定し閣議に報告するよう手筈を整へることとし、他方、野村國務相は此の案を推進することにつき了解を得ることとしたのである。

此れより先七月下旬、市場に於ける蔬菜の割れが着しかつた頃、一應その対策の概要なるものを安本で纏めたことがあり、当時それについて、司令部E.S.S.の生鮮食料品統制の担当官であるストーンツ氏の口頭で報告をして置いたことはあるが、その直后ストーンツ氏が三ヶ月の賜暇を報つた體に於いて、此の蔬菜対策は司令部とは全然連絡なしに日本側に於いて一方的に採られることとなつた訳である。此の措置の實施方針につき、彼の留守中の代理者であるドルデン氏に了解を求めた処、ドルデン氏よりストーンツ氏の留守の間は生鮮食料品に關するは其の統制方式に變更を加へるような措置は何も執りたくないとこの回答があつた。

本國內に於ては此の向に政治、経済の變る徴が見え出したので、若しさう云ふことになれば、現在のものより一層根本的な蔬菜の統制の改善対策が必要となるであらうとの見解の下に、今迄の暫定的対策を總て御破産として、新に、統制の現段階を再検討した上の合理的客観的な結論が得られたものを実施する為め、充分な準備資料を整へ、之を次の内閣の提案立案の礎りとして提供しようと思ふことになつたのである。

ニ 資料の作成
右の様を目的で関係各府が夫々分担を定めて資料の作成に當つた訳であるが、その結果出ま上つたのが次の様なものである。

○「蔬菜の作付面積と生産数量」
蔬菜の作付面積は昭和十三年が四二、三、七、四町歩、昭和二十三年は四七、八、四、八町

歩で昭和十三年を一〇〇とすれば、二十三年は一〇、三と増加して居る。尚生産数量は昭和十三年が一七、六、三、九、二キメであり、二十三年は未だ判らぬが、二十二年は一六、五、〇、〇、〇キメで、十三年に對し九三、五となつて減少して居る。(以上要旨)

○「大消費地に於ける一人一日当り入荷量」
(概算) 單位及 昭和二十三年八月以降の数量は計画

	昭	"	"
	15	23	24
1月	41	28	90
2月	43	66	72
3月	43	54	27
4月	46	33	23
5月	32	43	
6月	58	56	
7月	58	69	
8月	52	76	
9月	51	62	
10月	58	54	
11月	67	74	
12月	94	86	
平均	55	58	
種類	7	/	
計	62	58	

昭和二十三年度の食糧條件に恵まれたため、蔬菜自体として見れば一人一日当りの平均配給量は昭和十五年を上廻つて居るが、當時に於ては種類が蔬菜として取扱はれて居たため、それを含めれば当時の配給量の方が多い。尚昭和二十三年に於ては端境期の入荷減が特に目立ち、アブノーマルな生産状況を示唆して居る。

○「家計費中蔬菜購入費の占める割合」
全国の各都市に於ける昭和六年より昭和十六年迄の平均

一在帯当り
支出額
八四・八二
東京都の場合(昭六―十六)
九六・六七
全国各都府市戦後の平均(昭和二三年中頃をとる)
七五・八〇
東京都の場合(昭和二十三年中頃)
九七・六九
以上の様に蔬菜の割合として家計費中に占める割合は戦前の約二倍になつて居る。

主 食 副 食
一三・八七 一三・九〇
一七・七六 一三・八〇
二六・〇〇 三・八三
二九・〇 六・五
大豆 主食十割合
三・一四 二六・七六

三・三六 三・二・八四
六・三三 六・九三
六・〇 五七・五

東京都に於ける蔬菜の配給購入率(%) 一在帯一ヶ月当り
昭二二年七月 二・五 一・〇 二八・六五 一七・四
昭二二年八月 三・〇 一・五 三三・三三 二八・二
昭二二年九月 五・〇 二・四 四八・三二 四一・一
昭二二年十月 一四・五 七・〇 五二・〇二 四九・九
昭二二年十一月 八・二 二・五 四八・三三 四二・一
昭二二年十二月 五・〇 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年一月 三・〇 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年二月 四・〇 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年三月 七・二 二・五 四八・四九 四六・八
昭二三年四月 四・二 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年五月 五・五 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年六月 五・一 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年七月 五・一 一・五 四八・四九 四六・八
昭二三年八月 四・二 一・五 四八・四九 四六・八

年 月	給 付		全 額	
	数量	金額	数量	金額
昭二二年七月	2.5	1.0	28.65	17.4
八月	3.0	1.5	33.33	28.2
九月	5.0	2.4	48.31	41.1
十月	14.5	7.0	52.02	49.9
十一月	8.2	2.5	48.33	42.1
十二月	5.0	1.5	48.49	46.8
昭二三年一月	3.0	1.5	48.17	24.5
二月	4.0	1.5	48.40	31.3
三月	7.2	2.5	48.86	35.0
四月	4.2	1.5	48.97	30.2
五月	5.5	1.5	48.27	36.8
六月	5.1	1.5	48.89	46.4
七月	5.1	1.5	48.47	37.1
八月	4.2	1.5	48.9	36.9

配給数量の全数量に対する比率は昭和二十三年一月例の緊急具体措置の実施迄は殆んど無視すべき程度であるが、その実施により急激に上昇して居る。配給品に支給される金額も同様であるが、矢張り配給品の占める比の方が重い。全支出金額も二十三年一月以降急激に居るが六月、七月には亦若干増加して居る。尚六、七、八月と配給品の数量と全金額とのパーセンテージが接近して来て居るのは配給品と配給価格との接近を示して居るものである。

「蔬菜価格の変動」

これは図示されたものであるが、東京都に於ける小売価格は、昭和二十二年度の七月当時は配給価格と市価格の差が非常に大きく、而も実効価格は市価格と殆んど差がないが、漸次市価格が配給価格に接近すると同時に、実効価格は市価格よりも寧ろ配給価格に接近し、配給量の増加及び市価格の急激な下落は一致せんとする方向を示して居る。但し此処に云ふ配給価格とは公定価格ではなく公定価格プラスアルファである。

「蔬菜の実効価格と消費者物価総合指数」

両指数とも二十一年八月から二十二年三月迄の平均を一〇〇とすれば、昨年の秋の災害時に於ては蔬菜の方が上つて居るがそれ以外は概して低く、本年七月に於ては総合物価指数四〇〇に対して蔬菜のそれは二〇〇で丁度半分である。蔬菜の価格の上昇が一般物価のそれらに比して非常に緩いことが判る。尚本図表に於ては蔬菜の価格指数を大根と人参の夫れで表した。

- 「蔬菜の商価格指数と消費財総平均の商物価指数」
これについて、矢張り前と今様のことが云える。
- 「東京都に於ける蔬菜入荷量の品目別の統制前（昭和一三・一四年平均）後（昭和一六・一七年平均）と現在との比較」
月別、品目別の詳細を表がある。

単位千×（播内在一人当り単位×）

品目	昭和一三・一四年平均												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
平均(A)	6713	7441	8351	7947	11872	10998	12403	13359	11152	12280	12205	10993	13047
平均(B)	10596	9961	8715	10138	14334	16488	15292	15440	14701	14128	21884	26602	198159
昭和二三年平均(C)	4120	9330	6696	3107	8884	9999	13013	11243	10208	9055	12128	15796	108935
B/A	158	104	144	128	130	150	122	116	132	131	178	167	137
%A	61	124	80	39	83	73	103	84	92	73	104	98	85
(A)	1987	1802	1829	820	1065	816	870	518	1430	2460	1729	1404	1090
(B)	2447	2025	1997	1640	1993	1915	1278	921	1975	2556	4806	4816	2997
(C)	3407	4508	913	685	822	1886	337	295	1947	2974	3185	3606	23724

品目	昭和一三・一四年平均												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
B/A	138	112	116	200	168	235	191	178	138	104	298	324	193
%A	136	250	60	71	77	231	95	41	122	113	206	243	147

大根の他、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、はくさい、菜類、きやぶつ、ほう菜、人草、わぎ、壬葱、なす、とまと、きうり、がぼちや、れんこん、たけのこ、ふき、ずいき、いんげん豆、えんどう、そらまめ及び枝豆について右表の様を調査が行はれたのであるが、總入荷量及び一人当りの配給量は一三—一四年に及ばない。一時に当時に於ては此の外に種類がある。各品目別に比較すれば、だいこんの入荷量は当時の一四七倍、かぶ一四四、にんじん一九七、なるい一〇六、わぎ一四一、なす一三二、とまと一五八、きうり一〇九、かぼちや三四八であつて、此れ等の品目は当時より多くなつて居るのである。

右の表をグラフで現はしたものを同時に作成したが、此の図表は、各品目とも昭和十三、十四年度に比して廿三年は月別の出荷量の波の高低が著しく、生産が季節的に往時程平均化されて居らないことを示して居る。

○ 「最少蔬菜の入荷量」
東京市場、統制前、昭和十三年十四年平均、現在昭和二二年、
(播内在総費700×に対する比率) 単位千×

統制前 (A)	統制後 (B)	輸入荷量	統制後の季節別東京都入荷比較表 (括弧内は輸入荷量に対する割合%)									
			1~4月	5月	6月	小計	7~9月	10月	11~12月	小計		
130,047	109,935	141 (81)	665 (65)	826 (80)	1658 (113)	1184 (109)	905 (85)	1090 (108)	1058 (98)	7307 (5.6)		
		2 (10002)	173 (102)	132 (101)	532 (102)	1 (10001)	96 (1009)	185 (102)	357 (103)	1299 (112)		
B/A 4/10	85	14	26.0	15.9	20.1	0.1	13.6	17.0	33.7	17.5		

石の石目は蔬菜の輸入荷量中に占める比重が極めて小なるのみならず、戦前に比し亦
 数減して居る。

○「夏蔬菜の季節別東京都入荷比較表 (括弧内は輸入荷量に対する割合%)」

品名	品目	品別	統制後の季節別東京都入荷比較表 (括弧内は輸入荷量に対する割合%)									
			1~4月	5月	6月	小計	7~9月	10月	11~12月	小計		
13	14	23	21 (85)	25 (108)	220 (55)	266 (66)	3566 (890)	184 (141)	10 (103)	474 (144)		
			0	0	1 (1002)	1 (1002)	5037 (551)	257 (49)	0 (100)	257 (49)		
B/A	(10)	(10)	0	0	0.5	0.4	14.1	15.7	0	14.8		

- 1 鶏 爪
- 2 鶏 卵
- 3 鶏 肉
- 4 鶏 皮

四品目について促成物及び抑制物の調査をしたのであるが、若干の時期のずれを除く外何れも出遅期以外の時期の出荷は戦前と比して非常に少く、殆んどが出遅期に集中して居る。

○「果実(りんご、みかん)の価格と消費財総平均商価格の指数の比較グラフ」

両者とも二〇年九月を一〇〇とすれば、二三年五月に於て、果実の七〇〇に対し消費財総平均の商価格の指数は二二〇〇となつて居り果実の統制撤廃後のその価格の動向を示して居る。

○「蔬菜の統制撤廃によつて生ずる価格変動の見通し」

安本物価格に於て、蔬菜の統制撤廃によつて生ずる価格の変動の予想を計数的に表したが、それによると、統制撤廃により、本年二月―四月の端境期に於て、蔬菜の価格は、廿三年の末の実効価格の一五倍に暴落の場合騰り得る虞れがある。然し此の値上りは消費者の家計面に於ては、味増及び醤油の増配によつて吸収され得ると云ふにある。

○「都市家計に於ける蔬菜支出の比重の推移」

		合計費総額 (A)	豆 菜 菜 (B)	B/A
21年	7.22より 4 週間	1967.16	403.33	20.5
	12.2	3615.04	486.78	16.1
22年	3.10	3605.11	413.57	11.5
	7 月 1.5 日	6661.54	773.46	11.0
	10 月	7068.89	560.86	7.9
	12 月	9663.-	729.-	7.5
	1 月	7753.-	332.-	4.3
23年	2 月	7152.-	381.-	5.3
	3 月	8422.-	350.-	4.2
	4 月	8784.-	363.-	4.1
	5 月	9645.-	509.-	5.3
	6 月	9769.-	581.-	5.9
	7 月	10228.-	836.-	7.6
	8 月	10974.-	793.-	7.3

蔬菜の比重は一般的に漸次下つて来て居る。以上の資料の外「蔬菜輸送実績」の価格甲地域配給小売価格、「蔬菜品自給生産数量」等の資料が整へられたが、此れ等の資料より抽出された結論を纏めて整理して見ると次の如くなるのである。

(一) 蔬菜の生産は全体としては戦前に比し、特に二三年の気候条件も加けり、相当上つて来て居るが、未だ健全化されては居らず、出廻りに集中し過ぎる等浮動の

ある。大根菜類等肥料を余り要さないもの、生産は戦前以上であり、これ等については、その时期的な出荷の集中を緩和する等の措置を講ずる要がある。ふき、筍、豆類等は戦前に比し生産が極めて少いため、之が配給統制を實施するもその効果が少なく、むしろ此れ等は毛り物と共に統制を廃止することが望ましい結果を齎す。

(二) 右の生産増加に伴ひ、需給の肉係も一般的には好転して来て居るが、端境期に尚菜籠を許さないものがある。

(三) 家計費中蔬菜の占めるウエイトは戦前に比し倍加されて居るが終戦以来漸次低下して来て居る。

(四) 価格については、商値と公定価格とが漸次接近し、本実効価格も、(三)に近づくことになり、一般消費材の騰貴率に比して緩やかであり、果實の統制撤廃後の価格の推移が、蔬菜の場合についても見られるであろう。

(五) 蔬菜の統制撤廃を行つても、その価格は騰らないであらうと云ふ見透しを樹てることは出来ない。従つて価格の動きが前号の様な傾向にあるに拘らず尚統制撤廃は消費者の家計費に影響を及ぼすであらう。

一月の当初、此れ等の結論よりして、安本、農林省及び物価庁とも、夫々統制撤廃案を作つたのである。

三、統制撤廃案

先づ各庁の案を照会することにするが、安定本部の作成したものは左の通りである。

第一方法

蔬菜については、昨年十二月十五日以降統制強化の措置を講ずると共に、生産の増強に努めて採天恩、相当の成果を挙げることとなり、尚今年度の需給の是正も、好転することが期待されるので、この統制を緩和し、次のような改善措置を講ずることによつて、一層蔬菜の生産及び出荷の増強並びに配給及び消費の合理化を図り、以て勤労者の実質賃金の充実に並びに消費生活内容の向上を期するものとする。

第二、要領

- 一、時期的に供給が過剰となり、均分配給制を実施しなくとも消費者が必要量を充分廉価に購入することが出来、且つその大部分の価格が相当期間(注)を割り、均分配給を続行することか却つて、消費者の家計負担を増加するが如きものについては、気候条件等を考慮の上適宜末端配給及び価格の統制を緩和すること。
- 二、現在時期的に出荷数量僅少で、一般家庭向け蔬菜として、政策的にも家計支出上にも重要でなく、寧ろその時期に(注)を存置して置くことにより生産の阻害、品價の低下及び品價の吊上げを来して居るが如き品目については、左の如き結果を予測して、その時期には統制をしないものとする。
- (1) 早熟栽培 促成栽培品で初期結実品を摘採することにより、出遅期の生産期間を延

長し生産量を増加する

- (1) 早熟栽培 促成栽培品の生産を削減しその技術の向上を阻礙つて、出遅最盛期の過剰出荷を緩和し、生産者価格の不当な低下を防止し、併せて土地利用の高度化を促進する。

三、一般的に生産及び出荷数量が僅少で、一般家庭向け蔬菜として数量的にも家計支出上にも重要でなく、統制の有無が直接消費生活面に影響を及ぼさないと思せられる品目であつて、寧ろ統制の対象としないことが尤も如き好結果を来すと認められるものについてはその統制を廃止すること。

- (1) 生産上資材労力を投下すること僅少で且つ栽培を増加することが却つて地力増強となる。
- (2) 冠婚葬祭等特殊の場合に大部分が消費せられ、統制を廃止しても他の作物に全く影響を与へない。

(3) その性質が特に軟弱で且つ品價規格が上下の果隔著しく、(注)を以ては規制しがたく統制を廃止することが迅速なる処理と品價に及ぼした市價の形成を促進する。

第三、指 置

- 一、当面取るべきもの
 - (1) 要領の一に基き本年の冬に出遅る大根及び菜類につき
 - (2) 蔬菜及び漬物配給規則第十一條の規定を發動し配給通限の使用を停止する。

(6) 今時その期間現行(4)の適用を停止し、爾後の期間については(4)を一本建とする。
(4) 要領の二に基き左の品目につき左の期間統制を解除する旨政府より正式に公表し、
逐次それらに就いて手続とする。

かぶ(一月―四月) ます(十月―六月) きうり(十月―五月)
かぼちや(十月―五月) トマト(十月―六月)

(1) 要領三の(4)及び(5)に基き、れんこん及びかぶの(4)を廃止する。
一月―四月に執らるべき措置

要領三の(4)及び(5)に基き、明年四月からの新(4)設定に当り、いんげん、えんどう、そら豆、
枝豆、筍及びずいきの(4)を廃止する。

夏蔬菜に対して執らるべき措置
要領の一に基き、かぼちや、ねぎ、ます、きうり等につき、

(1) 配給通帳の使用を停止する。
(2) 全時(4)を一本建とするか又は停止する。

農林省案

蔬菜の統制方式の変更案

(昭和二十一年八月)

生産関係

(1) 農林大臣及び知事の蔬菜指定産地を整備し指導の徹底を図ること。
(2) 蔬菜生産計画を樹つ。特に冬期及び夏期産期の出廻品の増産と生産過剰の農水あり

る品目(大根、菜類、南瓜等の作物転換を図ること。
肥料農薬その他生産資材の確保し、これが指定産地に対する優先配給を行ふこと。

輸送関係

(1) 貨車及び船について蔬菜の優先輸送を行ふこと。

(2) 大消費地域向蔬菜出荷トラックに対するガソリン及び代用燃料のリンク配給を現在
と同様に継続実施すること。

出荷関係

(1) 農林大臣は大消費地等に対する蔬菜の供給計画を樹つ。計画出荷の確保に必要な出
荷統制の法的措置を現行制度と同様に実施すること。

消費関係

消費地に於ける配給制度を廃止すること。

価格関係

公定価格を廃止すること。

尚物価は別に積極的な案は持たないが、第一案として農林省案の実施期日を廿四年の
春以降としたもの、第二案として安本系に近いものを農水とした。

此案等の案は未だE.S.S.のステット氏が帰任しない為、司令部には持ち込めないの
であるが、農林省案について云ふと、四及び五の点で、その実現性は殆んど不可能と云ふこ

とが出来、本安本系も理論的ではあるが、余りに細かく現実を表現する上に相当向題が現れて居るのであるが、更に再改訂しての方針を先づ決める事となり、十一月中旬農林大臣室に各庁の調査者が出席し、調査報告書の下に各案の審議に入った。此の全合に於て最も向題となつた点は、前述した所であるが、統制を徹底することにより蔬菜の価格は上ると云ふ資料があるから、故してこれを懸念して統制徹底案を押し進めるかどうかと云ふことである。農相は事務当局に右の資料の結論の變更方を懸念したのであるが、事務当局は之に反せず、結局、価格は若干騰るが消費大衆も徹底は望んで居る所であるから、此の際諸功よく、農林省を以て第一案とし、本安本と第二案とする事となり、農林系についてはこのとき安本の幹部会にも一応、前以て照会しておくこととした。

此の公報の直后農相はオ一案を自ら、E.S.S.の統制統制課長ウイツング氏の詳に齎し、その実現方につき極力懸念したのであるが、當時の客観状況は所謂民自党的な政策の遂行に好都合でなく、且つ直接の担当官であるステイツ氏も留守のため、農相の努力も空しくオ一案は当分お預けになり、オ二案で進まねばならないこととなつたのである。然し、蔬菜向題が政策的色彩を帯びて来て居ると云ふ風に見られる所では、オ二案の實現も望みなしとの観測が強く、之を立案した生活物資局に於ても暫く此の案は伏せて置くこととしたのであるが、十二月始め、ステイツ氏の帰任当初、留守中の状況を説明した際、その提出を求められたので、一応先の資料と共に、先方の手渡したのである。その後E.S.S.より、この案は余りに複雑過ぎる、今直ぐにかう云ふ細かい方法で統制改善案を實

絶するよりも、日本側の資料の示す如く需給事情が改善されて居るならば、時期を見て全面的に統制を撤廃しようとする意向が示され、統制撤廃の時期については具体的な農林省で樹てた。左の如き大消費地への一―三月の蔬菜の入荷計画が實現された上で、と云ふようなことが仄かされた。(蔬菜統制撤廃向題の一応の結論)

	一月	二月	三月
東 京	六七・二	五八・一	四四・九
横 浜	五四・一	六〇・三	四五・六
名 古 屋	五四・六	五一・七	四二・一
京 都	五二・五	五五・二	五〇・三
大 阪	四六・七	四六・二	三二・六
神 戸	五九・三	五一・九	三五・四

然しそれにして、此の向題について事態は尙樂觀を許さず、寧ろ悲觀的ではあるのである。オ一は一月中の各都市への蔬菜の入荷状況は恐らくなく、己の計画目標の達成は不可能であり、二月三月に於ても今迄の見通しでは計画量は出過ぎない。特に前面に於て―であらうと思はれる。更には蔬菜の統制撤廃の、主食生産農家に及ぼす心理的影響

影響、麥及蕎麥の作付に及ぼす影響等が、凡そ米中の主食の供出の能率化の問題と絡み合つて考へられねばならぬのである。とにかく安定本部としては、農林省及び物価庁等と歩調を揃へて、将来の市場価格の予想、価格統制が中業者に齎したものの――価格統制の弊、蔬菜統制撤廃の主食農家に及ぼす影響等につき、各種の調査を行ひ、此の資料を関係方面に提出して、蔬菜の統制撤廃問題についての理解を深め、且つ速かに統制撤廃が実現するよう努力して居るのであるが、現実には仲々思ふやうになるものではなく、而も、それを蔽つたり、爲つたりして事を遠ぶことは出来ないものである。

13

昭和二十四年度期別配当計画に關して

- 一 期別計画の前提をなす配当計画については、一月十七日作成配当計画に準據したこの配当計画は四〇〇〇万瓩出炭計画に基いて、目下四二〇〇万瓩出炭計画が研究されて居り、この出炭による配当計画は未定であるから、今後の決定に従つてその都度変更してゆく予定である。
- 二 電力の配当計画は目下審議中であり、配当案に基く生産計画達成のためには必要なる各部門の所要電力の充足には疑義があるが、一先第一、四半期は概ね充たせしめ、第二、四半期以降は実施計画に於て調整することとする。
- 三 既に一月のえ提出した二十四年度年間計画との調整については、
 - (1) 一月のえより一月三十日迄に正式回答が来る予定であったが未着に付取敢えず各部門から提出された意見に於て調整方針を一部研究したが、部門によつては需要量が極めて膨大なるため別途研究してゐるものもある。
- 四 年間配当計画と各期の供給力の比率に基いて各部門の配当数量を計算することを根本方針としたので、特定部門に於て早期に右比率以上に配当することを行はない。
- 五 出炭順位に付いても輸出以外は右方針による。尚配当枠内で特定品種に於て特定部門より特別の要望ある場合も出来るだけこの方針による。
- 六 国物資が供給量の中に入つてゐる品種は鋼材及一部の非鉄であるが、剛鐵機関に對する

2.9
10-4

命令もあるもので極く上期に処分するため鋼材は第一四半期六万屯 第二四半期三万屯の
配当とするにとしした。

七、建築関係中炭鉱、硫化鉱等の計画住宅の外二四年度より電力、鉄鋼、造船、運輸、
肥料等の各部門よりの要請に対しては一限住宅の枠を或る程度縮小しても計画的に増
設せしむることとし、**建屋、事務所、住宅**以外の建設については従来通り各部門で之を
見せしむることとした。

八、機械関係については自動車、自転車、農機具、ラヂオ等従来計画生産せしめた種類の
外、各需要部門より素材を主要機種別に移管させることとした。

九、木材の供給量に付従来木材供給調整規則第十三條により特殊部門に対し現地伐採並に
現地使用を認め承ったが、本年度に於ては可及的之が数量を伐採数量の追加として加算
すべく目下関係方面と折衝中である。

十、微量需要については釘、亜鉛鉄板、針金、セメント、カーバイト、木打等に対して
配当した。

四 輸出格外品 発生品等に対しては新次重要部門に対し紐付きとするにとしした。
イ 農林 水産及食料品工業中の加工食品については出采得る限り別に指示ある品目別
に細分した。

ロ ⑤に關しては非鉄及び二次製品の如く比較的に要求と配当との開きが少いものにつ
いては出采るだけ調整したが鋼材、鉄線等は第三四半期の返還分を考慮し、一応第六

四半期分の要求に近からしめたが、其の他については取敢えず年間配当案のオキとし
た。
ホ 需要部門別分類については添付別紙の説明に従ったが、改訂希望ある場合は特に申
出ありたい。



609
6.3
2.0

2.8
3/11
✓

昭和二十三年度第四四半期化学工業製品供給量調査書

(単位 吨) (化学工業一課)

物品名	(A) 1/23 噸	(B) 1/23 生産量	(C) 1/23 配当実績	(D) 1/23 配当実績	(E) 1/23 生産量	(F) 1/23 配当実績	(G) 1/23 配当実績	(H) 1/23 生産計画	(J) 1/23 供給可能量
第一バヤト		9,094.7	103,663		85,500	89,195	17,324	48,000	65,324
硫 酸	8,186	507,851	506,046	7,991	490,000	500,000	-	495,000	481,000
リ - ソ 灰	- 985	21,123	22,380	- 2,241	19,000	19,000	(次期調整) - 2,224	20,640	20,640
苛性リ - ソ	2,738	33,628	34,745	1,621	24,600	26,221	0	24,900	24,900
水 炭 酸	54	15,021	19,090	(次期調整) 2,350 - 1,665	14,100	14,100	- 1,665	12,500	12,500
苛、造 脂 油	- 661	6,806	6,650	- 505	6,000	5,906	(次期調整) - 505	4,610	4,610
高 炭 質 粉	- 121	279	346	- 188	300	280	(次期調整) - 168	300	300
液 体 塩 素	- 416	1,519	2,002	- 899	1,700	1,700	(次期調整) - 899	1,470	1,470
重 曹	418	1,200	2,118	- 500	1,000	1,500	- 1,000	1,200	1,200
人 絹 結 晶 芒 硝	791	7,808	7,231	- 1,308	7,000	8,308	0	7,000	7,000
蔗 末 芒 硝	- 1,007	5,337	4,992	- 662	4,700	5,108	- 1,670	5,008	4,738
化学用芒硝	- 44	143	151	- 52	120	105	- 37	150	113
中性結晶芒硝	106	85	196	- 5	90	90	- 5	90	85
硫化リ - ソ	- 144	1,778	1,157	477	1,270	1,747	0	1,300	1,300
液体フッモニヤ	32	3,006	2,146	892	1,800	2,195	(次期調整) 0.578 557	1,940	1,850
硫酸	- 445	4,251	5,912	- 1,506	4,000	4,530	(次期調整) - 503 - 2,036	4,150	3,950
塩、安 (A)	- 48	508	579	- 119	600	500	- 19	500	450
塩、安 (B)	- 93	101	120	- 112	120	100	- 92	120	110
亜 鉛	486	1,780	1,920	346	1,840	2,287	(在庫繰入) 541.2	1,000	1,541.2
鉛	- 284	235	204	(在庫繰入) (-253) 0	300	239	1	360	361
リ - ソ - 粉	- 148	355	281	(在庫繰入) (-74) 0	415	333	82	330	412
塩 化 亜 鉛	184	555	533	306	400	510	96	400	496
銅	- 243	391	548	716	220	685	251	321	572
銅 酸	- 79	236	198	(在庫繰入) (-41) 0	320	220	100	135	235
重 水 酸 リ - ソ	17	218	200	35	(在庫繰入) 280	301	14	210	224

裏面白紙

昭和二十三年度第四、四半期化学工業製品の価格動向調査

品名	(A) 21.3~21.5 販売	(B) 21.5 生産実績	(C) 21.5 販売実績	(D) (A+B)-C 21.5~21.5 販差	(E) 男 生産(50)	(F) 21.5 販差	(G) (D+E)-E 21.5~21.5 販差	(H) 21.5 生産計画	(I) (G+H) 21.5 販差
水素	-34	79	70	(26)	190	120	0	80	80
塩化炭素	71	180	252	(1)	190	167	3	200	200
硝酸	114	462	1,322	54	(2)	424	-5	900	900
硝酸	-	1,316	455	-137	420	405	-12	400	400
硝酸	7	78	8,250	80	109	189	0	155	155
硝酸	-5	174	172	-3	222	278	-54	114	50
硝酸	16	24	49	-9	127	127	-9	128	119
硝酸	12	23	45	-10	63	63	(1)	95	95
硝酸	-21	90	40	29	78	107	0	100	100
硝酸	-35	22	18	-31	18	85	-68	(1)	67
硝酸	-2	27	17	8	43	53	-2	55	53
硝酸	-1,035	2,284	440	-647	3,006	2,864	(1)	3,300	3,300
硝酸	-1,057	1,627	14,642	-9,983	172,912	173,281	(1)	194,700	(1)
硝酸	-623	4,732	2,243	-785	1,046	3,103	-588	2,200	(1)
硝酸	-1,520	9,086	9,497	-1,591	9,000	10,383	(1)	12,600	(1)
硝酸	-85	2,065	2,258	-298	2,457	2,457	0	2,516	2,516
硝酸	-15	390	445	-70	483	483	0	494	494
硝酸	107	1,173	568	1,162	944	504	0	962	962
硝酸	-923	703	1,235	-455	697	1,097	0	919	719
硝酸	-282	454	284	-112	520	620	0	494	494
硝酸	-183	136	262	-309	240	240	0	212	212
硝酸	-647	49,799	52,642	-3,540	54,023	52,830	0	55,742	55,742
硝酸	-4,941	7,173	6,031	-799	7,453	7,432	0	7,672	7,672
硝酸	190	1,522	2,160	-448	1,252	1,252	0	4,797	1,797
硝酸	-	24,381	24,986	-3,780	25,490	26,490	0	26,750	26,750
硝酸	-3,734	859	24,986	-3,780	856	856	0	911	911

(2)

裏面白紙

昭和二十三年炭素第四号半炳化室工業製品分析調査書

物質名	A1 7/23 炭素	B1 7/23 生炭素	C1 7/23 肥田炭素	(D) (A1B)-C 7/23 炭素	(E) 7/23 生炭素	(F) 7/23 肥田炭素	(G) (D+E)-F 7/23 炭素	(H) 7/23 生炭素	(I) (G+H) 7/23 炭素
粗炭(7/23)	78.5	438.2	207.3	55.0	2,45.0	20.51	0	2,11.2	2,11.2
精炭(7/23)	15.2	85.6	99.8	9.0	81.0	81.0	0	87.9	87.9
7/23-1ル炭	1,144	349	264	-159	38.8	3.88	1.0	4.22	4.52
必乾7/23-1ル	1,089	59	6.6	-54	7.2	7.2	0	10.3	10.3
必乾7/23-1ル炭	21	31	9.1	-39	8.6	3.6	0	9.7	9.7
X 7/23-1ル	-12.0	1,661	1,889	-308	51 1,911.5	51 1,490	-43	1,650	1,613
炭素	2	17.0	24.0	-1.2	22.0	2.09	-41	22.0	1,59.4
炭素	2,43.5	2,513	2,351	118.5	2,30.8	2,24.5	0	2,60.0	2,60.9
炭素	1,43	213	230	-6.0	22.2	15.9	5	18.0	18.5
7/23-1ル	-11.5	13.1	1,52.5	-12.8	29.8	14.0	1.5	29.0	29.0
7/23-1ル	-9.7	44.3	49.6	-14.0	54.5	49.0	-4.5	59.0	59.0
7/23-1ル	-1.9	8.7	19.4	-12.2	19.0	19.0	-8.2	15.0	15.0
7/23-1ル	-11.5	15.3	14.0	-53.5	20.2	2.25	-95.2	6.5	25.0
7/23-1ル	-	-	-	-	0.22	0.22	-	-	-
7/23-1ル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全炭素(炭素)	174	485	439	24.0	55.0	60.5	14.5	43.5	60.0
石炭酸系(炭素)	30	71	7.0	3.1	11.0	13.0	1.1	8.0	9.1
石炭酸系(7/23)	29	6.6	6.3	3.2	10.2	13.2	2	4.95	9.7
炭素系(炭素)	4.9	10.3	20.2	1.8	15.0	16.0	5	16.0	16.5
炭素系(炭素)	-2.1	11.0	14.9	-8.8	10.0	5.2	-4.0	12.0	12.0
炭素	14.0	0	26.9	11.3	0	3.32	78.1	0	78.1

最近三ヶ年間に於ての民生用衣料品配分計画

E.S.B 衣料課 2.10

品名別	総供給数量			一人当り消費			一般消費者用供給数量(A)			一般消費者一人当り消費			(A)の比率		
	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案
綿糸	4,363,400	5,142,718	(2,000,000) 4,680,000	0.56	0.715	(0.242) 0.568	2,774,100	1,652,718	(3,355,000) 8,178,000	0.35	0.207	(0.170) 0.099	22.5	14.4	(13.6) 8.0
スワ糸	1,323,400	1,231,521	(2,000,000) 11,200,500	0.17	0.154	(0.024) 0.051	1,323,400	1,231,521	(2,000,000) 3,803,500	0.169	0.154	(0.024) 0.046	13.2	10.7	(9.5) 3.7
粗毛糸	9,093,000	4,672,212	(3,000,000) 4,050,000	0.116	0.056	(0.036) 0.049	6,778,000	4,612,212	(3,000,000) 4,050,000	0.087	0.056	(0.036) 0.049	5.9	3.9	(2.94) 3.9
人絹糸	7,254,000	2,283,145	(3,000,000) 8,718,000	0.094	0.275	(0.036) 0.106	6,553,000	2,283,145	(3,000,000) 8,718,000	0.074	0.275	(0.036) 0.106	8.0	19.1	(2.94) 2.5
麻糸	8,717,000	5,485,729	3,067,150	0.111	0.087	0.045	2,581,000	5,485,729	3,607,150	0.033	0.087	0.045	2.7	4.6	3.58
箭毛糸	21,815,000	15,354,851	15,090,000	0.29	0.192	0.189	13,915,000	15,354,851	14,680,000	0.178	0.192	0.177	14.0	13.4	14.3
小計	103,947,000	117,094,176	(28,000,000) 83,178,050	1.341	1.459	(0.338) 1.009	70,862,000	76,514,176	(21,955,000) 43,076,050	0.891	0.951	(0.266) 0.522	69.3	60.1	(61.43) 41.98
生糸		9,923,407	(8,400,000) 2,611,000		0.12	(0.102) 0.032		9,923,407	(8,400,000) 2,611,000		0.12	(0.102) 0.032		8.3	(8.1) 2.4
絹紡糸	22,494,000	4,195,237	2,970,000	0.289	0.052	0.036	21,494,000	4,195,237	2,970,000	0.276	0.052	0.036	21.6	3.6	2.94
絹糸		979,033	880,000		0.012	0.010		979,033	880,000		0.012	0.010		0.8	0.85
絹絲糸		5,245,078	5,457,400		0.065	0.06		5,245,078	4,857,400		0.065	0.058		4.4	4.73
ガラ紡糸	2,632,000	10,119,961	6,520,200	0.038	0.126	0.179	2,132,000	10,119,961	6,520,200	0.027	0.126	0.079	2.1	8.7	6.45
雑織糸		1,544,472	946,200		0.015	0.011		1,544,472	946,200		0.015	0.011		1.3	0.92
製綿	7,000,000	4,135,500	10,209,500	0.09	0.038	0.124	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.089	0.038	0.124	7.0	6.2	10.06
梳体		526,000	14,484,000		0.006	0.001		526,000	14,484,000		0.006	0.001		0.4	0.14
其他		292,141			0.003			292,141			0.003			0.2	
小計	32,120,000	39,960,824	(8,400,000) 29,239,170	0.417	0.487	(0.102) 0.353	30,626,000	39,960,824	(8,400,000) 29,138,910	0.342	0.487	(0.102) 0.351	30.7	33.9	(8.1) 28.49
総計	136,073,000	157,055,000	(36,400,000) 112,917,820	1.758	1.946	(0.440) 1.361	101,428,000	116,445,000	(30,355,000) 72,235,020	1.283	1.438	(0.368) 0.573	100.0	100.0	(25.53) 70.47

(1) 24年度は計画立案中のものである。
 (2) 括弧内数は輸出品の国内取用等追加供給力になるものである。

生人

家庭燃料の新炭、加工炭の統制方式の臨時措置について

一、新炭

今年は各種の原因により生産と政府への供出意欲は予想外に好調であるのに反し荷捌き
は甚だしく不円滑であつたため、政府新炭特別会計の手持ちは益々増大し、その金額は
増り入れ限度の五十五億円を超過すること約二十二億円に達するに至つた。これがその
特別会計は二月中に限り新炭は全面的に木炭は当初計画の二分の一程度に買上げを抑制し
手持新炭の荷捌き促進対策としては新炭は特に登録店舗を通し又は政府直売による自由販
売の臨時措置を採ることとし実行中である。

但しこれからの新炭生産者は金融の逼迫を感ずることとなり、配給業者は商種を浸害せら
れること、もなるので林野局に於ては生産者につり下しは金融の弊害、金利の補給につき
対策中であり配給機関に対しては配給能率を昂揚して取扱数量の増加を図るよう督励中
である。又新と木炭の価格不均衡是正についても規格価格の改正案につき目下研究中で
ある。

二、加工炭

加工炭は新炭特別会計の買取りの対象とはなつてはなないが、その需給情勢は新炭と殆ど
同一條件にあるからこれに對しても新と全様を配給措置を採用すべく、関係方面と接渉
中であり、近日中に実施に移す予定である。

12.

以上一時的とは云え、家庭燃料面においては甚だ明朗になつたとも云えるが、これかた
の生産者、消費者及び関係機関までも統制は全面的に解除せられたと誤認し動搖を来し
ている向きもある。併し家庭燃料の絶対量から見れば決して樂觀を許さぬものがあり
今回の措置は飽くまで一時的臨時措置であるから今後必要があると思ゆる場合は直ちに
正常の統制に引き戻す予定であることを充分承知の上指導と監督をせられたい。

地方経済安災局長会議に提出すべき案件

一、乳幼児食糧確保に関する件

現在乳幼児に対する牛乳、乳製品等の配給は生産事情の好転の爲供給は増加しているが、
価格が高い為にかつての負担が大きく、有効需要の減退を来しているが、これは乳幼児
の保健のみならず社会問題として由々しい問題であるので、乳製品と、食糧特別会計で
購入し主食と価格プールする外配給に當つては、主食と差引配給する方針の下に目下乳
幼児食糧需給調整法案を末議會に提出すべく準備中である。
然し乍ら未だ技術的な面例へは飲用牛乳の価格プールの仕方等について問題があるので、
目下検討中である。

1942年

2.11
10-11

現行割当制度の改善に關する意見

生産資財に關する現行の割当制度は、経済安定九原則の要請に依り、最も合理的な手段によつて最大の福利効果を得るやうに、左記の如く改善するのが適当と思はれる。

記

二四二一三 経本生産局

一 重要物資の生産計画及び需給計画の策定方法について

経済安定本部の策定する毎四半期毎の重要物資需給計画は、現行割当制度の基礎を成すものであるが、その策定方法は、現在先づ毎四半期毎に策定される石炭及び電力の配当計画並びに当該割当所中における重要物資の輸入見込を基礎として生産計画を作り、それによつて算出される各物資の供給力を各産部別に割り分つて原案を形成し、GHの承認を受けて決定してゐるのである。然つて毎四半期毎に新しい基礎の上に新しい参考文献を以て策定されることに依り、その時々々の情勢に全く左右されて勢い行き当りばつたり式と成り、時には單に数字上の辻つまを合せるだけの水ぶくれ計画に成つて、長期的計画性、合理性に欠ける傾向があり、又事務的にもGHの承認がとかく遅延しがちであるので割当を實施に及ぶ時期がずれて混乱を來す事例さえある。このようになり、是正して計画の合理性を高め、割当の現物化を確保すると共に、一方後述の如く予約注文制度による消費者の選擇制と割当に積極的に取り入れ、又輸入物資についてはその割当先を現物化の到着前に決定しておくて入荷次第迅速にこれを活用することを可能

2.16
10~4

行われぬため、次の手段が採用されるべきである。

(1) 毎四半期の物資需給計画は、毎年初に予め明確に定められた年間計画に基いてこれを策定することが能く必要である。殊に配炭計画については、すべての計画の基礎となるのみでなく、実際のGHQの自ら策定されるものであるから、かゝる方法にすることが日本政府の他物資の計画策定のために必要である。昭和二十四年度年間計画については、原案をGHQに提出済であるから、至急何分の回答を願ひたい。

(2) 毎四半期毎の需給計画は、現在において早くとも当該期の開始一ヶ月前位にしかGHQの承認が下りないが、日本政府においても原案提出を更に繰上げGHQからは遅くとも当該期の開始三ヶ月前に承認を得らるべきにして、当該期開始前にすべての発券を完了し、又繰進の予約注文制の採用を可能ならしめる。配炭計画については、この場合も、やはりそれより更に半月以上早目につまり当該期開始前少くとも三ヶ月前前に決定される必要がある。

(3) 輸入物資についても、当該期当分の開始三ヶ月前までに、当該期中における大体の輸入見込をGHQから示して貰う。

(4) 配炭計画については、現在GHQ自らこれを策定されているが、すべての計画の基礎となるものであり、従つて各産業間のバランスは適宜に全産業の合理的生産に甚大の影響を及ぼすこととなるのであるから、この点につき他の物資の割当と総合的な検討を充分に積んでそのバランスの保持にはできるだけ努めていく所の日本政府の配炭

計画案の内容を充分に尊重されたい。
(5) 現在日本政府の需給計画原案につきGHQに提出してその承認を受けることになつてゐる品目が余りに多く、そのため承認が遅延しがちなものでは無いかと思われる。この品目を減らして例えは割当的品目の如きは、主要品目の割当に比例して割り当てられるべきであらうのであるから、日本政府限りで決定し得るよう改められたい。

二 重要物資需給計画の改善について

(1) 現在の物資需給計画において問題となるのは、戦時生産及び建築のための資材の取扱い方であるが、これについては次のように考へる。

(1) 戦時生産用の資材については、従来は需給計画、電動機、自動車等指定のものに於いてのみ戦時工業の枠の中に組み、その他の炭酸炭酸以下の産業機械については、天々の産業部門の枠の中に組み込んで、これをその主管官庁から戦時生産に回して、戦時局マニカールに発券してゐたが、戦時行政の一元化により戦時生産を円滑ならしめるため、来る第一四半期から戦時生産用資材は初めから戦時工業の枠の中に一括し、その戦時内閣も初めから計画に相づかひして各産業部門はでき上つた戦時につつまの割当を受けることに改めた。

(2) 建築用資材については、従来需給計画上一般住宅等は建築部門において、又産業建設(建設)事務所、労働者住宅を合算しは各産業部門において見てもいたのであり、

これを建築部門に一元化することについては現在尙問題を留めてはいるが、例えば
熔鉱炉の如き機械の産業施設については、生産と直接に結びつくものであるから、
従来通り産業部門において一括して取扱うことが適当であろう。併し乍ら工場の変
更、事務所、労働者住宅の如く生産と間接的関係に立つものについては、その主
要資材（木材、セメント、釘、鋼材、亜鉛鉄板、板ガラス）をはじめから建築部門
の枠に入れておき、建設省として一元的に取扱わせることが可能である。

(ハ) 輸出品生産用資材については、輸出の税関を因るため最優先の取扱いと見做し、
HQに提出した輸出品生産用資材等確保要領（根本訓令案）に基つて処理する。
(ニ) セメント及び板ガラスについては、現在他の物資とは異なる独特の需要部門をた
てて居り、又割当の方式も異つてゐるのであるが、このように多元的取扱いは止め
て、他の物資と合じ取扱ひ方に改めることを許されたい。

三、割当の実施手続について

個々の需要者に対して主務官庁が行う割当及び発券の手続は、全体の割当制度の中核
をなすものであり、その合理化は直ちに経済再生に好影響を及ぼすことになり、一方経
済の復興と雖も大理想論、観念論は却て経済運行を阻害する結果を来すことを充分銘記
して次のような改善を考へる。

(一) 各需要者についてその主務官庁を一体とし、割当の申請、発券、報告等すべての手

續と一元的に処理し得るようになつて、需要者の便宜を促進しようという考へ方につい
ては、單一業種の工場の場合には現在でもその通りであるが（但し中央官庁と地方出先
機関との分担の問題については後述のように改善すべきである。）異業種を兼業する
工場の場合には直ちにこれを採用し兼ねる。何と行はれば現在の行政機構において各
主務官庁の間にはそれぞれ所管する業種の区分があり、他の庁の所管する業種の事業
内容については、これを把握する組織も知識経験も乏しいからであつて、もしこれを取
扱へば進めようとするれば、結局安定本部自らかゝる工場に対して直接の割当を行わ
なければならぬ事となり到底不可能である。併し乍ら一工場に対して二以上の主務官庁
から割当が行われる場合には、その割当資材の総合的利用に因り、各主務官庁間に
充分の連絡をとり、資材が重複して割り当てられたりすることがないように注意する
と共に、需要者の便宜を図るための必要、所改善につつて充分研究したい。

(2) 一三官庁に於いて、中央官庁とその地方出先機関とで、このように割当発券事務を
分担するかどうか問題については、小規模事業者の場合の如く、その事業現場を認め
て中央官庁が専ら把握することと同種のものについては、すべて地方出先機関で割
当発券を行ふこととし、主要事業者であつてその主体も充分把握し得る場合のみ中
央官庁でこれを担当することとする。但し後者の場合でも、二次的資材とか補修用
の資材については、これを地方出先機関に委ねて、常に現場の実情に即応した割当発
券を行わしめる。

(3) 現在は各主務官庁が自ら割当券を発給し、一切の事務を担当することになつてゐるので、極めて多数の物資調整官を民間から臨時的に採用してこの事務に當らせてゐる弊であるが、この物資調整のたの行政整理が強く要請されてゐる現在においては、努めてこれを縮少し、統制機構の簡素化を図らなければならぬ。故にこの際協同組合利用の範囲を拡大するか或いは又できるだけ事業者団体の利用の途を拓き、割当券に關する機械的補助事務へ割当証明書の記入、発送、その他割当の本質には關係のない簡單な事務へにつけて、主務官庁に協力させることを御認め願ひたい。

(4) 繊維工業における繊維、鐵道工業における綿花の如く各産業の主要原料については、現在の工場別割当方式を改め、必要ある場合には企業を単位とする割当を行い、企業内部でどれだけどの工場に振り向けるかは、企業の創意に委ね、以て資料の機械的且つ有効な使用を促進する。

(5) 主務官庁の需要者別割当がいかに行われるかといふことは、現行割当制度の最大の問題であるが、従来は昭和二十三年五月に公布された基本訓令「指定生産資料割当手続規程の一部改正」に示された所により、各需要部門毎に主務官庁が定めた割当基準に従つて行われていた。この割当基準の一般的内容は、概ね工場の設備能力と過去の実績を中心とする公平競争主義によつてゐるのであつて、今日の如く経済安定九原則に基き、輸出の振興と生産能力の向上が強く要請されてゐる時代は既に不適当である。企業の生産能力に明らかなる優劣の差がある場合には、狭らる公平主義は棄て、も

優秀な企業に集中的に資料を割り当て、良質廉価な製品の生産を促進しなげれば存らぬ。而してこの場合各企業生産能力の良否の判定は、原則として消費者の選擇によることとし、輸出の注文とか予約ク、ホーン制等により消費者の注文が又く集まつた企業を優秀企業とみなして、その注文を消化し得るやうに優先的に資料を割り当てることとし、業種の性質上このよう消費者の注文を適確に把握し得ない場合においては、主務官庁が一定の基準の下に公正な資料により各企業の生産能力、立地条件等を総合的に判定して其の間の優劣の差が明に認められたときは優劣とみなされた企業に対して集中的に資料を割り当てる方式をとる。

このはくについては、別途具体案を提出するが、かゝる客観的基準に従つて機械的に割当が行われるのであるから、個々の需要者別割当につき現在行はれてゐる割当の或る部課で行つてゐるやうな承認制度は廃止して、日本政府に委せ、事務の迅速化を図らねばならぬ。

(6) 輸入物資の割当については、経済安定本部において物資供給計画の一般として産業別割当の配当を行い、それについて各官庁の承認を得たらば、それに基き主務官庁が各官庁の工場別の割当を定めて貿易公団に通知するものとし、公団はその通知に基いて現物の入荷次第これを割当工場に引渡すこととして各官庁に対して事後報告に留め、割当の迅速化を図ることとする。但し鉄鉱石、石灰等については、荷揚港の關係があるもので従来通り各官庁と協議する。

(7) 割当証明書の有効期限については、前述の如く物資供給計画の決定を一期前に繰り

上げるといふ前提の下に、原則として当該当期限りで統一する。但し物資によつては、その生産事情から例外的に若干延長する必要があるものもある。

(5) 割当申請書については、需給計画の決定を前提の如く繰り上げるとすればその内容が現在より一層激甚のものとなるを懸念し、申請を長期的なものにすると共にその内容を更に切つて産業計画の正しき需要者の負担を軽減したい。

(6) 割当物資の現物化を確保するため、小規模需要者の共同購入の途を積極的に拓いて行くと共に、販賣業者割当の方法を積極的に利用し販賣業者の手続に常に所要のストックがあるようにすることを目指す。以上のような確保を行うためには、販賣業者の割当を登録又は割当の操作により行う必要がある。

四、割当物資の入手状況の把握及び法令違反の取締について

(1) 割当申請書は現物化された後は結局生産業者の手に集り、物資の所管官庁に提出されることになつてゐるのであるが、生産過程が複雑で、長期間を要するような物資については、その逕流状況も区々あつて、これのみによつて物資の現物化状況を捉へようとするには困難である。逕流が比較的早く且つ順調に行く物資については、その逕流状況を次の期の割当基準にとり入れてやつて行つて行くが、すべての物資については、割当申請書の逕流によつて割当制度を一時的に処理して行かうといふことは困難である。従つて割当物資の現物化状況の把握についても、この逕流制度による調査のほか、

割当を受け、需要者がその主要官庁を経由して経済安定本部にその現物化実績を速かに報告させる方法を講じ、若しその報告を怠つたときは、その割当を停止し又は削減するものとする。特にその際輸出品生産用原材料と輸入物資については徹底した把握を行つて、別途具法を提出する。

(2) 割当申請書の偽造防止のため紙質、印刷の向上を図ることとし、既に一部実施されてゐる。

(3) 割当手続の違反に対する取締については、経済調査官の一隊の活躍に待つてゐる。

(4) 物資のには経済安定本部、主要官庁の連絡を一層緊密にし、情報の交換、協同調査を積極化すると共に、目下準備中の「経済法令の違反に對し取るべき措置」を実施する件一八基本命令によつて違反者に対し割当の停止制裁を厳格に行う。

五、その他

(1) 統制の範囲を更に切つて縮小し、真に必要な物資に限定してすべてが行政力を結果して重層的な統制を行つたため、この際統制品目の整理を断行し、需給関係の回復した物資については、統制を廃止すべきである。これについては経済安定本部から既にその案を提出してあるから至急決定されたい。又一部の重要部門に對してのみ割当を確保すれば足りるような物資については、全面的統制は無駄であり、その原材料の割

当の限条件を附する等の手段により適当な一部統制に切りかえるべきである。尚配給
統制を廃した場合には、価格統制をも廃した方がよい物資が大部分であるが、価格統
制は中々廃止の承認が得られないので、跋行状態を生じ、取引の円滑を阻害する場合が
あるから考慮されたい。

昭和23. 24年度生活物資需給計画対比概算

E 23 生活物資需給

行番	年度	供給の基盤となつてゐる諸条件	供給					需給			備考		
			生産量	輸入	供給計	需給	輸出	生産	消費	需給			
小麦 (単位)	23	生産高 繰上 繰下 94,115 2,259 2,670	49,339	10,971	60,310	53,082	-	43,337	23	2,309,100	4,556	2.0	1. 概算3% 加工停止46% 2. 需給対比の増大を抑制す 3. 需給対比の増大を抑制す(注)
	24	94,307 4,460	49,340	18,207	67,547	58,554	-	46,778	25	2,513,700	5,573	2.2	
米穀 (単位)	23	生産高 62,348	34,862	400	35,262	26,386	-	25,910	14				減耗3% 加工停止98%
	24	61,333	34,140	667	34,807	28,016	-	27,222	15				"
大豆 (単位)	23	5,667	2,203	2,855	5,058	5,827	-	3,289	0.1				" 3% 78%
	24	5,719	2,667	4,221	6,886	5,145	-	4,663	0.1				" 3% 77%
雑穀 (単位)	23	5,780	2,397	-	2,397	2,139	-	2,119	0.1				" 3% 92%
	24	5,194	1,494	-	1,530	1,291	-	1,278	-				" 3% 87%
小麦 (単位)	23	6,257	3,574	7,318	11,392	9,724	-	9,483	0.4				" 3% 88%
	24	9,349	5,333	12,264	17,597	14,677	-	14,414	0.6				"
甘藷 (単位)	23	1,617,679	746,660	-	746,660	671,394	-	371,228	0.1				" 10%
	24	1,526,667	644,939	-	644,939	582,445	-	207,889	0.1				"
馬鈴薯 (単位)	23	581,891	328,700	-	328,700	295,830	-	178,353	-				"
	24	619,682	276,000	-	276,000	248,400	-	97,200	-				"
雑穀 (単位)	23	3,544	1,567	1,148	2,715	2,443	-	1,674	0.1				" 3% 93%
	24	4,820	1,440	4,000	5,410	4,826	-	4,250	0.2				"
輸入砂糖 (単位)	23	輸入砂糖 3,603 " 出給 144		3,747				3,747	0.2				
	24	" 出給 300		300				300	-				
蔬菜	23		1,700,000	-	1,700,000	900,000	-	640,000	40		29,500	60%	炭坑労働者一人 " 家族一人
	24		1,910,000	-	1,900,000	1,000,000	-	740,000	55		大尺		

裏面白紙

物名	供給の経路と内訳 7.11.3 両条件	使 途		需 求		一般配当		労務配当		備 考	
		注量	輸入	合計	配当	輸出	総量	一人当	労務者数		総量
缶詰	23	1,554,270	-	1,554,000	577,000	1,077,000	120,000	1,200		90,000	
	24	1,822,000	-	1,820,000	830,000	990,000				830,000	
水産物	23	550,000	-	536,000	530,000	342,000	大町 12%			7,776	
	24	600,000	-	600,000	600,000	490,000	14%			10,000	
塩	23	270,000	1,210,000	1,480,000	1,390,000	-	975,164	1,000	4,038,000	4,836	100
	24	425,000	1,400,000	1,770,000	1,640,000	-	1,095,164	1,100			
味噌	23	388,717	3,798	392,515	382,101	-	366,744	4月 520	1,014,000	9,786	805
	24	546,700	-	546,700	530,700	-	478,310	645	748,000	5,090	560
醤油	23	697,270	-	697,270	672,886	-	607,809	659	1,131,500	3,434	252
	24	812,600	-	812,600	781,300	-	695,765	761	983,000	2,235	189
油脂	23	36,716	36,430	73,146	76,282	0	34,052	2708 非農家 5409	1,114,000	550	448
	24	65,170	103,995	169,165	173,250	1,050	76,118	7308 10959	1,430,000	1,636	1,448

横計分の生産と輸入の合計より
少いのは欠産を引いたため

1. 南米洋油 17,800L は国産
と見做した。
2. 一般配当及労務配当は指
油で計上した。

2. 同上 20,000L

裏面白紙

物資名	年度	供給の基盤となつて いる諸条件	供給		需要		一次需要		二次需要		備考		
			生産 量	輸入	供給計	既当 輸出	数量	一人当 り	数量	一人当 り			
乳 及 乳 製 品	23	3K 1m milk Powder 4000T	120000 20000	-	24000	17000	12000 (6-12月)	11312 3.7%	5000 (12-24月)	11312 3.7%			
	24	" 8090T	715 17800	-	17800	17800	17800 (7-12月)	11313 3.58%					
	23	link feed	49 1300000	-	1300000	1210000	1300000 (1-6月)	11 18 1.37%					
	24	link feed comp. 22000T Soybean-Cake 21000	45 1700000	-	1700000	1700000	1700000 (1-6月)	11 18 1.60%			全粉乳の生産を増加せよ		
	23	飲用乳	187000	-	187000	187000	150000 (1-6月)	11 18 1.09%					
24		200000	-	200000	200000	170000 (1-6月)	11 18 1.56%						
計	23						1-6月 7-12月	11 18 2.57%					
24							1-6月 7-12月	2.21 3.58%					
甘味品 (水飴)	23	澱粉 1.882.875 ^x	1506300	-	1506300	1506300	-	-	4150000 ^x	606000 ^x	10%	一般家庭配給なし	
	24	" 4493750 16要 ³	3595000	-	3595000	3595000	-	-	4500000 ^x	1000000 ^x	22%	"	
砂糖	23	輸入量 182130 吨 要 ³	11300	182130	193430	129700	97360 ^c	4月-12月 300万 12月	504000 ^c	1892 ^c	375%	主食用砂糖はこれを除く	
	24	輸入量 397000 吨 要 ³	10000	397000	407000	397000	277700 ^c	300万	2504000 ^c	5810 ^c	232%		
煙草	23		53000	0	53000	57068	0	23075 ^c	4月-12月 500 18-3月 60本	4789 ^c	1600000	1月 28本	1127を除く (1102, 124 ⁴)
	24		64000	0	64000	63565	0	35490 ^c	1-6月 70本	5000 ^c	1700000	1月 28本	
酒類	23		1397	0	1397	1531	0	247 ^c	上 2合 下 3-	2554 ^c	93	1月 30合	但し 1127を除く (特別配当の分)
	24		2435	0	2435	2611	0	494 ^c	上 5合 下 5-	2600 ^c	101	30合	合 (")
衣料品	23	原料 輸入事情により 左右される 輸出と国内使用	16055	488	161055	161055	8805	1.1	23000	39100	17		23年度付実施計画
	24	同上	231000 (651889)	488	231000 (651889)	231000 (651889)	152465	1.8	24000	46000	19		24年度は目標計画 " 最終計画
木炭	23		1677	44	1677	1677	837	4.52倍	837	4.52倍			一般配当については全国非炭産 に対する配給分として炭産国に る配給を控へ
	24		1880	44	1880	1880	1220	7.0					
普通薪	23		3592.3	44	3592.3	3592.3	2233.5	6.3倍					一世帯当りは全国非炭産 一世帯当り平均(木炭換算) 7.7
	24		40000	44	40000	40000	3171.4	7.0					

裏面白紙

物資名	年度	供給の量種と単位 7.11.3 燃料	供給		消費		一般消費		その他		備考	
			前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年		
揮発炭	23		778.5	778.5	778.5	625.0	153.5					
	24	炭煙炭配合 (一本二炭炭)	630 (千kg) 800 (")	887.0	887.0	887.0	772.0	115.0	0.34			
炭団	23		150.0	150.0	150.0	113.0	37.0	0.16				
	24	炭煙炭	40 (千kg)	202.0	202.0	202.0	150.0	52.0	0.17			
カワ炭	23		108.0	108.0	108.0	99.0	9.0	0.11				
	24	泥炭微粉炭 (一本二次炭)	240 (千kg) 150 (")	122.0	122.0	122.0	55.0	67.0	0.14			
瓦斯	23		10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295	10^6ccm 295		
	24	瓦斯原料炭 家庭用	1,900 (千kg) 58 %	394	394	394	394	394	394	394		
電力	23		10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900	10^6kWh 900		
	24	前年度と同程度		900	900	900	900	900	900	900		
家庭燃料計	23										全国非農家一世帯当 16.2 市部一世帯当 17.6	
	24										全国非農家一世帯当 19.4 市部一世帯当 20.0	
地下炭	23	生コメ 再生コメ	2980kg 1,524kg	17,032	17,032	17,032				27,750	17,092	0.61
	24	生コメ 再生コメ	3,621kg 3,520kg	25,706	25,706	25,706				28,000	25,706	
薪	23	生 再	1,805kg 409kg	3,041	3,041	3,041	1,537	1,504	0.15	27,750	1,812	0.06
	24	生 再	2,500kg 660kg	4,079	4,079	4,079	1,700	2,379	0.18	28,000	2,379	0.08
石油	23	分解硬化用油船	18,000kg	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	13,653 3,174.75	5.2
	24	"	30,000kg	13,678 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	30,301 6,912	8.6

40.

2.14
3/d
✓

6.

昭和二十四年度主用品需給基本計画策定作業要領

一、方針

昭和二十四年度主用品需給基本計画策定基本方針
日本経済は戦後の種々の悪条件を徐々に克服し来つたが、今や単一為替レートの安定及び輸出振興と前記とを復興の困難な道に踏出すべき重大な段階に入つてゐる。この機会を失ふれば日本経済の安定は長き将来に亘つて期待し得らぬやい危険性を要介に覚悟する。

右の認識に立脚して経済安定九原則を総合的に果敢に実行することガ急務であり、其中基礎産業培養及び輸出入振興の重点は指針によつて国民の物的生活水準は依然耐乏と余儀なくさねざるを得ないのだから、他方穀少賦耐乏し得る程度の物的生活水準はこれを確保して、インフレーションの収束、基礎産業に於ける生産増強及び輸出入振興の基礎としなければ日本経済復興そのものを不可能にする事となる。このため昭和二十四年度主用品需給基本計画においでは次の如き基本方針と要領によつて配給生活の水準確保を執行するものとする。

第一 基本方針

一、本計画は目下経済復興計画委員会並びに策定中の経済復興計画の基本方針に副いつ、現在実施されてゐる前提条件を考慮の上出承する所付実現性を討議して作成す

141

（二）
E.S.B. 医薬品課

2-16
10-4

二、自立経済達成の根本は若くは生活物資の供給が基礎産業に於ける生産増大輸出産業の振興に於ける所の影響に留意し、一般国民消費生活水準回復の促進に努めると同時に重要産業振興に從事する補助者に対して振興を奨励し可能ならしめるために必要を生産品消費物資の量販面を巧める不足の緩和を図るに努め、其の他救済的需要に應ずるための緊急措置を講ずる。

イ、食糧、衣料、家庭燃料、日用品を通じて昭和二十四年度における国民総平均一人当りの要確保目標量と前年度水準を比較し、日給として設定すると共にその質的改善と因りその配給の確保により周旋を排除することによつて国民すべてが均しい耐乏生活と行い得るよう措置し、インフレーション収束基礎産業における生産増進の補助と振興の策を講ずるとして、一般国民生活安定に資するものとする。右の要確保目標量の設定に当つては家計費に因する諸統計の分析により平均的、物的消費内容及び物資供給に對する購買力の面からの不正とを参照し、要當量とを決定する。

ロ、国家緊急業務に従事する初内労働者又はこれに準ずるものに對する加配乃至特配については一般民生用との調整を図り、その振興を労働を可能ならしめるとの目的として、これを執行することとし、併に本年度においては加配乃至特配の総体として、及ぶ量において前年度に比し若干の配当改善を期する。

三、前年度激発した如き本測の災害に對する應急的措置の要は、必要を生産物資の配当を執行し置く外社会救済施設における救済用物資の配当は、これを遺憾なくまもるべきこととする。

四、前年度の措置を可能ならしめる供給力の増大とほかる左の措置を講ずる。

イ、国内資源の最大有効利用の全力を傾け、食糧増産の促進に努め、これは根本的を改善を意圖し、不平等生産食糧の確保に努め、要量不足を期する。

ロ、占領地救済費による援助の増額を要請する。

ハ、重要生活物資の供給力の増大に直接効果のある輸出入の振興とほかる。

ニ、衣料品の供給増加については原料輸入促進のほか生産資材用との調整とほかる。

ホ、重要生活物資に因する資金、資材、輸送計画の適期且緊急を推進、生産期間の短縮に努力を傾ける。

ヘ、物資別計画画策定要領（改革）

医薬品関係

前年度は、おもむき目によつては相当生産が順調に進行し、供給の均衡を保持するに至つたものとあるが、本年度は、於ては、その生産を確保し、供給の円滑を計ると共に、配当制、緊急業務、配当制、家庭救済物資前年度に於て若干不足したものの

並に今後の国民生活に重点をおくべき予見医学的製剤の増産を図る

衛生材料

(1) 医療用 出産用 産婦人用等の配給確保は重点を置くと共に一般婦人用についても多少の配給を確保しよう努める

医療器械類

(2) 医療器械 産科器械、産科材料については前年度に於ては相当の不足を来したから本年反に於ては新産科材料は概り公認緊急度の限を高いものについてその最低必要量と確保するよう努める

医薬衛生用品

(3) 乳首、月経帶、水囊、水枕等業務上及び国民生活上広く使用されるが不足はまづ保健衛生上好ましくならぬ影響を興えるものについて新産科材料は概り公認緊急度の限を高いものについてその最低必要量と確保するよう努める

衛生用品の輸出について

(4) 東亜地域の要望が次第に回復しつつある中で国内需給状況と見合せ本年度より積極的に輸出を促進すると共に生産性の向上による原価切下げと品質の優劣化、包装の改善を計りなるべく速かに戦前の輸出状況に近づけるよう一応本年度はおいて医薬品は医薬品は戦前の二〇%衛生材料は一〇%程度の輸出を目途とする

ニ 要 領

- 1 本計画策定の概式は二十三年度需給基本計画に準ずるが経済凡原則実施の影響が二四半期或は下半期以降に生活必需品供給当面及び懸念は現れ得るものとの想定に基き本年需給基本計画に於ては五箇年の概定を行つた下期については原則或は四半期別或は四半期別計画を概成せず下半期概定計画だけとすると共に各月或は期情は下半期については採前分を増加し経済情勢の变化に伴う配当調整増産の要請に即応できるように計画する
- 2 概算は三月十二日まで完成する。三月十二日はいたる間は於ける概算予定は別紙の通りとする
- 3 対象人口は人口問題研究所推定数字と採用する
- 4 業種別生産計画については長期計画を基礎とするが修正に当つては重点品目を決定して計画することとするが、修正による長期計画の大幅な変更は出来るがざり避けるものとする。

二十四年度衛生用品需給計画策定作業予定表

月日	曜日	内容	関係箇所	作業内容	備考
二月十五日	火	厚生省と打合	厚生省衛生課	策定	
十六日	水	欄外にて配当の及ばぬ品目について厚生省と打合	厚生省衛生課		
十七日	木				
十八日	金				
十九日	土	厚生省と各種別区分及重点品目決定の方針打合			
二十日	月				
二十一日	火				
二十二日	水				
二十三日	木	品目別生産計画			
二十四日	金				
二十五日	土				
二十六日	日				

二十八日	三月一日	二日	三日	四日	五日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十四日
月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月
品目別生産計画	慶省と衛生材料医政院の打合せ	厚生省と医政院の打合せ			衛生用品需給計画	QHQR要添	石内公議					長期計画委員会幹事会
	"	"										
	検	討			決	定						

二四食局第六六九號

昭和二十四年二月十五日

農林省 食品局長

寫

各都道府県知事
油糧配給公團總裁

未統制米糠より生産される米糠油の取扱に關する件

未統制米糠より生産された米糠油の取扱に就ては種々疑義があつたので左記に依り取扱うことにしたから御了知願ひ度い

記

(一) 農家保有米より發生した米糠油は製油供給に上り發生した米糠を農家が共同搾油又は委託搾油する場合は左の取扱による

(1) 農家が自家消費に當てるため共同搾油し又は搾油工場に委託搾油した場合は油蒸餾給調整規則第九條第七項が適用されないから製油をそのまゝ受け取り自家消費することが出来る

(2) 前項の場合農家の希望に依つては原油を油糧配給公團に賣渡し之と引換に食用油及石けんを受け取る事が出来る

(3) 交換率は原油一斗に當り食用油四九五瓦、三合一及び石けん一斗に當り石けん一〇瓦のもの、二〇倍とする

(4) 交換方法は次に依る
油糧配給公團は委託工場に認め食用油と石けんを賣して同量農家が米糠を工場に持込むのと引換に食用油及石けんを渡すこととする

(5) 政府の委託工場によつて發生した米糠は經方米供出農家に還元配給することとしこの米糠より生産された米糠原油に就ては付と同様に取扱う

(6) 精製工場が農家の委託により米糠原油を精製せんとする時は油糧配給調整規則第十六條第三項が適用されるので割當を受けねばならない。この場合精製工場へ委託者と經方にて別紙様式に依る精製用米糠原油割當申請書を都道府県農林省食品局長に提出すること

(7) 前項三項を實施するため輸送を要する場合は別紙様式の出荷證明書交付申請書を油糧配給公團に提出し公團はそれに基づき出荷證明書を發給すること

(8) 搾油及精製加工賃に就ては左の金額の範囲内であること

(A) 米糠搾油加工賃米一六〇近につき三四〇円

(B) 米糠精製食用油製油加工賃米一六〇近につき四九五円

(C) 米糠精製工業油製油加工賃

二八〇円

裏面白紙

考

一、油糧需給調整規則第十六條第三項
油糧需加工して物品を製造し又は二號切實を精造することを要する者
はその物品を製造するために割当てられた油糧をまけられぬことをその原
料として使用してはならない

三、同規則第九條第七項

二號切實（魚油及びビタミン油を除く）若しくは三號切實の製造業者
務に關し二號切實を精造する者又は業務に關し油糧を輸入する者はその
製造し精造し又は輸入する油糧を油糧配給公団に限り賣るを許されたり
ない、但し左の各項に掲げる場合はこの限りでない

一、二號切實を製造することを業とする者であつてその精造することを業
にしている者がその製造した二號切實を農林省の割り当てられた油糧
の範囲内で精造する場合

三、試験検査又は見本に供するため農林大臣又は都道府県知事から指定する
場合

裏面白紙



昭和二十四年度衣料品の配給について

経済安定本部

一 経済自立の達成のためには、国民の衣生活はなお欠乏に耐えねばならぬが、輸出に支障がない限り、あらゆる供給源を活かし、その緩和を図ることとし、本年度衣料品の配給は少くとも昨年度と同じく国民総平均一人当り二封度（統制品のみで六封度）を確保するに努める。そのうち、特にリンク用を含む労務者の作業用品については、昨年度を下らざる量を最優先に充足する。

二 一般消費者に対しては、供給力の確保されて行くに従い、本年度末までは統制品のみで一人当りの九封度を全国民一律に配給することを目標とし、七月以降有効の新衣料切符を発行する。但し、特に重要な配給品についてはその供給量に応じて優先的に購入し得る消費者の範囲又は一人当りの購入量を限定することがあるものとする。

三 統制を存続する衣料品については、特別の運用を改善強化することとし、具体的な供給源毎に個別的な実施計画を立て、これによって実施の推進を行い、特に重要な配給については、生産配給の各段階を通じて縦断的に連絡と責任が明確にふるよう業者相互間に夫々割当の範囲内で購入販賣の予約を行わしめると共に、成績不良の業者の割当は、他の業者に置き換える等の措置を講ずる。

24
215
31e

裏面白紙

昭和24年度衣料品供給計画(案) 概括表

(単位 1,000封度)

(経本、衣料課)
24. 4. 30

供給源	統制品種										非統制品種				合計	供給源計	
	綿	ス、	絹紡ス、	人絹	梳毛	紡毛	亚麻	苧麻	其他	計	絹	屑	其他	計			
生産の内	31,352	4,033	2,597	6,736	4,315	16,797	2,107	1,416	2,694	72,047	3,390	18,775	280	22,445	94,492	生産の内	101,945
追加	(12,776)	(2,402)	-	(1,579)	(629)	(3,159)	(784)	-	-	(21,328)	(3,412)	(482)	-	(3,894)	(25,222)	追加	59,110
計	44,127	6,435	2,597	8,315	4,944	19,956	4,307	1,416	2,694	93,375	6,802	19,257	280	26,339	119,714	計	161,055

需要部門	昭和24年度(統制品のみ)			参考) 昭和23年度(第四次実施基本計画)		
	割当総量 (1,000封度)	対象人口 (1,000人)	配当基準量 一人当り(封度)	割当総量 (1,000封度)	対象人口 (1,000人)	配当基準量 一人当り(封度)
一般消費者	73,616	82,500	0.9	88,055	80,000	1.1
妊婦用	3,016	2,500	1.2	2,566	1,800	1.2
乳児用	4,266	2,500	1.7	3,565	1,800	1.7
労務者用	40,452	22,500	1.8	40,580	23,000	1.7
内(リソク)	20,292	10,500	1.9	22,771	12,000	1.8
計(一般)	20,160	12,000	1.7	17,809	11,000	1.6
救済用	4,896	1,500	3.3	13,481	2,000	6.7
公共業務用	7,889	-	-	10,982	-	-
内(重要役務)	2,819	-	-	-	-	-
計(重要施設)	5,070	-	-	-	-	-
工業用	-	-	-	1,827	-	-
計	(93,375)	82,500	(1.1)	161,055	80,000	2.01
非統制品種合計	165,000	82,500	2.00	-	-	-

[註] () 内の数字は未確定の追加供給量を除いた数を示す。

裏面白紙



昭和24年度食糧品類別消費額(案)

2. 品種別價格計圖書

(單位: 圓)

單位: 圓 (1/10)

品目	單位		單位		單位		單位		單位		單位		單位		計	
	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量		
1 雜	斤	1700	斤	49	斤	1375	斤	125	斤	125	斤	125	斤	125	斤	125
2 手袋	個	1195	個	1	個	1195	個	1	個	1195	個	1	個	1195	個	1195
3 靴下(勞務者)	雙	185	雙	20	雙	185	雙	20	雙	185	雙	20	雙	185	雙	185
4 靴下(其他)	雙	535	雙	20	雙	535	雙	20	雙	535	雙	20	雙	535	雙	535
5 刈草及作業袋	個	1500	個	1	個	1500	個	1	個	1500	個	1	個	1500	個	1500
6 刈草及作業袋	個	149	個	400	個	2000	個	2549	個	2000	個	2549	個	2000	個	2549
7 布	米	680	米	1690	米	2000	米	1690	米	2000	米	1690	米	2000	米	1690
8 布	米	1600	米	1600	米	1600	米	1600	米	1600	米	1600	米	1600	米	1600
9 毛巾(勞務者用)	條	700	條	250	條	700	條	250	條	700	條	250	條	700	條	700
10 毛巾(其他)	條	1020	條	10	條	1020	條	10	條	1020	條	10	條	1020	條	1020
11 手拭	張	920	張	5535	張	5535	張	5535	張	5535	張	5535	張	5535	張	5535
12 作業袋(其他)	個	1015	個	6005	個	6005	個	6005	個	6005	個	6005	個	6005	個	6005
13 制服	件	100	件	100	件	100	件	100	件	100	件	100	件	100	件	100
14 白內衣	件	400	件	460	件	460	件	460	件	460	件	460	件	460	件	460
15 外內衣	件	600	件	600	件	600	件	600	件	600	件	600	件	600	件	600
16 襪	雙	300	雙	300	雙	300	雙	300	雙	300	雙	300	雙	300	雙	300
17 足袋	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
18 鞋	雙	800	雙	800	雙	800	雙	800	雙	800	雙	800	雙	800	雙	800
19 腳絆	雙	10	雙	10	雙	10	雙	10	雙	10	雙	10	雙	10	雙	10
20 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
21 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
22 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
23 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
24 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
25 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
26 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
27 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
28 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
29 襪	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500	雙	500
30 工業用襪	雙	610	雙	160	雙	160	雙	160	雙	160	雙	160	雙	160	雙	160
小計		21300		4419		21300		4419		21300		4419		21300		4419
非總計		39200		4009		39200		4009		39200		4009		39200		4009
總計		60500		8428		60500		8428		60500		8428		60500		8428

裏面白紙

(202)

品号	原		人		箱		毛		物		毛		物		計				
	品	目	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱		箱			
1	繩	糸																	
2	手	糸	430	190	500	110	490	110		600	200		800	800					
3	手	袋(袋務高)																	
4	靴	下(袋務高)																	
5	靴	下(生田他)	1594	590	324										240				
6	スリヤ	不作業衣													1000				
7	スリヤ	及及配着	330	579	100	1000	850	340		1490	240	820	70	265					
8	海	地	289							953	953	953		2080	1021				
9	木	止																	
10	隔																		
11	タカシ	(袋務高用)																	
12	タカシ	(生田他)																	
13	手	拭																	
14	作業	物(小巾)																	
15	作業	物(瓜巾)																	
16	毛	布																	
17	作	業衣類																	
18	制	服																	
19	台	袋																	
20	外	袋	200	295															
21	配	袋	300	221															
22	足	袋																	
23	脚	袋																	
24	箱	袋																	
25	袋	係																	
26	帽	子																	
27	其他	雜品																	
28	雜	品																	
29	生	田他																	
30	工業	用雜品																	
小計			1119	4647	990	12900	15300	14925	890	2925	450	109	953	5379	2430	2171	2110	2090	20979
非																			
能																			
計																			

裏面白紙

(403)

番 号	原 品 目		重			麻			甲			麻			糸		
	1/3	1/4	1/3	1/4	1/5	1/3	1/4	1/5	1/3	1/4	1/5	1/3	1/4	1/5	1/3	1/4	1/5
1		造															
2		手袋															
3		靴下															
4		靴下															
5		作業衣															
6		作業衣															
7		靴下															
8		靴下															
9		靴下															
10		靴下															
11		靴下															
12		靴下															
13		靴下															
14		靴下															
15		靴下															
16		靴下															
17		靴下															
18		靴下															
19		靴下															
20		靴下															
21		靴下															
22		靴下															
23		靴下															
24		靴下															
25		靴下															
26		靴下															
27		靴下															
28		靴下															
29		靴下															
30		靴下															
小		靴下															
非		靴下															
計		靴下															

裏面白紙

(1.0.4)

番号	原料 製品品目	厚			織			縫			針		
		1/2	3/4	1	1/2	3/4	1	1/2	3/4	1	1/2	3/4	1
1	紐	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	手絹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	手袋(指袋)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	靴下(指袋)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	靴下(足)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	手拭	450	150	-	600	-	-	-	-	-	-	-	-
7	手拭(家庭用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	手拭(家庭用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	手拭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	手拭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	手拭(家庭用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	手拭(家庭用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	手拭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	作業服(小巾)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	作業服(小巾)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	作業服(小巾)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	作業服(小巾)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	作業服(小巾)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	白糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	外糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	足袋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	足袋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	靴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	工業用縫糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		2396	150	-	2544	-	-	-	-	-	-	-	-
中計		12,123	6,652	-	980,945	-	-	-	-	-	-	-	-
大計		14,519	6,802	-	980,945	-	-	-	-	-	-	-	-

裏面白紙

(405)

番 号	原 品 目	装 位 (1,000)	量	考
1	襪	足	422,000	本表は昭和24年度内(24年4月~25年3月)に製品中心として生産を完了し且年度内は概給し得るものの数値を示してある。 2. 繊維別は紡糸方式で大きく原料繊維の種類が異なるので「絹紡式スフ」は絹紡繊維は多量に絹紡糸及びその製品「肩織紐」のみの製品「絹」は生糸及び絹紡糸及びその製品「肩織紐」は他と異なり、絹紡、ガウ紡、製縮糸の繊維製品、繊維製品、帽体系の繊維である。 3. 各期の数字は新現生産は、追加は新現生産以外に輸出滞貨品の放出その他供給源によるもの、Aは加工し製品となるもの、Bは加工し製品の僅配分し得るものの数字である。
2	手袋(男用)	手	26,300	
3	手袋(女用)	手	2,683	
4	靴下(男用)	足	27,163	
5	靴下(女用)	足	5,340	
6	手袋及作業衣	手	18,500	
7	手袋及作業衣及靴下	手	81,422	
8	布	疋	2,323	
9	布	疋	15,600	
10	布	疋	2,261	
11	手袋(男用)	手	26,322	
12	手袋(女用)	手	2,500	
13	手袋	手	2,222	
14	作業織物(小巾)	疋	2,222	
15	作業織物(大巾)	疋	2,222	
16	布	疋	2,222	
17	作業衣	疋	2,222	
18	作業衣	疋	2,222	
19	白	疋	1,060	
20	外	疋	11,221	
21	肌	疋	2,222	
22	足	疋	2,222	
23	脚	疋	2,222	
24	履	疋	2,222	
25	靴	疋	2,222	
26	帽	疋	2,222	
27	その他繊維製品	疋	2,222	
28	靴	疋	2,222	
29	その他	疋	2,222	
30	工業用繊維糸	疋	2,222	
小計				
非繊維				

裏面白紙

昭和24年度衣料品需給計画表(單位:1000)

3 配給計画及分配基準(案)

(基本衣料類 24.4.30)

品名	供給計画数量		一般消費需用		特殊消費需用		官公需						備考		
	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名		数量	品名
絹糸	4,125	498,000	4,125	498,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
手絹糸	3,000	3,000	1,340	1,340	1,250	1,250	-	-	-	-	-	-	-	2	
手絹	3,945	26,300	-	-	-	-	300	2,000	1,600	20,000	3,900	26,000	-	3	
靴下	922	7,683	-	-	-	-	42	350	196	1,123	308	6,993	-	4	
21ヤス作業衣	4,000	6,340	-	-	-	-	142	195	2,868	6,165	4,000	6,340	-	5	
21ヤス作業靴	12,570	17,242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
布	22,185	89,100	21,850	87,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
不	2,600	9,325	-	-	2,600	9,325	-	-	-	-	-	-	-	8	
服	3,432	15,600	-	-	3,432	15,600	-	-	-	-	-	-	-	9	
手	2,200	19,761	-	-	-	-	367	2,870	1,325	11,091	2,192	19,471	-	10	
手	3,938	35,372	-	-	3,938	35,372	-	-	-	-	-	-	-	11	
手	5,533	52,500	-	-	5,533	52,500	-	-	-	-	-	-	-	12	
作業小	10,260	7,222	-	-	-	-	9,470	6,667	190	55	10,260	7,222	-	13	
織物	9,986	9,923	-	-	-	-	9,935	6,576	181	1,297	9,986	9,923	-	14	
毛	1,850	392	354	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	
作業衣類	7,020	7,969	-	-	-	-	1,232	1,400	5,848	6,067	6,580	7,467	-	16	
靴	3,639	1,450	-	-	-	-	-	-	2,125	850	2,125	850	-	17	
白	210	1,060	-	-	-	-	-	-	50	60	50	60	-	18	
外	11,832	11,831	11,732	10,231	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	
靴	5,823	7,700	4,493	7,450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
足	4,067	25,100	4,328	24,975	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	
靴	260	423	-	-	-	-	188	400	72	30	260	423	-	22	
履	1,320	710	115	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	
靴	1,110	141	326	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	
靴	74	370	24	120	-	-	-	-	40	200	40	200	-	25	
その他履物	220	220	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
靴	615	615	292	-	-	-	(154)	(180)	(180)	(161)	(32)	(50)	(82)	27	
靴	623	623	623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	
工業用履物	200	800	400	-	-	-	(92)	(167)	(240)	(80)	(32)	(48)	(80)	29	
合計	136,135	1,361,350	136,135	1,361,350	-	-	20,160	140,452	4,876	2,817	5,070	7,889	-	30	
供給対象人口	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-	-	10,500	11,000	22,500	1,500	3,300	-	-	31	
1人当り	136.135	1,361.35	136.135	1,361.35	-	-	1.9	1.7	1.3	-	-	-	-	32	
配給基準			2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		2級衣料品供給計画表(単位:1000) 全国平均人口1億人 0.7254億人(72.54%) 衣料品供給計画表		備考

靴下 21,100
手絹 2,960
手絹糸 11,932
手絹 31,929
手絹 1,300
手絹 1,520
手絹 2,829
靴 89,100

工業用履物供給計画表

裏面白紙

運 50 円
原 8
22 日

新

昭和二十三年度第四四半期工業用油配当表

(單位 配)

24.2.16
E.S.B

主 務 官 庁	用 途	大 分 類	中 分 類	割 当 量	亜 麻 仁 油	桐 油	大 豆 油	菜 種 油	米 糠 油	蓖 麻 子 油	桐 油 生 油	桐 油 生 油	桐 油 生 油	鯨 油		牛 脂	其 の 他
														長 須 抹 香	抹 香		
商 工 省 生 活 物 資 局	分解炭化用	化学工業	油 脂 製 品	5,500			200	500					200 2,200	750	250	1400	
	塗 料 用		塗 料	(240) 1,400	(80) 870	(100) 300	80			40			(60) 10				
	皮 革 用		皮 革	150				5						145			
	工 具		工 具 製 品	70				70									
	フ ー ー 油 塗 漆 用 油		油 脂 製 品	120	20	25	22	10	5	18			10	10			
	鉛 筆 鉛 筆 傘	生活用品	其 の 他	120		60	25						5		30		
	漆 器 提 灯 水 燈 用 具		日 用 木 製 品	8		4	4										
	化 粧 品		日 用 化 学 製 品	25			15		10								
	リ ン 油 美 の 油			110	100	2		3	5								
金 属 製 品		日 用 金 属 製 品	25			15	5	5									
松 山 局	切削油等の他	石 油	石 油 精 製	120			50	17	10	3				40			
	伸線庄等用	金 属 工 業		50				40	10								
	ト ー ン コ ン テ ー ナ ー 用	松 山 橋 梁		4				4									
	鍋 釜 金 属 入	鉄 鋼		150				20	10				120				
石 炭 庁 管 理 局	ワ ハ ー 炭 酸 柔 軟 石	瓦 断 瓦 コ ー ク ス	瓦 断	15				7						8			
石 炭 庁 資 材 局	油 滑	石 炭		1						1							
商 工 省 電 気 通 信 機 械 局	通 信 機 械 用	機 械	電 気 通 信 機 械	100	5	70	32	25	5	3						20 (普通油)	

主務官庁	用途	大分類	中分類	割当量	亞麻仁油	桐油	大豆油	菜種油	米糠油	蓖麻子油	桐子油	桐油	穀油		牛脂	其の他
													長	短		
商工省機械局	検査用	"		420	150	60	40	80	50	20			20			
" 電力局		電力		3				3								
" 化学局	研究所紙 耐火煉瓦用	窯業	其の他	10	5		5									
" "	電極用	化学工業	普通	8	8											
" 繊維局 (生活物資局)	繊維油剤 中栓油	繊維工業 (化学工業)	(油脂製品)	1,075				200	50	245	15			365	200	
" 生活物資局	印刷ニス 新薬インク	化学工業	油脂製品	(50) 280	(50) 280											
" 繊維局	加工紙	紙及パルプ	加工紙	35		16		14		4						
特別資材部	進駐軍用	進駐軍用		10	7			3								
農林省	農業用	化学工業	農薬	80			60	10			10					
	温床紙	紙及パルプ	加工紙	180	55		95						30			
	漆木島用	林業	木材	36		15		16					5			
	"	漆系		20									5	15		
	合羽網等	水産		10	2			8								
	蹄油等	畜産業		20				12	8							
運輸省鉄道局	油圧工場 ホム油	化学工業	油種	30				30								
運輸省鉄道局	屋根布 潤滑油用	陸運	国鉄	140	60	40	20	18	2							
" 陸運管理局	屋根布 潤滑油用	陸運	私鉄	15			5	8	2							
" "		"	小運送	15			5	8	2							

611

主務官庁	用途	大分類	中分類	制수량	亞麻仁油	桐油	大豆油	菜種油	米糠油	亞麻仁油	オリーブ油 菜種油	椰子油 パーム油	魚油	鯨油		牛脂	其の他
														長須	林香		
運輸省鉄道總局	機械油用	機械	鉄道車輛 信号保安装置	18			8	8	2								
海運總局	ハット	船舶		40	6	9	10	14	2								
	防水布 其の他	海運		15	4	5											
海上保安庁保安局	カールペー用 防水ローソク			4			2	2									
大蔵省専売局	温床紙及び 印刷用インク	官公需		45	25		20										
厚生省薬務局	医薬品用	衛生用品	医薬品用	280			43	40	15	50	10 2	15	5	-	30	20	50 (桐油油10 (桐油油10)
貿易庁輸出局		輸出用	輸出用原材料	100	10	25	8	35		12			5	5			
文部省教育施設局	試験研究用	官公需	文部省	10	1	1	3	3	2								
大蔵省印刷局 造幣局	印刷インキ		大蔵省	150	148			1		1							
建設省	一般工業用		建設省	4				4									
逓信省資材局			逓信省	30		5	12	10		3							
商工省薬務局			商工省	80	5	5	20	25	25								
農林省薬務局			農林省	10	1	1	3	5									
厚生省			厚生省	10	2	3	3	2									
			計	5,926	(130) 1,760	(100) 680	605	766	220	400	25 2	40 120	(60) 270	48	410	220	71
			保 留	6,000	10 1,900	20 800	5 610	4 770	220	400	25 52	- 160	- 330	-	-	220	9 80

(註) ◎印は輸入油脂

主務官庁	用途	大分類	中分類	数量	備考
商工省生活物資局	金 属 器 具	化学工業	英 / 他	一 五 三 五	
〃	ベルトワックス	〃	〃	〃	
〃	加工紙	紙及パルプ	紙 張 品	一 五 三	
〃	皮 革	皮 革	皮 革 品	一 五 一	
貿易庁輸出局	カニシス	輸 出 用	輸出用原料	二 〇 〇	
商工省鉱山局	電 線	石 油	石油製品	一 〇 〇	
〃	金粉銀粉	全 属 工 業	電 線	一 〇	
〃	炭石炭酸	〃	〃	〃	
〃	合成樹脂	化学工業	合 成 樹 脂	二 〇 〇	
〃	触 媒	化学肥料	硫 安	二 〇 〇	
〃	型 板	〃	〃	〃	
〃	計 器 用	機 械	自 動 車	二 〇 〇	
〃	電気通信機	電気通信機	〃	二 〇 〇	
〃	試験研究其他	衛生用品	厚 紙 品	二 〇 〇	
厚生省 薬務局	医薬品	〃	〃	〃	
〃	重力軸承	官 公 需	厚 紙 品	〇 五	
〃	試験研究其他	〃	〃	〃	
大蔵省 専売局	煙 草	煙 草	大 紙 巻	一 〇 〇	
〃	印刷用紙	官 公 需	大 紙 巻	一 〇 〇	
法 務 省	石 炭	〃	〃	〃	
〃	通信施設用	官 公 需	通 信 機 器	三 〇 〇	
〃	防 水 用	官 公 需	通 信 機 器	三 〇 〇	
運輸省鉄道総局	〃	官 公 需	通 信 機 器	三 〇 〇	
〃	海運総局	官 公 需	通 信 機 器	三 〇 〇	
文 部 省	延水用ヘット	官 公 需	文 部 省	一 〇 〇	
〃	試験研究用	官 公 需	文 部 省	一 〇 〇	
合 計				四、六二二	
保 留 計				三、〇	
計				四、五九三	

研究用
可成保蔵品
一一

三、グリセリン

四三八七感

カイナマイト加里セリン換算

主務官庁	用途	大分類	中分類	数量	
				収	当
商工省化学局	火柴	化学工業	火柴	工業用等	一
	写真		写真感光材料		一
	フェノールゲン用		塗料		六
	塗料		其他		七一
	給具	生活用品			三
	コルク				二
	セロファン	紙及パルプ			二
	赤パナメント				一
	水登用	化学工業	油脂製品		二
	代用フレキ油用		印刷製品		二
	原紙インキ其他				三
	印刷ローラー用				三
	塗料器具其他				一
	電気工業用	機械	電気機械		五
	超硬工具		自動車		〇五
	パッキン				〇五
電気通信省	火力発電用	電力			二
	アルミニウム	化学工業			二
	染料				一
	染料				一
	テレモーター	機械工業			一
	其他用				一
運輸省	海運	海運			二
	陸運	陸運			二
	衛生用品				二
厚生省	医薬用				二
大臣官房	印刷局	官公庁			二
大蔵省	印刷局				一
法務省	印刷局				一
逓信省	資材局				一
農林省	総務局				一
文部省	教育施設局				一
貿易庁	輸出局				一
保	留				一
計					四三八七

101

昭和二十三年度第四半期工業用石鹼用剤配当表

24. 2. 16
E. S. B

主務官庁	大分類	中分類	割当量	石鹼 農用	石鹼 工業用	石粉 鹼未	石鹼 鹼銍	ロ ー ト	乳 化 油	梳 毛 油	ハ ソ ト	乳 化 油	高 級 ア ル コ ール	洗 剤	高 級 ア ル コ ール	備 考
商工省 生活物資局	化学工業	塗料	70			10										
"	"	皮革	10	—		10										
"	"	油脂製品	3					3								1トン イニク用 2トン グレーキオイル用
"	"	ゴム製品	55		35	20										
"	生活用品	日用化学製品	10			10										化粧品
"	"	其の他	75.5		10.5	80		5								粉末石鹼 - 衣服洗工業用石鹼-器具 ロート油 1トン 用 4トン 産製用
"	靴及パルプ		15		14											工業用石鹼 - サイズ 其の他 高級アルコール洗剤 - レイヨンパルプ
商工省 化学局	窯業	石 綿	1		1											
"	化学工業	無機薬品	40			40										
"	"	写真感光材料	6		6											
商工省 機械局	機 械		4		4											
商工省 電気通信機械局		電気通信機械	10		10											
商工省 鉱山局	鉄 鋼		120		120											
"	金属工業		60		60											
"	石 油	石油 瀝 炭	3		3											アスファルト乳剤
"	鉱山 鑛 鉄		4		2	2										

33

主 務 官 庁	大 分 類	中 分 類	割 当 量	石 炭 業 用	石 炭 工 業 用	石 粉 炭 末	石 炭 塊 炭	ロ ー ム 油	乳 化 油	梳 毛 油	ハ ッ ト	乳 化 油 高 級 ア ル コ ー ル	洗 剤 高 級 ア ル コ ー ル	備 考
商 工 省 局	鐵 道 工 業		2837			1	1250	267	500	66	510	165	178	
原 産 省 局	衛 生 用 品		94			27	40	27						鐵 道 石 炭 一 限 局 備 用
總 務 課			15			15								病 院 理 髮 用
農 林 省 局	化 學 工 業	農 業	225	220				5						
農 林 省			22		2			5	10				5	ロ ー ム 油 生 業 用 及 試 用 工 業 用 石 炭 一 限 高 級 ア ル コ ー ル 洗 剤 一 毛
陸 運 省 局	陸 運	國 鐵	20			20								
海 運 省 局	海 運	航 空	15			15								
資 材 部			10			10								
逓 信 省 局	逓 信		2			2								
大 專 省 局	煙 草		2		2									
商 工 省 局			15		5	1								
計			4689	220	277	262	1290	312	510	66	510	165	84	
保 留			48		8	4	10	4	5	5	4	4	4	
合 計			4737	220	278	266	1300	316	515	71	514	169	88	

(註) 鐵道石炭中に500吨の輸入石炭を含む

(8)

2.21
310
✓

化學工業部統制撤廃予定五月中衛生用五部門に於ける統制維持
 の必要とする科目

品名	二十三年度年間 需要量	二十三年度 制当量	用途	特記事項
ピリヂン	一〇,〇〇〇 軒	一,一三八 軒	スルホピリヂン一〇,〇〇〇 サルホピリヂン八,〇〇〇 アクリノール 一三〇 通性石炭 三三〇 フランソ ヤルホケアミン ベニリン酸 五六〇	医薬品の汁 医薬品の才要量 の遂行に不可能な らざるため水は 3.
パラニトロクロロベンゼン	四三,八〇〇 軒	一九,〇〇〇 軒	アクリノール 四三,〇〇〇 アクリノール 八〇〇	統制撤廃は小倉 台は自家用業者 に独占されし今 は価格が現行 の原価計算上 と小倉の程度 より小倉の 一層業者の 統制撤廃に 対し
パラクロロベンゼン	六三,〇〇〇 軒	六三,〇〇〇 軒	防虫用 六,八〇〇 ギホルム 二,〇〇〇	統制撤廃は小倉 台は自家用業者 に独占されし今 は価格が現行 の原価計算上 と小倉の程度 より小倉の 一層業者の 統制撤廃に 対し
アセトアニリド	一〇,三二四,二〇〇 軒	三,八〇〇,〇〇〇 軒	局用アセトアニリド スルホアミン 一〇,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 三,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 七,〇〇〇,〇〇〇 アセトスルホアミン 九,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 二,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 一六,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 一六,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 二,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 四,〇〇〇,〇〇〇 スルホアミン 二,〇〇〇,〇〇〇 その他 四,〇〇〇,〇〇〇	統制撤廃は小倉 台は自家用業者 に独占されし今 は価格が現行 の原価計算上 と小倉の程度 より小倉の 一層業者の 統制撤廃に 対し
パラフェニレンジアミン	一五,〇〇〇 軒	八,〇〇〇 軒	白炭酸 一五,〇〇〇 アクリノール 三,八〇〇 アクリノール 三,八〇〇	理内パラニトロクロロ ベンゼンと全標
パラニトロクロロベンゼン	三三,八〇〇 軒	三三,八〇〇 軒	アクリノール 三三,八〇〇 アクリノール 三三,八〇〇	理内パラニトロクロロ ベンゼンと全標

二月二十九日起

2.19

昭和二十四年度輸出資材物増産増収奨励用物資年間需要量

昭和二十四年一月九日
 昭四二一九
 昭四二一九
 昭四二一九

品目	單位	年間 需要量	同 上 内 訳		集 荷 人		産 場
			生 産 物	小 計	アライ毛皮小計	産 場	
毛糸	ポンド	六〇〇〇×〇〇〇		六〇〇〇			
晒木綿	ヤール	一四〇〇〇		一四〇〇〇			
地下足袋	足	五〇〇〇〇		三九二二〇	一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
ゴム長靴		一〇〇〇		三九二二〇	一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
ゴム鞋		一〇〇〇			一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
作業衣	着	一〇〇〇			一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
石 炭	噸	二〇〇〇			一〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇
自轉車	輛	五〇			一〇	四〇	一〇〇〇
同タイチユウ		五〇〇			一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
同タイチユウ		五〇〇			一〇〇	四〇〇	一〇〇〇
同タイチユウ		二五〇					二五〇

同タイチユウ	五〇〇				五〇〇
飼 料	一四二七	一五〇		一五〇	一七二七

備考

一、毛糸の特別配給については近く農林省及び商工省より発表予定
 二、槽液類とす。

26
 2.27
 7/d

23

算出基礎

区分	單位	生産	畜産	畜産	集荷人	畜産場
労働者及び 場	人ケ	アングラ兎毛	兎毛皮	その他毛皮	アングラ兎毛皮	兎毛皮
毛糸	ポンド	四五二〇	八四六六〇〇	一〇五五九〇	五〇〇	二〇〇〇
桐木綿	ヤドル	五ポンドにつき一	一〇枚			
地下足袋	足					
ゴム長靴						
ゴム牛長靴						
作業衣	着					
石	ケ					
自動車	台					
同タイヤチューブ						
リヤカー						
同タイヤチューブ						
飼料	疋	一ポンドにつき五				

飼料の算出基礎

① 報奨用飼料一五〇疋

輸出アングラ兎毛一ポンド五疋 (一年一頭二五五五疋の四分の一)

輸出計画三〇〇〇ポンド

越冬期間

② 種兎場飼料一、二七七疋

一年一頭二五五五疋

飼養頭数五〇〇〇〇頭

135
2.21
31d
✓

(別紙) 昭和23年度第4回中期リソク用及事務常用材料品主度及び概算計画 (24.2.29)
(單位:1,000) (E.S.B. 尺貫法)

品目	用途	生産(円)		数量	単価	輸送	貯蔵	運送	備考			
		数量	金額									
作業用裁物 (小巾) (B)	1ツク用	夏木	1,000	11,000	11	30	30	1,100	1,100	1,100		
			石水龍糸	100	55	25	50	50	50		50	
	一般事務常用	夏木	2,450	24,500	180	50	50	1,100	1,100	1,100		
			石水龍糸	150	35	35	90	90	90			
	作業用裁物 (広巾) (A)	1ツク用	夏木	3,430	34,300	245	35	35	920	920	920	
				石水龍糸	200	80	250	100	100	100		
		一般事務常用	夏木	2,550	25,500	150	90	90	80	80	80	
				石水龍糸	150	35	35	90	90	90		
		柄帛、外衣 (労働者用) (B)	1ツク用	夏木	352	3,520	248	40	40	350	350	350
					石水龍糸	100	40	100	30	30	30	
一般事務常用			夏木	1,100	11,000	80	40	40	1,100	1,100	1,100	
				石水龍糸	95	35	95	20	20	20		
タリヤ、外衣 (労働者用) (A)			1ツク用	夏木	1,500	15,000	100	30	30	1,500	1,500	1,500
					石水龍糸	95	35	95	20	20	20	
	一般事務常用		夏木	350	3,500	240	40	40	350	350	350	
				石水龍糸	150	45	150	150	150	150		
	一般事務常用		夏木	500	5,000	350	45	45	500	500	500	
				石水龍糸	150	45	150	150	150	150		

裏面白紙

品目	用途	重量(新貨)		数量	単価	金額	備考
		重量	数量				
靴 下 (労働者用) (R)	リソク用	炭	80	80	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
		炭	80	80	-	-	
手 袋 (労働者用) (R)	リソク用	炭	400	400	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
		炭	400	400	-	-	
肩 外 衣 (労働者用) (R)	リソク用	炭	4,200	4,200	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
		炭	4,200	4,200	-	-	
靴	リソク用	炭	1,941.4	1,941.4	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。
		炭	1,941.4	1,941.4	-	-	
靴	一般労働者用	炭	2,364.4	2,364.4	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。
		炭	2,364.4	2,364.4	-	-	
靴	総計	炭	9,307	9,307	-	-	一般労働者用 4,200,000R 由25%減税 加増がある。

(備考)
リソク用のラウチ新炭、水産炭が新炭部門に引上げ、リソク部門より除き一般労働者
部門に編入するに及ぶ。

裏面白紙

27
127

昭和四年一月十九日

昭和二五二六年生活物資需給の見透し

経済復興計画室

農林班

25

54

54

目 次

一、主要食糧	頁 (2)
二、大豆及大豆蛋白質	(6)
三、食用油脂	(9)
四、砂糖	(10)
五、牛乳及乳製品	(11)
六、酒類	(12)
七、衣料品	(14)
八、住居	(15)
九、煙草	(16)

生活物資一般配当基準費比較
(昭24~26年)

物 名	單位	昭 和 2 4 年	昭 和 2 5 年	昭 和 2 6 年
主 要 食 糧	日 食	385 (2470)	400 (2480)	400 (2480)
	月 食	200 匁	200 匁	200 匁

128

生活物資一般配当基準費比較

(昭24~26年)

物	要	採	名	單位	昭和24年	昭和25年	昭和26年
主	食	日	糧	及	385 (2合90)	400 (2合80)	400 (2合80)
味	醬	月	油	及	200	200	200
醬	油	月	脂	合	4	4	4
油	脂	日	糖	及	2	2.4	3.2
砂	煙	月	類	及	300	300	300
煙	類	月	草	及	300	300	300
衣	料	月	料	及	200	200	200
衣	料	月	料	本	自由	自由	自由
衣	料	年	料	年	60	60	60
衣	料	年	料	年	2.2	2.1	3.6
衣	料	年	料	年	19.6	24	32
衣	料	年	料	年	7	24	32

25年食糧関係輸入量

品	目	單	價	數	量	額
小	麥	噸	83	2701	000	
大	麥	噸	73	200	000	
玉	黍	噸	65	200	000	
米	糖	噸	140	600	000	
砂	豆	噸	105	350	000	
大	乳	噸	110	250	000	
取	粉	噸	370	30	000	
食	油	噸	185	80	000	
	肪	噸	259	20	000	
	用	噸				
	口	噸				
	花	噸				
	生	噸				

(1)

一 主要食糧

A. 主食用配当可能量 (玄米換算 1000 庭)

種別	生産見込高		農家保有高		集荷高	消耗公取	種子	飼料	加工及加工用原料	主食用配当可能高
	固数量	玄米換算	種子	飼料						
米	9419	9419	129	4943	4347	130	1		107	4109
小麦	1110	944	59	489	391	12			5	374
大豆	666	513	24	206	178	5			25	146
粟	933	812	30	461	261	8				253
雑穀	5749	1667	103	587	832	83	3		359	387
薯類	2436	487	47	142	283	28	30		61	164
雑穀	938	738	36	284	253	8	9	32	152	52
計	21051	14580	418	7092	6545	274	43	34	709	5485
主食用澱粉										60
主食用糖粉										55
供配当可能量										5600

B 配当必要量

1. 一般消費看

(a) 基準配当量

年令別	一般消費看		1950年11月間 1951年6月		365日分 玄米所要量(P.R.E)	耳向所要量 (B, R, E)
	百分率	人口	一人一日当基準量(P.R.)	玄米所要量(P.R.E)		
0~2	9.6	2796	210	214	228	
2~4	7.7	3649	290	386	411	
5~8	8.8	4171	350	533	567	
9~13	10.6	5024	420	770	819	
14~24	21.8	10332	425	1603	1705	
25~59	37.7	17868	400	2609	2776	
60以上	7.5	3555	330	428	455	
計	100.0	47395		6543	6961	
平均			P.R.E 378.2			

(b) 産業労働者用加配

種別	配当人口	一人一日当平均配当量		配当日数	年向必要量	
		重量	Cal		米	水
最重労働者	1850	520	1825	288	277	295
重労働者	1780	300	1053	288	154	164
比較的軽労働者	2020					

5~8	0.8	4.171	350	533	567
9~13	10.6	5.024	420	770	819
14~24	21.8	10.332	425	1603	1705
25~59	37.7	17.868	400	2609	2776
60以上	7.5	3.555	330	428	455
計	100.0	47.395		6543	6961
平均			P.R.E 378.2		

(2)

(b) 産米労働者用加配

種別	配給人口 千人	一人一日当平均配給量		配給日数 日	年間必要量	
		量 kg	量 cal		精米 kg	必要量 kg
最重労働者	1850	520	1825	288	277	295
重労働者	1780	300	1053	288	154	164
比較的重労働者	3020	200	702	288	174	185
中等労働者	1350	140	491	288	54	57
計(平均)	8000	276	1004	288	659	701

(c) 特別配給

種別	配給人口 千人	一人一日当配給量		配給日数 日	年間必要量	
		量 kg	量 cal		精米 kg	必要量 kg
妊婦	2620	70	245	140	25676	27315
病人	160	93	326	365	5431	5778
囚人	105	250	875	365	9581	10193
リソク用					129600	137872
計					170288	181158

又 一部保有農家

種別	配給人口 千人	配給基準率量(P.R.)		配給日数 日	所要量	
		量 kg	量 cal		精米数 kg	必要量 kg
基本配給	10669	378.2	1324	184	742	789
農繁期及公産 農労働者特別配	2761	285.0	998	61	48	51
計					790	840

(3)

C. 外國食糧輸入要請數量

種	別	數	量 (B.R.E)	種	別	數	量 (B.R.E)
一般消費者基準配給量		4961	千噸	國內產主食配當可能量		5600	千噸
產業勞務者加配量		701		外國食糧輸入要請量		3197	
特別配給		181				3296	
一部原有表取配給		840				3189	
緊急保留		20					
味噌用原料玉蜀黍		194					
計		8797					

品目別輸入數量

品目	及換算率	原	重	量	及	米	換	算
小	(87)			2690	千			2340
玉蜀黍	(82)			200	噸			168
大豆	(77)			200				154
米	(106)			600				638
計				13476				3296

説明資料

1. 耕作面積及び水換算率

種別	耕作面積 1000ヘクタール	79-80年度生産量 1000ヘクタール	水換算率	加工歩留り	貯蔵及輸送中の 損耗率
米	2,896	3,251	100	82	3
小麦 (国内産)	677	1,622	85	80	3
" (輸入)	-	-	87	82	3
大麦	388	1,845	77	72	3
粟	501	1,822	87	82	3
苧	394	14,602	29	-	10
高粱	226	12,283	20	-	10
雑穀	776	(水換算) 0,905	-	-	3

備考 雑穀の換算率 大豆 104 其他豆類 104 蕎麦 61 燕麦 65 粟 65 黍 65 燕 48 蜀黍 73 玉蜀黍 82 落花生 104

2. 加工及び工業用原料(玄米換算1,000石)

種別	小麦	大麦	粟	苧	高粱	雑穀	合計	乳幼児食	其他
小麦	98						98	3	6
大麦		21					21	2	3
粟			21				21	4	4
苧				54			54		
高粱				4			4		
雑穀	88						88		
合計	98	21	21	54	4		208	2	17
				75	216	71	709	7	80

備考 小麦、大麦、粟、苧、高粱の需要量は国内産穀物より供給する原料のみを計上した。

2. 飲料アルコールの製造数量は昭和5〜9年度と比較し概ね34%と云う程少くある。これは製造量を抑制し正税のルートにふついで酒を製造して酒税を徴収し、ビール原料及び水炭酸等原料の生産意欲を抑制せしめるよう使用している。

人口

区別	人	口	百分	率	摘
完全保有農家	24,994		29.69	%	
一部保有農家(非脱給)	1,123		1.34		
" (要脱給)	10,669		12.67		
一般消費者	47,395		56.30		
計	84,181		100.00		

農家の保有食糧

完全保有農家 $630 \text{ 戸} (4.2\%) \times 365 \text{ 日} \times 24,994 \text{ 人} = 5,747 \text{ 万 kg}$
 不完全保有農家 $600 \text{ 戸} (4.0\%) \times 365 \text{ 日} \times 1,123 \text{ 人} = 246 \text{ 万 kg}$
 要脱給農家 $570 \text{ 戸} (3.8\%) \times 365 \text{ 日} \times 10,669 \text{ 人} = 1,099 \text{ 万 kg}$
 計 7,092 万 kg

大豆及び蛋白質食糧

(一) 大豆並に脱脂大豆需給表

用途	昭和5年		昭和6年		計
	大豆	脱脂大豆	大豆	脱脂大豆	
味噌	60,000	110,685 (82,822)	100,000	70,758 (56,688)	170,758
正糖	-	163,512 (120,800)	-	164,320 (121,579)	164,320
グルタミン酸	-	12,570 (10,760)	-	14,047 (11,250)	14,047
豆腐用(一丁100g)	-	50,000 (24,250)	-	100,000 (85,500)	100,000
納豆その他食用	20,000	-	20,000	20,000	20,000
種子	15,000	-	15,000	20,000	20,000
その他	-	40,532 (22,438)	-	95,875 (76,783)	95,875
計	95,000	378,300 (206,990)	140,000	445,000 (364,800)	585,000

備考 括弧内は脱脂大豆の生産量外は大豆生産量

算出基礎

1. 需給平衡

大豆集荷	昭和25年	昭和26年
食料用大豆輸入	150,000 吨	160,000 吨
加工用大豆輸入	250,000	350,000
合計	400,000	510,000

榨油用	445,000
菜用	140,000
合計	585,000

2. 脱脂大豆收量

5.5%	榨油用	昭和25年	昭和26年
8.8%	菜用	50,000 × 0.885 = 44,250	100,000 × 0.885 = 88,500
16.0%	合計	100,000 × 0.88 = 88,000	100,000 × 0.885 = 88,500
合計		228,300 × 0.78 = 178,740	
		398,300 → 306,990	

(二) 味噌、醬油、7:1 級、7:1 級、7:1 級、7:1 級

一. 原料

(單位: 吨)

品名	昭和25年		昭和26年	
	味噌	7:1 級	味噌	7:1 級
脱脂大豆	88,582	10,810	230,297	11,250
大豆	60,000	-	60,000	-
小麦	88,491	-	88,491	-
大麦	-	26,400	26,400	22,500
食塩	198,861	3,290	191,365	3,206
ソノノ	-	18,982	18,982	18,982
芽生大豆	-	3,290	3,290	4,050

二. 生産

品名	昭和25年		昭和26年	
	味噌	7:1 級	味噌	7:1 級
味噌	465,742 吨	1,241,976 千匁	491,122 吨	1,309,625 千匁
正油 (含7:1 級)	869,305 吨	3,989,603 匁	872,377 吨	4,012,603 匁
7:1 級	760 吨		900 吨	
合計	1,265,000 匁		2,514,000 匁	

(17)

四、味噌、醬油配当計画
① 味噌

	昭和25年		昭和26年		
	対象人口	一人一月当り配当量 (172日) (645.85g)	総数量 (172日) (671.19kg)	対象人口	一人一月当り配当量 (172日) (671.19kg)
一般配給用	50,263,200	300日 (1,350g)	30,955.0	51,025,000	411.517
炭鉱労働者用	504,000	250日 (927.5g)	8,100	500,000	8100
船員用	209,000	一人一月 (235日)	2,351	238,000	2078
学校給食用	4,000,000	-	12,980	5,000,000	13,980
中央隊留其他用	-	-	38,342	-	41,965
計	-	-	-	-	-
残	-	3%	12,419	-	13,302
総計	-	-	465,742	-	491,120

② 醤油

	昭和25年		昭和26年	
	対象人口	総数量 (172日) (778.337kg) <th>対象人口</th> <th>総数量 (172日) (764.094kg) </th>	対象人口	総数量 (172日) (764.094kg)
一般配給用	77,104,000	6.662	75,693,000	6.562
炭鉱労働者用	600,000	3.028	540,000	3.452
船員用	300,000	6.057	8,000,000	6.057
学校給食用	6,000,000	45.240	-	68.828
加工用其他	-	-	-	-
計	-	340.24901	-	370.23404
残	-	807.505	-	892.377
総計	-	(2.9%) 841.228	-	(3.9%) 891.229

食用油脂生産計画

	昭和25年		昭和26年	
	国産 輸入	計	国産 輸入	計
大豆油	9,000	32,400	10,000	42,600
菜種油	3,000	-	3,000	3,000
南米洋菜油	10,000	-	10,000	10,000
桐子油	-	48,000	-	20,000
总花生油	-	7,000	-	10,500
計	22,000	87,400	23,000	107,100

(三) 食用油脂

三、食用油脂配給計画

生	差	109,400	131,960
運	用	100,000	100,000
集	荷	99,400	121,960
積	耗	2,982	3,659
差	引	86,418	118,301
精	採	72,276	106,471
製	料	65,361	99,056
油	油	25	25
配	給	660	660
當	用	2,060	2,060
量	配	670	670
一	給	3,000	3,000
外	用	1,000	1,000
勞	留	72,776	106,471
務	計		
學			
其			
他			
加			
保			
配			

三、食用油脂配給計画

会人口	村	昭和25年	昭和26年
	家人口	83,772人	85,125人
配給人口	一人一日当配当	2,449	3,418
	対象人口	58,892人	59,843人
	一人一日当配当	3,09	4,5

四 砂 總 砂 總 需 給 計 画

項 目	昭和 2 5 年		昭和 2 6 年	
	対象人口	一人一日当配当量	対象人口	一人一日当配当量
持 続		28,220		30,050
國 内 集 荷		12,000		15,000
輸 入		350,000		400,000
計		391,220		445,050
現 耗		3,912		4,110
配 当		357,258		410,940
繰 越		30,050		30,000
一 般 用	84,104	300g	25,439	300g
乳 牛 乳 練 加 用	8829	300g	872.4	300g
乳 幼 児 用				
特 殊 給 食	15,210	(一人一日当) 223g	同 左	6,784
病 人 用	85	300g	"	306
外 人 用	41	650g	"	320
小 計				2,410
勞 務 看 用	504	成年 100g 未成年 500g	500	同 左
製 糖 煉 糖 業 用	-	-		2,250
其 他 勞 務 看	2254	(一人一日当) 264g	2540	649
小 計				4,700
食 品 工 業	-	-		18,750
一 般 工 業				4,130
中 央 保 留		按配当量 80 / 1/10		4,000
計				410,940

五、牛乳及び乳製品

	昭和25年度	昭和26年度
乳牛総頭数	221,000 頭	243,000 頭
搾乳牛頭数	120,000 "	134,000 "
一頭当平均搾乳量	14.0 石	14.5 石
牛乳総生産量	1,680,000 "	1,943,000 "
煉粉乳用原料乳	591,000 "	679,000 "
飯用牛乳用	570,000 "	668,000 "
バター用	294,000 "	338,000 "
自家用その他	225,000 "	258,000 "
製品生産量		
煉粉乳	1,970,000 石 (概算)	2,263,000 石 (概算)
飯用牛乳	559,000 石	653,000 石
バター	3,931,000 キロ	4,520,000 キロ
その他	570,000 "	668,000 "

昭和25年度脱脂粉乳購入計画

	対象人口	1日当	日数	総所要量
幼児食(1~5才)	4640	7.7 (97)	365	1,303.2 (計)
保育所給食	240	22.0	306	1,580
学・校・給食	6,100	22.0	215	2,885.3
療養食				800
保留				440
計				44,912
要需入量				46,000 (3月の前年度比)

昭和26年及脱脂粉乳輸入計画

	対象人口	1日当	日	概	総所要量
幼児食(1~5)	4,923	5.0 ⁽⁹⁾	365		8584 ^{7/17}
保育所給食	240	22.0	300		1,584
学校給食	6,100	22.0	215		2,885.3
療養食					800
保					402
計					4062.3
要輸入量					4,180.0 (3400需量0.25)

六 酒類

(單位 千石)

区	分	昭和25年度	昭和26年度	備
清	酒	1008	1295	1) 合計石数及び供給可能石数はそれぞれ基準酒量
合	成	305	426	2) 酒造年度は之の年の10月1日
焼	酎	726	513	に始まり翌年の7月20日に終
灰	酒	705	1022	る。
合	計	2623	2,848	3) 昭和25年度は昭和24酒造年度
供給可能石数		2780	3,038	昭和26年度は昭和25年度

(2)

2 年度別酒類別原料所要量

原料	用途	単位	124年度(昭和25年度)	(25年度(昭和26年度))	備	考
米	清酒	千石	627	810		
	焼酎 外計	"	26	40		
甘	清酒	千石	30,240	34,970		
	合成焼酎 外計	"	21,400	29,959		
火	清酒	千石	58,360	50,071		
	合成焼酎 外計	"	115,000	115,000		
大	清酒	千石	229	377		
	焼酎 外計	"	12	23		
雑	清酒	千石	241	400		
	焼酎 外計	"				
根	清酒	千石	1,000	1,000		
	合成焼酎 外計	"	2,000	2,000		
ア	清酒	千石	3,000	3,000		
	合成焼酎 外計	"				
糖	清酒	千石	3,000	3,000		
	合成焼酎 外計	"				
糖	清酒	千石	13,000	13,000		
	合成焼酎 外計	"	16,200	16,400		
糖	清酒	千石	29,200	30,000		
	合成焼酎 外計	"				

社 米 單位 清酒 千石 (玄米) 12.2 千石
 30%アルコール 217 千石

合成清酒 甘糖 92 千石
 焼酎 115 千石
 合成焼酎 大炭 37 千石

七 衣料品

昭和 25 年 度 織 造 生 産 見 込

品 種	数 量	価 格	内 需			一 人 当		
			小 計	生産資材	民 生	小 計	生産資材	民 生
綿 糸	379,920	180,000	199,920	75,000	104,920	2.41	1.15	1.26
梳 毛 糸	30,640	7,100	23,540	1,140	22,400	0.284	0.014	0.270
紡 三 糸	25,275	2,475	22,800	2,800	20,000	0.276	0.034	0.242
人 絹 糸	64,000	36,000	28,000	1,000	27,000	0.339	0.013	0.326
又 黄 麻 糸	(101,200)	(18,000)	(83,200)					
黄 麻 糸	19,000	4,500	14,500	14,500	0	0.175	0.175	0
苧 麻 糸	8,000	100	7,900	3,800	4,100	0.096	0.046	0.050
苧 麻 糸	16,000	2,000	14,000	8,000	6,000	0.189	0.096	0.093
生 糸	19,800	10,510	9,290	1,320	7,970	0.112	0.016	0.096
入 フ 糸	54,200	16,200	38,000	2,000	36,000	0.461	0.025	0.436
絹 紡 糸	6,100	1,000	5,100	0	5,100	0.062	0	0.062
絹 紬 糸	1,500	0	1,500	0	1,500	0.018	0	0.018
合 成 織 鞋	4,400	0	4,400	1,750	2,650	0.053	0.021	0.032
細 用 織 鞋	88,779	4,000	84,779	84,779	0	1.025	1.025	0
特 紡 糸								
ガ ラ 紡 糸	25,000	8,000	17,000	6,000	11,000	0.206	0.073	0.133
雑 織 鞋 糸								
製 糸	10,000	0	10,000	0	10,000	0.120	0	0.120
フ 工 用 糸	4,000	0	4,000	4,000	0	0.048	0.048	0
帽 糸	700	180	520	0	520	0.006	0.006	0
服 糸	7,600	0	7,600	7,600	0	0.092	0.092	0
總 計	758,914	264,515	494,399	233,689	260,710	5.928	2.826	3.102

製 織	製 織
綿 糸	綿 糸
梳 毛 糸	梳 毛 糸
紡 三 糸	紡 三 糸
人 絹 糸	人 絹 糸
又 黄 麻 糸	又 黄 麻 糸
黄 麻 糸	黄 麻 糸
苧 麻 糸	苧 麻 糸
苧 麻 糸	苧 麻 糸
生 糸	生 糸
入 フ 糸	入 フ 糸
絹 紡 糸	絹 紡 糸
絹 紬 糸	絹 紬 糸
合 成 織 鞋	合 成 織 鞋
細 用 織 鞋	細 用 織 鞋
特 紡 糸	特 紡 糸
ガ ラ 紡 糸	ガ ラ 紡 糸
雑 織 鞋 糸	雑 織 鞋 糸
製 糸	製 糸
フ 工 用 糸	フ 工 用 糸
帽 糸	帽 糸
服 糸	服 糸
總 計	總 計

58

入 毛 結 生 産 計 画

人 当	民 生
1.15	1.26
0.014	0.270
0.034	0.242
0.013	0.326
0.175	0
0.046	0.050
0.096	0.073
0.016	0.096
0.025	0.436
0	0.062
0	0.013
0.021	0.032
1.025	0
0.073	0.133
0	0.120
0.048	0
0.008	0
0.092	0
2.826	3.132

	24		25		26		1951 U.S.FY		Revised	74	
	額 水	内 需	額 水	内 需	額 水	内 需	FTB:ESB Draft	海外貿易		額 水	内 需
糖	20,000		25,000		30,000		50,000	25,000	20,000	40,000	
糖油	10,000		10,000		30,000		10,000	10,000	10,000	50,000	
糖油	-	100,000	-	150,000	-	150,000	-	-	-	-	400,000
糖油	200,000		230,000		350,000		280,000	280,000	280,000	600,000	
糖油	-	500,000	-	700,000	-	700,000	-	-	-	-	1,500,000
糖油	5,000		5,000		5,000		5,000	5,000	5,000	10,000	
糖油	-		10,000		20,000		-	-	-	90,000	
糖油	200,000		250,000		350,000		200,000	250,000	200,000	500,000	
糖油	-	30,000	-	50,000	-	50,000	-	-	-	-	100,000
糖油	10,000		10,000		15,000		10,000	10,000	10,000	30,000	
糖油	-	10,000	-	20,000	-	20,000	-	-	-	-	50,000
糖油	5,000		5,000		10,000		5,000	5,000	5,000	20,000	
糖油	5,000		5,000		10,000		5,000	5,000	5,000	20,000	
糖油	5,000		10,000		10,000		10,000	10,000	10,000	15,000	
糖油	-	50,000	-	70,000	-	70,000	-	-	-	-	100,000
糖油	-	50,000	-	70,000	-	70,000	-	-	-	-	100,000
糖油	-	5,000	-	30,000	-	30,000	-	-	-	-	100,000
糖油	20,000		25,000		30,000		50,000		50,000	50,000	200,000
糖油	400,000	795,000	635,000		800,000	1,170,000				1425,000	2,550,000
糖油	50,000	50,000	55,000		60,000	55,000	50,000		50,000	100,000	100,000
糖油	10,000	5,000	10,000		15,000	5,000	5,000		5,000	20,000	10,000
糖油	5,000		7,000		10,000		5,000		5,000	10,000	
糖油	1,000		1,500		2,000		3,000	1,500	3,000	3,000	
糖油	4,000		5,000		10,000		5,000		5,000	20,000	
糖油	250,000	50,000	300,000		350,000	80,000	20,000	100,000	20,000	600,000	100,000
糖油	20,000	30,000	30,000		50,000	100,000	10,000	20,000	10,000	70,000	200,000
糖油	10,000	50,000	15,000	100,000	20,000	150,000	15,000		15,000	50,000	300,000
糖油	350,000	185,000	423,000	320,000	517,000	450,000				873,000	710,000
糖油		10,000		20,000		25,000				20,000	50,000
糖油				20,000		25,000				20,000	50,000
糖油	830,000	990,000	7,058,500	1,510,000	1,377,000	1,975,000				2,298,000	1,310,000
糖油	1,820,000		2,568,500		3,352,000					5,508,000	
糖油	80,000		100,000		120,000					200,000	
糖油		148,000		192,000		228,000					300,000
糖油							500	600	500		

九 煙 草

一 製造たばこ需給計画

年度別	前年度より	製造	輸入	販費	輸出	翌年度へ繰越
25	2,020	8,000	0	78,000	100	8,920
26	8,920	85,000	0	84,000	100	8,920

備考

- 昭和25年度需給計画は製造能力800億本の基礎に於て樹立した
- 翌年度へ繰越は製造数量の11%と計上した(即ちこの在庫量は40日間の消費量である)
- 現在実施中の家産登録配給制並びに労務加配を廃止する
- 輸出は沖繩県に對するものである

二 製造計画

年度別	到	口	付	高	切	計
25	10700	千円	600	800	80000	80000
26	10900		500	73000		85000

備考 自由販賣制に於ける昭和25年度の面切截巻煙草の品種別生産割合は概ね下一級品53% 第二級品42%、第三級品4%とす(計画である)

三 葉たばこ需給計画

年度別	前年度より	生産	輸入	供用	輸出	翌年度へ繰越	持越月数
25	92,281	88,354	4,000	82,900	3,050	98,085	12.8月
26	98,085	93,091	4,000	88,880	4,000	102,986	12.7月

備考

- 昭和24年度末の生産量目86,000千円、黄包種の再乾燥歩減を以てより83,492千円として計算した
- 昭和25、26年度末の再乾燥歩減を夫々3,500千円及び3,768千円としてこの生産量目より差引き計算した
- 葉たばこの輸入先は外國、印度、比連東向とし、輸出先は埃及、白半戒、英國、茶園向とす

四 葉たばこ生産計画

種 類	区 分	昭和25年度	昭和26年度
黄 包 種	種 作 反 別	24,173 町	25,850 町
	反 当 収 量	164 町	167 町

- 一 昭和24年度の生産量目録6,000千疋、黄色種の内産歩減を以てより5,850千疋とし計算した。
- 二 昭和25、26年度も再産歩減と夫々6,500千疋及び3,768千疋とし、これと生産量目録より差引き計算した。
- 三 案はばこの輸入元は水産、印度、比洋或向とし、輸出元は埃及、白耳或 英國、茶園向とす。

四 案はばこ生産計画

産 種	区 分	昭和25年度	昭和26年度
黄 色 種	耕 作 区 別	24,123 町	25,850 町
	瓜 収 当 量	164 町	107 町
左 水 産	瓜 収 当 量	39,644 千疋	43,120 千疋
	収 量	26,952	22,500
バ ー レ ー 産	瓜 収 当 量	188	191
	収 量	50,600	52,525
合 計	耕 作 区 別	825	650
	瓜 収 当 量	126	129
合 計	瓜 収 当 量	1,540	1,164
	収 量	52,000	54,000
		127	129
		91,854	96,559

(参考)

たばこ製造計画(五ヶ年度製造計画対ニテ年計画比較表)

年 度	製 造 計 画	製 造 額	口 付	同 切	手 巻 用 別	計
24	新 計 画	10,800 千疋	800 町	56,400	1,500 千疋	85,500
	旧	10,900	800	49,600	2,700	64,000
25	新 計 画	10,700	100	68,900		80,000
	旧	10,500	500	61,000		92,000
26	新 計 画	10,900	500	73,000		85,000
	旧	10,500	500	69,000		80,000
27	新 計 画	10,900	-500	75,000		82,000
	旧	10,500	500	73,000		84,000
28	新 計 画	10,900	500	75,000		89,000
	旧	10,500	500	76,000		92,000

新計画に於ける製造数量は工場の復旧、新設又はは拡充にまより施設し及設備と並、既設に投資
して製造すまよらに計算し長ものごである。なが工場は25年度の額は25年度を以て一應定むる
のであるが、設備能力に10%程度の余力があるもので8800億本の設備能力を以て27年
度には870億本の製造が可能である。

新炭の需給状況

本冬は幸として稀有の温暖でありましたために燃料に対する需要が例年と比べて少く、地方におきまして農村の金詰りのため薪炭の供出が促進せられ、又原料炭の配当が確保され、たれ加工炭の供給が増大致しました。本年の家産燃料の需給状況は例年と異なり、後和致して居り、薪炭の需給が見受けられる程でありました。一部では薪炭の統制撤廃も議題として居ります。

併し、昨よりC.P.I.により調査致しますと、家庭燃料の価格は公定価格を超過して居り、また統制撤廃を可能とする段階でないことを示して居ります。現在所々において見受けられる薪炭の需給は、本冬は割合に温暖であったために需要が例年と比べて少かつた事、昨年の薪炭需給調整規則の改正によつて統制方式が変更され、取扱機関が新配給方法によつて不規則な事、新規規則による小売業者の配給能力が少く過ぎること、消費者の例における金詰りのため配給によつて大量買入れれること、小量の高価な燃料に頼ること、などのために、生じたものであり、決して本質的に統制を不要とする状態を示して居るものではないのであります。政府としては右の事情を鑑み、販売店舗の機能を充分に確保し、ある程度の措置を講じますこと、また薪炭需給調整規則に検討を加え、配給の円滑化を計るべく計画しております。

14

221
312
✓

裏面白紙

24
211

2.25
314
✓

138

昭和24年度生産・配炭計画試案

(出炭4,200万吨ベースの一推算)

内 容

1. 説 明
2. 昭和24年度生産計画案
3. 昭和24年度配炭計画案

経済安定本部生産局需給課
動力局配炭課

(24.2.21)

5.

説 明

一、本案の国可搬給力は「三次案」より200万瓩増の4200万瓩である。4200万瓩はベースは現在の所定本に於ても最終決定をみていないし、4100万瓩も正式の指令はない。従つて本案は飽くまで留なる試案である。

二、配炭の基本方針は三次案同様である。然し供給力の増加分を総花的に各部門に追加することはいずれ、次の特殊なものに限つた。

(1) 三次案依成の時参照した二十三年度配炭実績増だが、その後の報告により修正されたもの。

(2) 念じく当時参考とした二十三年度四半期の基本配炭計画に対しその後計画が修正されたもの。

(3) 三次案依成の際その算出基礎（原単位の決定）が著しく不当であると認められるもの。

(4) 物資生産目標が三次案依成の場合より大中に変更を予想されるもので母量と認められたもの。
然つて他の一般産業の生産目標は原則として三次案に於けると公算である。

三、4200万瓩出炭は未決定であるので、その場合の類別の配炭について目下の所未定である。但し第一四半期については供給力4000万瓩の場合と大差ないと考えられる。配当も配当もあり変化しないと考えられる。

四、公算：炭種別の上産計画が未決定であるので、4200万瓩ベースの各産業の目標力（リ）算出は不可能である。但し見込として200万瓩増産分には配炭も相当あるもの。カコリ一は4000万瓩ベースの場合より上乗するとは思われない。

五、四千二百万瓩増産不能の場合には、当然4000万瓩ベースの荷増が行わさるべきであるが、この場合にして、非産業用炭は「産業重要」の爲、圧縮されているので、総算について規制の要ある場合は、非産業用は基礎産業、輸出産業と共に最終的に規制するものとする。

六、本案による産業、非産業の割合は次の通りである。

	産業用	非産業用
輸入炭	91.5%	8.5%
国内炭	33.0%	67.0%
総計	36.6%	63.4%

七、参考による産業の推定配炭実績に對する本案の配炭増加指数を掲げた。各部門の指数が一律100のばばば次の理由による。

- (1) 産業の重要世により配炭のウエイトは当然異なる。
(受割計画基本方針及び二十四年度物資供給計画策定方針による)
- (2) 部門別炭の産業があつたこと、及び念く新規の産業が入つたことによるもの。(例、コーラス、硫安)

(3) 毎四半期の計画数量がGPIIから強く提示されるものがあること。(輸出用、特
種用、病院用等)

(4) 炭種別に限定されたものがあること。(例、煉瓦、石灰、コークス)

(5) 目標カウリーが本年度と著しく変化すると思われるものがあつること。(例、国鉄)

(6) 輸入炭の数量により国内炭の増減変化が比較の標準とならぬもの。(例、石炭、
ガス)

八、輸入炭に就いては三次策会様であるが、輸入困難な場合には国内炭を配当しなけれ
ばならぬ。そのために「炭留カウリー」を設けた。

昭和24年度生産計画案(4,200万トンベースの一試算)

品名	昭和23年度 推定実績		昭和24年度 推定実績 (4,000万トン)		昭和24年度 推定実績 (4,200万トン)		備 考
	数量	単価	数量	単価	数量	単価	
鉄	1,250	1,936	1,800	1,700	1,920	1,830	内 製鉄 1,700 500
鋼	(内基本券)	1,120	0,650	(1,800)			内 製鉄 80 鋼材 40
アルミ			25		25		
銅		55	57		65		
鉛		10	12		13		
亜鉛		22	35		36		電圧正相 25 内 蒸相 11
黄銅		43	70		70		
炭鋼		1192	1,500		1,500		
電線		60	63		70		
鋼		64	60		65		
電線		1,950	2,800		2,800		
耐火煉瓦		420	570		600		
電線		26	30		30		
板		1,860	2,050		2,250		
木		72	85		85		
紙		1,000	1,100		1,100		
セメント		474	454		528		内 人 造 セ メント 49 天然 セ メント 479
石灰		940	1,000		1,000		
石灰		240	280		280		
燐酸石灰		1,030	1,100		1,100		
カーバイド		335	400		400		
苛性ソーダ		118	130		140		内 電 解 法 70
ソーダ灰		80	125		110		
硫酸		2,020	2,460		2,460		
炭		62	85		9		

	昭和23年度 推定実績	昭和24年度概算 (4,000万丸)	昭和24年度概算 (4,200万丸)	備	考
塩	280 ^{kg}	425 ^{kg}	425 ^{kg}		
二硫化炭素	16"	22"	28"		
7ルコール	30 ^{kg}	30 ^{kg}	30 ^{kg}		
コパル (生ゴム処理量)	24 ^{kg}	39 ^{kg}	37 ^{kg}		
皮 (濃度処理量)	16 ^{kg}	24 ^{kg}	24 ^{kg}		
綿	277.0 ^{kg}	400 ^{kg}	346.5 ^{kg}		
人絹	81"	115"	137.3"	内	228.6
毛	24"	40"	32.4"	人絹系7 梳毛系	52.5 13.0 19.4
麻	277"	36.5"	39.3"	内	
生糸	140 ^{kg}	150 ^{kg}	156 ^{kg}		

昭和24年度配炭計画案
(4200万トン一試案)

動力局配炭給炭
生産局

部 門 別	昭和23年度 担当実績(A)	24年度 配炭計画案 (4200万トン)	24年度 配炭計画案 (4200万トン)	24年度 配炭計画案 (4200万トン)	24年度 配炭計画案 (4200万トン)	24年度 配炭計画案 (4200万トン)	備 考
山 産 炭	5790 2474	7000 2440.0	7500 2640.0	107	820		
産 出	1105.3	1320.0	1370.0	124.8			
輸 出 保 留	1235.5	1118.0	1290.0	104			
輸 出 保 留	3	12	220	670			
國 鉄	320 7528.4	700 7530.0	700 7530.0	102			
私 鉄	84.2	93.0	93.0	110			
給 船 港 灣	1340.1	1580.0	1660.0	124	40		
計	320 8210.7	700 9220.0	700 9220.0	105	40		
通 信 煙 房 用	32.7	34.0	34.0	106			
電 力	3182.3	4650.0	4650.0	146			
自 家 飛 電	1336.6	1704.0	2004.0	150			
計	4523.9	6354.0	6654.0	147			
力	115.3	200.0	200.0	125			
2-72&23-72	1661.2	1700.0	1752.0	105			
宮 崎	172.3	415.0	455.0	125	180		
鹿 嶋	177.9						
北 海 道 煙 房 用	1312.2	1650.0	1650.0	126			
石 炭 ト ン ナ イ ト	310.2	430.0	430.0	139			
厚 巻 給 食	16.6	24.0	24.0	143			
二 八 イ 7	161.5	165.0	165.0	103			
カ 3	136.8	150.0	150.0	110			
煉 石	314.840	600.0	600.0	125	620		
具 他	148.8	160.0	160.0	107	6.8		
計	512916.9	3594.0	3614.0	124	600		
貯 炭	-	50.0	50.0	-	1000		
非 港 炭 引 炭	120.4 23,825.5	200.0 26,820.0	200.0 28,128.0	119	2668		
鉄 鋼	2084 2546.4	2000 3435.0	2200 3636.0	187	12.5		
金 属 工 業	114.0	132.0	137.0	115	3.0		
紙 工 業	295.9	396.0	436	147	6.0		
石 炭 十	10.7	12.0	12.0	11.5	1.5		
造船	2824 2912.0	402.0 3980.0	537.0 4221.0	121	25.0		
造船	148.5	200.0	215.0	14.5	30.0		
造船	52.0	71.0	80.0	14.0	5.0		
造船	46.0	52.0	52.0	11.2			

部	門	別	昭和23年度 計	全24年度追加 (400万)	全4年度追加 (4200万)	月	改定 格外	原	考		
運輸建設	一	板	1900	2100	2150	113	300				
		板	902	1020	1070	120	100				
		通	1028	1080	1080	105					
		電	400	400	450	113					
		計	6759	7830	8220	122	780				
		板	1385	1510	1610	116					
		ガ	1027	1100	1100	106	80				
		脚	902	980	980	109	50				
		珪	110	110	110	101	10				
		耐	1842	2800	2800	152					
		炭	337	390	390	116	12				
		研	145	164	160	110					
		煉	551	600	630	114	140				
		炭	330	350	400	121	80				
		也	7044	9800	10200	145	810				
輸	1585	2050	2250	142							
計	145258	19850	2063	135	1182						
食品工業	味	油	1622	2220	2320	143	140				
		油	775	1100	1200	156	80				
		油	924	1330	1510	163	120				
		油	784	1150	1340	145	70				
		油	797	950	1950	118					
		酒	1115	1340	1400	120	240				
		煙	413	500	550	133					
		其	1543	1630	1805	117	360				
		計	8123	10220	11075	135	101				
		畜産業	飼	飼	14	20	35	250			
				飼	30	40	40	133			
				飼	03	20	20	67			
				飼	47	80	45	201			
				飼	4929	5100	5350	188	950		
				飼	690	1100	1100	160			
飼	224			260	260	118	50				
飼	5840			8060	8710	114	1040				
計	5840			8060	8710	114	1040				

部	門別	(23年度) A	(三次案)	(四次案) B	B A	24年度 増外費	備 考
工業及金属器具	家庭用品	75	80	80	106	2.0	
	工業用品	72	80	80	111	4.0	
	非鉄日用品	12.9	14.0	14.0	110	4.0	
	計	156.7	218.0	218.0	149	34.0	
	計	184.3	248.0	248.0	134	42.0	
	炭	①1669 ②597.2	①1700 ②1650.0	①1750 ②1730.0	108		
	石灰及カーボント	①862 ②48.9	①1500 ②20.0	①1500 ②20.0	41		
	燧燐燧石灰	21.7	30.0	30.0	138		
	炭	-	2.0	2.0			
	加里肥料	-	8.0	8.0		5.0	
化学肥料	計	①1669 ②862 ③1667.8	①1700 ②1500 ③1708.0	①1750 ②1500 ③1788.0	107	5.0	
	ノーマル公務基品	①851 ②567.1	①790 ②500 ③692.0	①880 ②500 ③692.0	122	24.0	
	力	32.0	44.0	44.0	138	14.0	
	無機薬品	53.7	67.0	67.0	124	12.0	
	有機物	①0.3 ②89.0	100.0	100.0	145	10.0	
	炭	①22.2 ②67.7	①7.0 ②210.0	①32.0 ②210.0	125	20.0	
	ノーマル炭品	16.3	12.0	12.0	74		
	炭	①6.2 ②33.3	①16.0 ②38.0	①16.0 ②38.0	114		
	合成樹脂	23.2	15.0	15.0	145	3.0	
	セロイド樹脂		17.0	17.0			
工業	油	31.7	50.0	55.0	180	10.0	
	塗料		2.0	2.0			
	写真材料	12.1	18.0	18.0	108	4.0	
	アルコール	104.6	104.0	104.0	104	8.0	
	セラニウム	5.7	8.0	8.0	140		
	医薬	99.7	112.0	112.0	113	32.0	
	農薬	11.3	14.0	14.0	125		
	農薬	6.4	54.0	80.0	1320	200.0	
	其他	15.7	17.0	17.0	108	14.0	
	計	①985 ②303.5 ③550.5	①1120 ②500 ③574.0	①1370 ②500 ③1808.0	128	346.0	
繊維工業	絹	91.9	119.0	119.0	130	12.0	
	絹	10.8	12.0	12.0	111	1.5	
	毛	46.0	60.0	60.0	144	9.5	
	麻	26.6	22.0	22.0	101	10.0	
又	6.0	7.0	7.0	117			

卸 門 別	(23年度積) A	(三次案)	(四次案) B	B/A	24年度 積外 灰	備 考
燃 料 人 員 薪 金	8.7	10.0	10.0	115	11.0	
運 送 費	50 304.9	194.0 371.0	274.0 466.0	153	60.0	
薪 金	167.7	220.0	244.0	143		
計	309.6	350.0	350.0	113	16.0	
皮 厘 業 貯 灰 費	5.0 972.2	194.0 1,176.0	274.0 2,910	133	120.0	
皮 厘 業 貯 灰 費	5.8	112.0	12.0	207		
皮 厘 業 貯 灰 費	52.7					
産 業 用 灰 計	1,160.1 1,0806.8	22,000.0 1,3180.0	22,000.0 1,3180.0	127	133.2	
産 業 用 灰 計	1,280.5 34330.3	2400.0 40000.0	2400.0 42000.0	190 122	1,200.0	

38

3037
原 3
220

乳
検

飲用牛乳及び煉粉乳に対するリンク制実施について

二四二二二

牛乳及煉粉乳の重要性に鑑み、その合理的配給を実施することを目的として、このたび「乳幼児食糧管理法」を制定し、牛乳及び煉粉乳を食糧特別会計により買上げ、米麦等とプール計算の上その消費者価格を引下げ、主食との差引配給を実施する計画の下に目下法案を審議中である。

右法案は今次国会に提出の予定であるが、本法実施上、原料乳生産者に対する褒償物資については、米麦と同等程度のウエイトの下にリンク制により配給を実施しようとするものである。

2.21
10~4

143

裏面白紙

昭和二十四年度飲用牛乳及び煉粉乳に対するリンク割実施要領 (案)

一 配給対照

- イ 煉粉乳製造工場に原料乳を供出した者
- ロ 農林大臣の指定する地域内の牛乳処理場に牛乳を供出した者
(但し、乳幼児に対し三食差引により優先配給された乳量に限る)
- ニ 生産量の認定

イ 煉粉乳については公団の買上数量
ロ 飲用牛乳については毎月の三食差引配給円符を翌月公団において集計し、数量を承認する。

三 発券手続

生産量に基づく府県別の額発物資の割当数量に応じ地方庁が供出団体別に配給券を発券する。

四 リンク物資の種類 数量

(一) 織維製品及び作業用品	単位	数量
(1) 綿織物	千反	二〇
		五〇〇,〇〇〇点

(二) 嗜好品	単位	数量
(1) 国産煙草	千本	一〇,六四〇
(2) 酒	千本	五三二
(3) 手拭	千枚	一五〇
(4) 地下足袋	千足	四〇
(5) ゴム靴	千足	六〇〇,〇〇〇
(6) 自転車タイヤチューブ	千本	四〇〇,〇〇〇
(7) 嗜好品	千本	二二五,〇〇〇

五 リンク割給基準

上半期、下半期毎に締切り夫々生産された煉粉乳三三函、全粉乳換算所要原料乳一石、飲用牛乳一石につき次のリンク物資を酪農家にその供出乳量に応じ配給する。

- イ 織維製品及び作業用品 別表に掲げる品目四点に相当するもの
- ロ 国産煙草 二〇本
- ハ 酒 一合
- 六 可食油脂

供出団体毎に一石百文

(2)

(1)

(別表) 纖維製品及作業用品点数表

品名	単位	点数
綿織物	反	二五
手拭	枚	四
地下足袋	足	一五
ゴム長靴	足	二五
ゴム半長靴	足	二〇
ゴム深靴	足	一五
自転車タイヤ	本	二五
チェンブ	本	二〇

(3)

参考資料

- 一 昭和二十四年度牛乳生産及配分計画
- 總生産量 一、二一、二〇〇石
- 農家自家消費 一、二一、二〇〇石
- 集乳口入 二、八二〇石
- (總生産の一〇%)
- (販売乳量の一%)

原料乳	飲料牛乳
煉乳	三、八九、一八〇石
粉乳	六、七九、九八〇石
煉乳	三、二一、〇四〇石
粉乳	一、一六、六四〇石
バター	二、三、八〇〇石
チーズ	一、四、三〇〇石

(製品三、八一、四〇〇石)

(製品一、四八、三三〇石) (一画二、〇九七)

(製品三、八八、八〇〇石) (一画三、三)

(製品三、四〇、〇〇〇石) (一画三、三)

(製品一、四三、三〇〇石) (一画三、三)

二、リンゴ対象生産量

品名	生産量
煉乳	一、四二、五六四〇石
全粉	二、〇七、七〇〇石
内訳	八二、九一四〇石
煉乳	三、八八、八〇〇石
飲料牛乳	一、〇〇、〇〇〇石

(全粉換算)

(実画一、六七、五六〇石)

(六大都市乳見荷)

(4)

49



10034
原 16
23日

昭和二十四年二月二十二日

昭和二十四年度酒類需給計画策定資料

経本生活物資局加工食品課

2.21
31e
✓

146

目次

一、昭和二十二年酒造年度酒類生産計画（昭二二、三、九、三〇）……………(1)

二、昭和二十二年度月別生産実績調……………(2)

三、昭和二十三年度各四半期別酒類別生産実績表……………(3)

四、昭和二十三年度酒類生産計画（昭二三、一、一〇、一三〇）……………(4)

五、昭和二十三年度各四半期別酒類生産実績及見込高調……………(5)

六、昭和二十三年度各四半期別酒類生産実績及……………(6)

七、昭和二十四年度各四半期別酒類生産高調（経復案）（昭二四、九、三〇）……………(7)

八、昭和二十四年度各四半期別酒類製成見込高調（経復案）……………(8)

九、昭和二十四年度酒類供給計画経復案（案）……………(9)

一〇、(ア)案による昭和二十四年度酒類供給見込高及び稅收見込高調（経復案）……………(10)

一一、昭和二十四年度各四半期別酒類製成高表（G、H、Q案）……………(11)

一二、(イ)案による昭和二十四年度各四半期別酒類製成高表……………(12)

一三、昭和二十四年度酒類供給計画（司令部案）……………(13)

一四、(ウ)による昭和二十四年度酒類供給見込高及び稅收見込高調（司令部案）……………(14)

一五、昭和二十三年度上半期分用途別酒類割当配給計画案……………(15)

一六、昭和二十三年度下半期分用途別酒類割当計画表……………(16)

- 一七、昭和二十三年度酒類特別特別価格酒類化状況調査
- 一八、酒類税率表
- 一九、
- 二〇、昭和十二年度年度以降酒類製成高調
- 二一、主要酒類販売価格中税負担割合
- 二二、酒類価格表(一般配給酒)びん詰品
- 二三、酒類価格表(特別価格酒)びん詰品
- 二四、酒類原単位表

(24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17)

昭和二十二年酒造年度酒類生産計画(至自昭二二、三、九、三〇)

巴介	清酒	合成清酒	味酎	焼酎	麦酒	果実酒	雑酒	合計
米	三三三九〇石		八一三	二〇〇〇	五七九〇			三三三九〇
大麦					三〇〇			三〇〇
甘藷	八七三三石	五〇二四	二二五	六〇一四	一四八三			二四三三九
果実						二五〇		二五〇
澱粉		五三〇						一六〇
アルコール	三〇六四	四一一		三〇一	八〇	一九八		四九五〇
糖原料		五〇〇	一五〇	三〇〇	一〇〇〇			三〇〇
山梨	五八四	一一三	二五	六八	三三	二八		一三三七

(1)

昭和二十四年度各月別生産実績表

酒類別	月別												
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
酒	442	211	119	233	488	468	466	382	386	51	53	68	4,854
合成酒	500	600	556	2,233	9,233	12,744	12,691	12,678	12,595	12,610	12,610	12,610	126,910
味	556	1,066	353	780	696	2,299	1,944	1,338	789	2,222	2,222	2,222	18,288
焼酎	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	33,333
麦酒	9,233	3,333	4,444	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	192,333
果実酒	1,444	3,333	3,333	1,111	2,222	5,555	5,555	7,777	7,777	8,888	8,888	8,888	55,555
雑酒	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	22,222
計	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	19,233	192,333

(2)

昭和二十二年酒造年度各四半期別酒類別生産実績表

酒類別	四半期別			
	第一	第二	第三	第四
酒	4,835	9%	1,722	4,422
合成酒	4,444	28	5,555	3,333
味	2,222	31	2,280	3,333
焼酎	3,333	18	2,838	1,722
麦酒	13,847	31	15,670	3,333
果実酒	2,892	11	5,551	2,222
雑酒	8,156	17	12,383	2,222
計	27,753	17	25,896	17,417

(3)

昭和二十三年酒造年度酒類生産計画 (単位：石、千石、一)

酒類	計	米	大麦	甘藷	穀類	アルコール	糖原料	生産見込枚	樽	樽
巴分酒		420,590								
清酒			1石	21,219	千石	40,331			670	
合成清酒				19,424		4,000	7,000		235	
味林酒				406		127	270		13	
焼酎						400	870		142	
麦酒			19,000						51	
果実酒									4	
雑酒			7,000	28,876		707	1,000		43	
計						6,000	15,000		1,827	

(4)

昭和二十三年酒造年度各四半期別酒類生産実績及び見込高調

酒類別	各四半期別				計
	第1期	第2期	第3期	第4期	
清酒	60,300	94,378	22,210	600,000	677,000
合成清酒	65,800	51,531	63,679	54,000	335,000
味林酒	55,800	56,278	7,912	6,000	118,000
焼酎	34,740	20,326	61,224	95,000	193,000
麦酒	19,840	26,263	9,597	83,000	64,000
果実酒	30,800	7,527	14,863	30,000	28,000
雑酒	2,110	7,252	9,438	19,000	41,000
計	375,210	345,635	242,675	860,000	1,827,000

(5)

註(一) 此は実績その他は見込を示す。

昭和二十三年度各四半期別酒類生産実績及び見込高調

酒類別	四半期別			
	1/4	2/4	3/4	4/4
清酒	四八三三五石	一七二二石	二六二石	六〇〇〇〇石
合以清酒	四六七四九	五三二五八	六三六六九	五四〇〇〇
味林	二二二二	二一八〇	七九二	六〇〇〇
燒酎	三〇六〇二	二八六二八	六一二二四	九五〇〇〇
麦酒	一三八四七五	一五六七九〇	九五九七	八三〇〇〇
采実酒	二八九三	五五五一	一四八六三	三〇〇〇
雑酒	八二五六	一二三三三	九四三八	一九〇〇〇
計	二二五三三	二五八九六二	二四六一六五	八六〇〇〇〇
計				一六四二六五八

(6)

昭和二十四年度各四半期別酒類生産高調(経復案) (自二四、一〇、一) 至二五、九、三〇)

酒類別	各四半期別			
	1/4 (自二五、四、一 至二五、六、三〇)	2/4 (二五、七、一 至二五、九、三〇)	3/4 (二四、一〇、一 至二四、一二、三一)	4/4 (二五、一、一 至二五、三、三一)
清酒	九〇四五〇石	〇石	一〇、五〇石	九〇四五〇石
合以清酒	一〇二七六〇	一一三七七〇	六六〇六〇	八四四一〇
味林	八〇六〇	七六〇〇	一三〇〇	八八四〇
燒酎	五三五六	四九六四〇	四六七二〇	一四三〇八
麦酒	二九七六〇〇	三三六〇〇〇	二〇一六〇〇	一一四八〇〇
采実酒	三〇八〇	五八八〇	一六三四〇	二八〇〇
雑酒	一〇、二〇〇〇	一五六〇〇	七八〇〇	二六四〇〇
計	五八四七一〇	五三八六九〇	三四九七七〇	一一、九四八三〇
計				二七三、八〇〇〇石

(7)

昭和二十四年度各四半期別酒類製成見込高額（経復案）

酒類別	四半期別				計
	1/4	2/4	3/4	4/4	
酒	6,030.0石	9,438.0石	1,005.0石	9,045.0石	9,842.8石
合成酒	6,580.0	5,153.1	6,606.0	8,441.0	3,678.0
味林	5,580.0	5,628.0	1,300.0	8,840.0	2,134.8
焼酎	3,474.0	2,036.6	4,672.0	1,433.8	2,657.6
麦酒	1,984.0	2,226.8	2,016.0	1,248.0	7,748.3
果実酒	3,080.0	7,057.0	1,624.0	2,800.0	3,917.7
雑酒	731.0	7,352.0	780.0	2,400.0	4,876.2
計	37,531.0	34,562.5	34,977.0	12,948.3	22,654.3

(8)

昭和二十四年度酒類需給計画（経復案）

單位 十名

酒類別	区分	昭和二十四年度		昭和二十四年度		供給率	昭和二十四年度 見込高
		生産見込高	供給見込高(A)	生産見込高	供給見込高(B)		
酒	全上	6,700	6,700	100%	100%	100%	7,433
合成酒	全上	2,255	2,255	100%	100%	100%	3,217
味林	全上	170	170	100%	100%	100%	222
焼酎	全上	1,933	1,933	100%	100%	100%	2,144
麦酒	全上	640	640	100%	100%	100%	653
果実酒	全上	433	433	100%	100%	100%	422
計	全上	11,431	11,431	100%	100%	100%	13,089

(9)

註(1) 昭二四、供給見込高額の内括弧内は(9)用免税分である。

（案）による昭和二十四年度酒類供給見込高及び税収見込高額（経復案）

酒類別	昭和二十四年度		昭和二十三年		昭和二十二年		計
	見込高	税額	見込高	税額	見込高	税額	
清酒	六九三、四五	二〇八、七五	四八五、〇〇	一四七、〇〇	二二二、〇〇	一〇八、〇〇	一、三〇八、〇〇
合攻酒	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	一、〇〇〇、〇〇
味淋	二二	二二	二二	二二	二二	二二	一、〇〇〇、〇〇
焼酎	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	一、〇〇〇、〇〇
麦酒	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	一、〇〇〇、〇〇
雑酒	四二	四二	四二	四二	四二	四二	一、〇〇〇、〇〇
果実酒	二六	二六	二六	二六	二六	二六	一、〇〇〇、〇〇
計	二、〇二六	二、〇二六	二、〇二六	二、〇二六	二、〇二六	二、〇二六	一、七九四、〇〇

註
 (一) 昭和二十四年度、供給見込高の内清酒石数はランニングストックの増加五〇十石を見込む。
 (二) 基本税、加算税の内(一)は各酒類の級別、(二)は平均税率である。
 (三) 清酒の石数は三〇%、(四)は七〇%とて計算した。
 (四) 加算税の石数は税率を括弧に示した場合の石数二十三年度実績に比し、略同量とした。

昭和二十四年度各回半期別酒類供給見込高表（単位：千石）

酒類別	昭和二十四年度				計
	第一回	第二回	第三回	第四回	
清酒	八五七、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	九五三、〇〇	八五七、〇〇	九、五三〇、〇〇
合攻酒	五〇六、八〇	五〇六、八〇	五〇六、八〇	五〇六、八〇	一、八二〇、〇〇
味淋	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	一、三二〇、〇〇
焼酎	二八二、六〇	二八二、六〇	二八二、六〇	二八二、六〇	一、一三〇、〇〇
麦酒	一、三六四、〇〇	一、三六四、〇〇	一、三六四、〇〇	一、三六四、〇〇	四、四〇〇、〇〇
果実酒	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	一、三二〇、〇〇
雑酒	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	二、一六〇、〇〇
計	三、二二六、〇〇	三、二二六、〇〇	三、二二六、〇〇	三、二二六、〇〇	一、七九四、〇〇

計	米 酒	麴 酒	麦 酒	燒 酎	味 淋	合 成 酒	精 酒	酒 類 別 分	
								生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
三、八二六	二八	四三	六四〇	一九三	一七	二三五	六七〇	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
	(60%)	(65%)	(90%)	(60%)	(60%)	(60%)	(100%)	供 給 見 込 高 (内)	
一、四三〇	一七	二八	四四八	一一六	一〇	一四一	六七〇	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
二、七九八	二〇	三二	四四〇	一五七	一五	一八一	九五三	供 給 見 込 高 (内)	
	(85%)	(80%)	(95%)	(85%)	(85%)	(85%)	(10)	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
二、五一	七	一〇	一一〇	五五	五	六四	〇	供 給 見 込 高 (内)	
一、六八一	二四	三八	五五八	一七一	一五	二〇五	六七〇	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
								供 給 率	
	九八%	九八%	九九%	九八%	一一五%	一一二%	一一一%	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出	
四、三三二	三三	四三	五五九	一六七	一七	二四八	七四四	供 給 率	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出

(13)

昭和二十四年度酒類供給計画（司令部案）

單位 千石

154

計	米 酒	麥 酒	燒 酎	味 淋	合 成 酒	精 酒	酒 類 別 分		
							生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出	
三、五三〇	七二〇	三〇八〇	一九八四〇〇	三四七四〇	五五八〇	六五八〇	六〇三〇〇	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
								供 給 見 込 高 (内)	
三、四五六五	七二五二	七〇五七	二六二六三	二〇三六	五六二八	五五三二	九四三八	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
								供 給 見 込 高 (内)	
一、七五九四〇	四一六〇	一六〇〇	九二四〇〇	二五二二六	五五〇	三三二八〇	五五三〇	生 産 見 込 高	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出
								供 給 率	
一、五三二八〇	一四〇八〇	二〇〇〇	五七二〇〇	七六九三〇	三二四〇	四一六三〇	八五七七〇	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出	
一、九三四五二四	三三八〇二	二二七三七	六一〇六八三	一三八八二六	一五四九八	一九一五四一	九三六六六八	供 給 率	昭 和 二 十 四 年 度 上 の 内 部 二 出

(12)

G.H.Q. 案による昭和二十四年度各四半期別酒類供給高表

一による昭和二十四年度酒類収税見込高及び酒税見込高額

(百令郎案)

計	酒類別	酒類別		酒類別		酒類別		酒類別	
		石数	税率	石数	税率	石数	税率	石数	税率
一七〇五	酒類別	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五
二五	酒類別	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
一七〇五	酒類別	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五
二五	酒類別	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
一七〇五	酒類別	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五
二五	酒類別	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
一七〇五	酒類別	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五
二五	酒類別	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
一七〇五	酒類別	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五	四三〇八	二五
二五	酒類別	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

昭和二十三年度上半期分用金別酒類別当配計図表

(単位 千石)

用金別	基率酒量	酒類別		酒類別		酒類別		酒類別	
		酒類別	税率	酒類別	税率	酒類別	税率	酒類別	税率
特別配給用	二二二	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
産業用	一七八	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
非常用その他	五四	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
交差用	五五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
冠拾芥案用	三〇	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
業務用及び特別柄起用	二七一	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五
計	五八八	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五	酒類別	二五

注 但し果実酒は昭二三、四、一、一、昭二三、七、七までの方である。

昭和二十三年度下半期介用金別酒類別割当計画表 (単位 十石)

用金別	基率酒量	酒類別						摘要
		清酒	合飲酒	味淋	焼酎	麦酒	雑酒	
特別配給用	三五五	八〇	八六	一〇	八九	六六	二二	
座敷用	二九三	五六	八二	一〇	八一	二八	一九	
食肆即席用	一三	一	一	一	一	一	一	
非常用その他	四九	二四	四	〇	八	一九	一	
或は用	一四五	八〇	二八	一	〇	二五	一	
冠婚葬祭用	三〇	二〇	九	一	一	一	一	
食料軍需等特別用	凡	一	一	一	一	一	一	
特別価格取用	八八三	二五〇	二二	二	一六	一〇〇	八	
計		二五〇	二二	二	一六	一〇〇	八	

昭和二十三年度酒類別特別価格酒者化状況表

酒類別	当初計画	自昭和三十三年 至三十四一月 実績		計画に付す る酒化割合	摘要
		計	率		
清酒	四〇四〇〇〇	二七四一一五	六八七		一ヶ月平均〇.七五であるから 昭和三四二月及び三月を、一四 五とする。一月まで七二五であ るから昭和三四三月まで、八七〇 となる。
合飲酒	三二〇〇〇	二七一九	七三四		
味淋	五〇〇〇	三五二二	七〇五		
焼酎	二五二六四	三七一七五	一四七一		
麦酒	二二三〇〇〇	一六七三二五	七七八		
雑酒	一六二〇〇	九一一一	五六二		
計	七三〇、四八四	五二八、三〇八	七二五		
基率酒量	六一四、七〇〇	四四五、七五四	七二五		

酒類税率表

酒類	酒類別	基本税率		加算税率	
		石数	税額	石数	税額
啤酒	第一級	一石当り	三三,〇〇〇円	一石当り	四四,〇〇〇円
啤酒	第二級		二四,五〇〇		三九,〇〇〇
合於啤酒			二一,〇〇〇		三七,〇〇〇
白葡萄酒			一五,〇〇〇		
紅葡萄酒			三三,〇〇〇		
燒酎			二五,〇〇〇		三五,五〇〇
威士忌酒			三一,五〇〇		
麥酒			一四,七〇〇		二二,〇〇〇
果酒			二五,〇〇〇		
其他酒			二〇,〇〇〇		

158

酒類	酒類別	基本税率		加算税率	
		石数	税額	石数	税額
啤酒	第一級	一石当り	一五,〇〇〇円	一石当り	九〇,〇〇〇
啤酒	第二級		三五,〇〇〇		
合於啤酒			二六,〇〇〇		
白葡萄酒			二五,五〇〇		
紅葡萄酒			二〇,〇〇〇		
燒酎			二〇,〇〇〇		
威士忌酒			二〇,〇〇〇		
麥酒			二〇,〇〇〇		
果酒			二〇,〇〇〇		
其他酒			二〇,〇〇〇		

157

157

昭和12年度手入加附酒類課税高額 (単位 千円)

種別	12	15	18	20	21	22	23 (推定)
清酒	4376	3142	1,024	835	868	510	670
合衆酒類	97	326	285	122	153	163	235
酒類	5	5	3	0	0	0	0
白酒	5	4	0	-	-	-	-
吟	95	96	31	17	16	9	18
造り酒	568	510	204	181	151	130	199
良酒	1,295	1,506	367	643	618	527	640
果酒	32	61	176	33	36	29	28
雑酒	10	76	52	38	29	36	43
計	1,406,573 6,815	(2,666) 5,200	(2,527) 2,082	(1,520) 1,579	(1,519) 1,751	(1,125) 6,204	(2,259) 1,829
生産指数	100	117	137	26	25	1	26

備考
1. 本表は概算設計表より作成した。
2. 銘柄別の数字は、課税理番に示す。

別表 ()

主要酒類課税高額の税負担割合

酒類	数量	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1000円
清酒	1斗	269%	272%	273%	273%	273%	273%	273%	273%	273%	273%
		79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%	79.1%
		22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%
		18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%
		32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%
		59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%	59.5%
		76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%	76.4%
		88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%	88.9%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
		98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%
合衆酒類	1斗	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%
		73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%	73.5%
		85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%	85.1%
		92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%
		95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%
		95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%	95.4%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
焼酎	1斗	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%
酒類	1斗	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
		95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%	95.5%

1斗単位を基礎として(1斗)を単位として計算
 ① 蒸餾酒類
 ② 果酒
 ③ 雑酒
 ④ 特別酒類
 ⑤ 酒類
 ⑥ 特別酒類
 ⑦ 特別酒類
 ⑧ 特別酒類
 ⑨ 特別酒類
 ⑩ 特別酒類

酒類価格表 (一) 瓶能給酒 (カ) 人給品

区	分	単位	製造者 原価	酒税(A)	即(公同) 差	入 差	瓶 差	瓶 差	瓶 差	瓶 差	瓶 差	(A) (C)	(A)+(B) (C)
青森	第一級	1	74.40	380.00	13.00	32.80	58.00	36.47	486.67	398.52	628	959	
		1	63.90	245.00	16.70	58.00	38.52	366.25	398.52	649	923		
青森	第二級	1	89.10	210.00	15.10	20.78	22.55	366.25	380.49	573	679	678	
		1	79.85	210.00	10.75	23.85	26.34	380.49	380.49	585	679		
青森	第三級	1	89.70	252.00	80.80	29.80	32.80	30.97	422.60	410.97	613	687	
		1	83.90	252.00	16.50	29.80	30.97	410.97	410.97	613	687		
青森	第四級	1	83.55	215.00	-14.75	24.50	27.47	366.29	366.29	687	684	684	
		1	11.81	51.60	2.38	4.25	5.90	75.90	75.90	672	657		
青森	第五級	1	137.40	515.00	20.00	40.30	62.45	1,095.15	1,095.15	1,045	819	819	
		1	57.75	194.15	12.90	18.90	22.90	304.50	304.50	643	629		
青森	第六級	1	41.8	19.77	8.00	9.85	11.09	149.83	149.83	527	682	682	
		1	41.8	19.77	8.00	9.85	11.09	149.83	149.83	527	682		

(2)

酒類価格表 (二) 特別価格酒 (カ) 人給品

区	分	単位	製造者 原価	酒税(A)	即(公同) 差	入 差	瓶 差	瓶 差	瓶 差	瓶 差	(A) (C)	(A)+(B) (C)
青森	第一級	1	94.40	470.00	17.60	42.00	43.35	472.35	472.35	99	879	879
		1	63.90	635.00	17.60	33.50	60.60	510.60	510.60	983	858	
青森	第二級	1	89.10	680.00	27.70	32.90	59.05	788.58	736	736	810	810
		1	79.85	680.00	10.80	31.45	59.05	769.15	764	764	801	801
青森	第三級	1	89.70	447.00	77.20	38.10	65.20	865.20	748	748	823	823
		1	83.90	647.00	12.60	35.50	63.10	842.10	768	768	843	843
青森	第四級	1	83.55	685.00	27.45	32.50	59.00	787.50	743	743	818	818
		1	11.81	128.82	2.57	6.80	12.22	162.22	794	794	869	869
青森	第五級	1	199.40	1,173.40	20.00	50.30	112.10	1,495.20	985	985	860	860
		1	51.75	665.00	12.00	24.35	45.00	598.50	978	978	852	852
青森	第六級	1	41.78	254.67	8.00	19.65	25.85	343.45	742	742	817	817
		1	41.78	254.67	8.00	19.65	25.85	343.45	742	742	817	817

(2)

招 標 須 知 単 位 表

A 原 料		I 主 要 材 料										
原 料 名	単 位	製 煉 石 炭 / 石 炭 当 量		精 製 石 炭 / 石 炭 当 量		合 計 精 製	泥		附		ク ー ス ー	
		製 煉 用	精 製 用	精 製 用	精 製 用		米 粟 用	甘 藷 用	一 級	二 級		
米	石		975	622			100					
大 麦	石	0.37									1.9	
甘 藷	kg		1.6		26.7	8.9	3.5	10.5	12.1	1.88		
II 副 原 料												
炭	kg					6						
酒 粕	kg					14.5			9.5			1.2
75% 乳 酸	kg			60		11.4						
琉 球 珪 酸	kg					12.0						
70% 珪 酸	kg					12.0						

(2)

60

III その他の原料 製煉石炭 / 石炭当り

石	kg	60		1.29		21.3		22.8		41.3		300
コークス	kg	大英一石当り 250			1					大英一石 当り 250		
電 力	KWH		62		23		28		31			45

IV 包装材料 製煉石炭 / 石炭当り

材 料	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	材 質	
高 用 水 材	石	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	新 製 欠 欠 補 充	
中 用 水 材	石	25 斗入 7.2	20%	4 斗入 0.75	25%	0.75	25%	—	—	12 斗入 1.5	20%	640cc 24 斗入 0.56	20%
最 低	木	640cc 285	10%	—	5%	100	5%	4	5%	720cc 250	5%	440cc 285	5%
釘	kg	1.15	10%	4.51	10%	1.51	10%	1.51	10%	1.67		1.15	10%
瓦	kg	1.045		0.5		0.5		0.5		0.68		0.5	

(2)

18) 糖乳製菓成分 配製法の種類

丁ロコール分	平均 3.5	一般 16.0 二般 15.0	1.5	2.5	4.3	4.0
凍工ミクス分		一般 30.0 二般 26.5	2.65			

註 丁ロコール分付各糖乳凍工ミクス分は100cc中のグラム数

19) 糖加物 (貯蔵剤) 製成石炭 粉一系白り

糖加物	水	理	理	須	合成糖酒	炭	計	ケイ酸系
-----	---	---	---	---	------	---	---	------

ケリケリ限 45 g/ml 以下 45 g/ml 以外

20) 包装方法

袋	罐	%	30~92	40~60	5~16	3~12	100
樽	箱	%	8~20	10~40	95~84	-	-
定	計	%	-	-	-	93~88	-

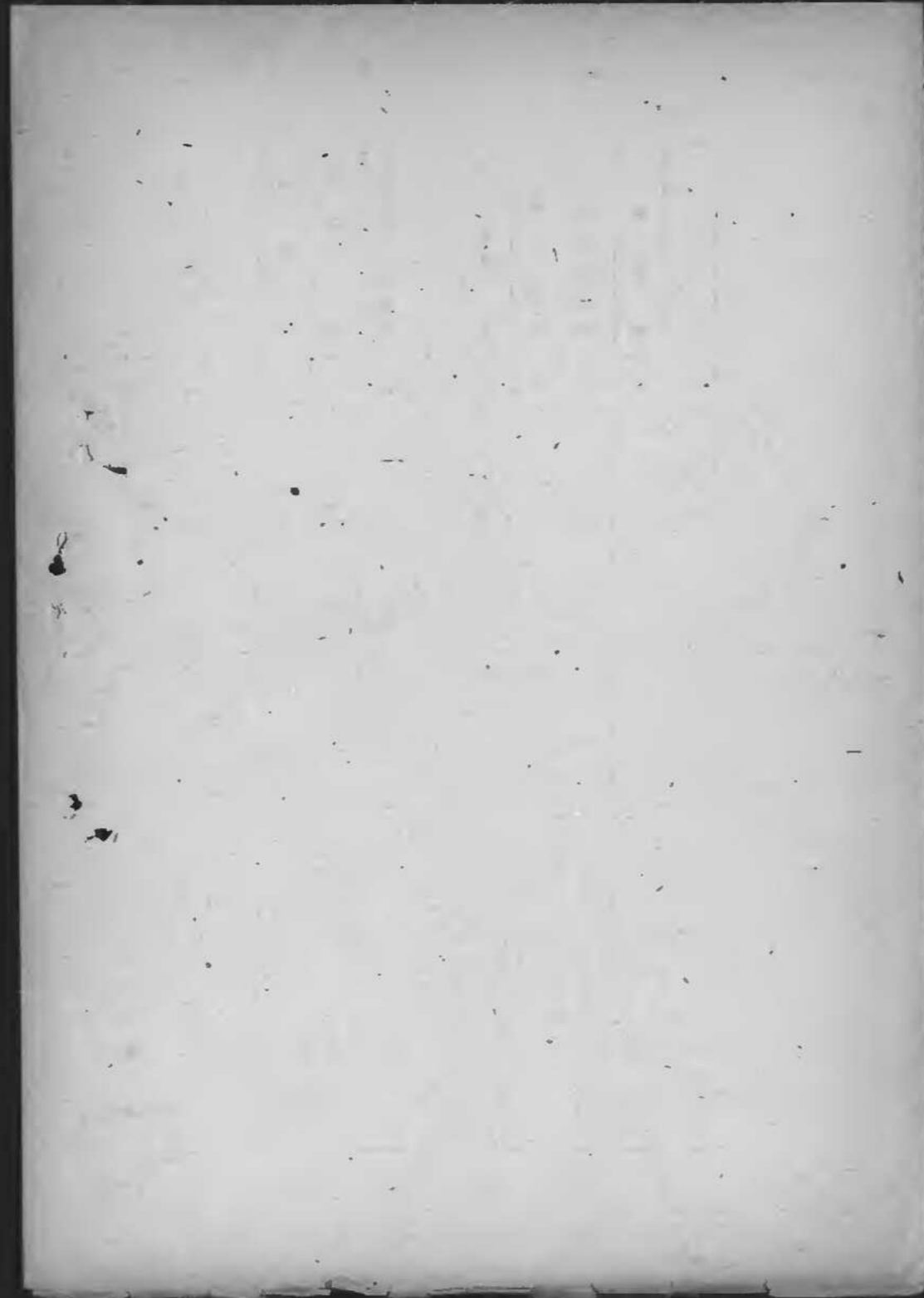
註 配製計画に於て多少の差がある

21) 用途

直 接 飲 料	%	100	100	100	100	100	100
他に添加又は他原料	%	-	-	-	-	-	-

22) 配給 昭和23年度配給計画による

1. 割当配給	%	41	35	87	82	56
2. 特別配給	%	44	65	19	18	37
3. 並給	%	15	-	-	-	7
		100	100	100	100	100



別紙

(一) 昭和二十四年度酒類需給計画(案)

酒類別	見込	基			加			税額計
		石数	税率	税額	石数	税率	税額	
清酒	六九三	六九五	三三・五	二二二	二二・〇	四八九	五五八七 千円	
合成清酒	三二七	三二七	二二・五	七三	二七・〇	一九九		
味林	二二	二二	二八・五	四	二七・〇	五九		
焼酎	二二四	二二四	三・五	五〇	二二・〇	一一一		
麦酒	六五二	六五二	一四・七	一七	二〇・〇	三五四		
雑酒	四三	四三	五〇・〇	八	五〇・〇	四〇		
采実酒	二六	二六	一五・〇	一	一	一		
計	二〇二六	二〇二六	一五・〇	一七	一	一		
	(三三)							六一二九

注 石計画は昭和二十四年度に於て米六五〇千石、大麦三〇〇千石、甘藷八五〇〇千石、
買の割当があり、今回税法改正の見込による税収を計上した。

(昭二十四) 加工食品課

2.26
31e
✓

(二) 昭和二十四年度酒類需給計画(案)

酒類別	見込	基			加			税額計
		石数	税率	税額	石数	税率	税額	
清酒	六九三	六九五	三三・五	二二二	二二・〇	四八九	五五八七 千円	
合成清酒	二四八	二四八	二二・五	七三	二七・〇	一九九		
味林	一七	一七	二八・五	四	二七・〇	五九		
焼酎	一六七	一六七	三・五	五〇	二二・〇	一一一		
麦酒	五二二	五二二	一四・七	一七	二〇・〇	三五四		
雑酒	三四	三四	五〇・〇	八	五〇・〇	四〇		
采実酒	二三	二三	一五・〇	一	一	一		
計	一七〇五	一七〇五	一五・〇	一七	一	一		
								五五八七

注 石計画は昭和二十四年度に於て米六五〇千石、大麦一八三三石、甘藷三一〇〇〇千石、
買の割当があり、且つ税法改正の見込による税収を計上した。

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

酒類別	生産見込高	供給率	供給見込高	酒税額	酒	専
清酒	六七〇 <small>千石</small>	一一一%	六七三 <small>千石</small>	三二六 <small>千石</small>		
合成清酒	二七〇	一一一	三二七	八〇二		
味林	二一九	一一五	二二二	二一一		
焼酎	二一八	九八	二一四	六四五		
麦酒	六八八	九八	大五二 外二九	一三五五		
雑酒	四六	九八	外四二 三二	二七〇		
果実酒	二七	九八	二六	五二〇		
計	一九三七		二〇二六 外三三	六五九九		
基準酒量	一六五〇					

(一) 石炭以上の原料所要量

米 大五〇千石

大麦 三〇〇

甘藷 八五〇〇万貫(但し生換算)

(二) 原單位

清酒 千石当り

合成清酒 六二五石

味林 三〇%

焼酎 八四四千貫

麦酒 一〇五四

大豆 三七四石

参考

- 一、(一) 日本政府案)
 (一) 酒類原料 米 六五〇千石 大炭 三〇〇千石 甘藷 八五〇。万貫の場合に於ける。

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

酒類別区分	昭和二十三年		昭和二十四年度		供給率	昭和二十四年度供給見込
	生産見込高	供給見込高	生産見込高	供給見込高		
清酒	六七〇	六七〇	一〇〇五	六七〇	一一一%	七四三
合成清酒	二三五	一四一	三六七	一一九	一一一%	三三七
味淋	一七	一〇	二六	一九	一一一%	二二
焼酎	一九三	一一六	二九二	一九	一一一%	二二四
麦酒	六四〇	四四六	九六〇	二四〇	一一一%	六五二
雑酒	四三	二八	六〇	一八	一一一%	四二
果実酒	二八	一七	二八	一〇	一一一%	二六
計	一八二六	一四三〇	二七三八	一九三七	一一一%	二〇二六

註 昭和二十四年度供給見込総量の内括弧内は(一)用免税分である。
 (二)右案による昭和二十四年度酒類供給見込高及び税収見込高額

酒類別区分	昭和二十四年度		昭和二十三年		供給率	昭和二十四年度供給見込
	生産見込高	供給見込高	生産見込高	供給見込高		
清酒	六九三	六七〇	一〇〇八	六七〇	一一一%	七四三
合成清酒	三三七	一四一	三三七	一一九	一一一%	三三七
味淋	二二	一〇	二二	一九	一一一%	二二
焼酎	二一四	一一六	二一四	一九	一一一%	二二四
麦酒	六五二	四四六	六五二	二四〇	一一一%	六五二
雑酒	四三	二八	四三	一八	一一一%	四二
果実酒	二六	一七	二六	一〇	一一一%	二六
計	二〇二六	一四三〇	二〇二六	一九三七	一一一%	二〇二六

註 (一) 昭和二十四年度供給見込高の内清酒石数はラニニングストツクの増加五〇千石を見込む
 (二) 基本税 加算税の内(一)は各酒類の級別、(二)は平均税率である。
 (三) 清酒は三〇%、(四)は七〇%として計算した。
 (四) 加算税の石数は税率を措置した場合の石数で二三年度実績に比し略同量とした。

二 (一) 司令部案

(一) 酒換原料米六五〇千石 大夏一三八千石 甘藷三一〇〇千石の場合に於ける
昭和二十四年度酒換供給計画(案)

酒類別	昭和二十四年度 生産見込高	全上りの昭三四 供給見込高(A)	昭三四年度 生産見込高	全上りの昭三四 供給見込高(B)	昭三四供給見 込高(C)	供給率	昭和三四供給 見込高
清酒	六七〇	六七〇	九五三	〇	六七〇	一一一%	七四四
合成清酒	二三五	一四一	一八一	六四〇	二〇五	一一一%	二〇五
味淋	一七	一〇	一五	五	一五	一一五%	一七
焼酎	一九三	一〇	一五七	五五	一七一	九八%	一九七
麦酒	六四〇	四四八	四四〇	一一〇	五五八	九九%	五五二
雑酒	四三	二八	三二	一〇	三八	九八%	四三
果実酒	二八	一七	二〇	七	二四	九八%	二八
計	一八三六	一四三〇	一七九八	二五一	一六八一		一七八八

(二) 右案による昭和二十四年度酒換供給見込高及び税金見込高額

酒類別	昭和二十四年度 見込高	基本			加算			総額
		石数	税率	税額	石数	税率	税額	
清酒	六九三	二〇八	二四・五	七九八	二二二	四九・〇	一、二〇八	
合成清酒	二四八	二四八	二一・〇	一、一八八	二二二	四九・〇	二、〇五〇	
味淋	一七	一七	二五・二	四三	二二	三九・五	六三六	
焼酎	一九七	一九七	二一・五	三九九	二二	一八五	五九九	
麦酒	一六七	一六七	二一・五	三九九	二二	一八五	五九九	
雑酒	五三三	五三三	一四・七	七九九	二二	三八九	一、一五八	
果実酒	三三	三三	二〇・〇	六六	二二	六〇	二三〇	
計	一、七〇五	一、七〇五	二〇・〇	三、八八六	二二二	四九・〇	五、九三五	

裏面白紙

参考

三 昭和二十四年度酒類需給計画の日本政府案と司令部案による比較影響について

酒類別区分	日本政府案		司令部案		全増減	
	生産高	全税額	生産高	全税額	生産高	全税額
清酒	一〇〇五 _{千石}	三二六 _{千円}	九五三 _{千石}	三二六 _{千円}	△五二 _{千石}	△ _{千円}
合成清酒	三六七	八〇二	一八一	六六三	△一八六	△一六六
味林	二六	一一三	一五	五九	△一一	△一五四
焼酎	二九二	六四五	一五七	五四四	△一三五	△一〇一
麦酒	九六〇	一三五五	四四〇	一一五八	△五二〇	△一九七
雑酒	六〇	二七〇	三二	二三〇	△二八	△四〇
果実酒	二八	五二	二〇	四六	△八	△六
計	三七三八	六五九九	二七九八	五九三五	△九四〇	△六六四

註 生産高は昭和二十四年度(自昭二四一〇一)至昭二五九三〇(内)に於ける石数

昭和二十四年度セメント需要計画
〔省議決定案〕
農林省畜産局

方針

畜産振興五ヶ年計画に基く家畜の増殖に必要とする飼料対策を第一義とし、之が爲サイロの設置補修及び既存飼料工場の補修により飼料の生産確保の萬全を期する。
家畜の増殖に伴う畜舎の増築及補修並びにGHQより常時指令、水つ、ある乳牛舎の衛生的改善を行う。乾草法の施行に伴う国営競馬及豚(重)官競馬の拡充整に努める。
原皮倉庫の拡充整備により生産原皮の貯蔵保全の措置を講ずる。

二、需要計画策定の概要

サイロ

- a. 乳牛、新乳牛、役肉用牛を対照とする。
 - b. 現有サイロ基数三七四〇〇基は牛のサイロ所要基数一、一三五、五〇〇基の三二・九％である。之を五ヶ年計画により五〇％に追加せんとする。(新設)
 - c. 牛の年間増加頭数に対する所要基数六七四〇〇の五〇％を新造せんとする。(新設)
 - d. 昭和二十二年現存サイロ基数三六三〇〇基の各を補修せんとする。
- (備考) 新設 一基当六五〇吨 補修三〇吨

24
225
31a

食料工場
 指定配合飼料工場 一〇工場
 許可配合飼料工場 一五〇工場
 魚粉工場 八〇工場
 酒糟粕工場 八〇工場
 公田事務所及公麻 三〇工場
 袋回収所 一〇工場
 乳牛舎 一〇工場
 合計 九七〇ヶ所 (一五、三〇〇坪)
 に対する補修 (坪当二〇匹)

乳牛新乳牛増加頭数一、四〇〇頭分四八、〇〇〇坪の二〇
 について新築せんとする。(坪当一〇〇匹)
 昭和二十四年度当初に於ける乳牛数一七、一〇〇頭
 今六八、〇〇〇坪の一〇%を補修せんとする。(坪当
 六匹)
 公其の他の畜舎
 俵甲用牛馬豚種鶏のみを対照して左記による。

記

区分	昭和二十三年度	昭和二十四年度	増殖頭数	年内増加頭数	一頭当り必要坪数	坪当り必要坪数
役肉用牛	一九二九	二〇一九	一一〇	九〇〇	一坪	一〇〇坪
馬	一〇九二	一一四〇	四八	四八〇	四坪	一〇〇坪
豚	一七〇〇	二二八〇	五八〇	五八〇	一坪	八〇坪
種鶏	一九〇五	二一九八	二九三	二九三	一〇羽一坪	五〇坪

補修は昭和二十三年度頭数の二%
 新築は年内増加頭数の一〇%
 について行い。

一 國營競馬 法第二條に基く阪神競馬場の復旧工事及
 其の他九號馬場の拡充整備をせんとする
 二 地方競馬 現有大二地方競馬場を補修する外、昭和
 二十四年度に於て一〇號馬場を新設する

6. 東原倉庫

1. 建設原皮倉庫一〇〇〇棟の五%を更新する。(一棟当一屯)
大原皮倉庫一〇〇〇棟の五%を補修する。(一棟当〇.〇五屯)

久跡牧

1. 跡町工場各二計四工場の補修を行う。(二工場当三屯)

2. 既設装蹄所七五〇ヶ所を五ヶ年計画にて補修を行

う。(一ヶ所当五〇屯)

(附記)

復活申請の概要

1. 尿管

原案に於て尿管舎及尿管の新造として

五〇七九六屯を提出したが尿管舎は農政庁は

此の増設舎と重複する為削除されしが畜産

家上りとして自給肥料の生産対策として

ナイロ同様にして是とされる之が尿管

と復活申請する

2. 其の他

官需 公需 牧野 家畜市場 家畜診療所

の補修 及牧野の暗渠排水用家畜診療所

の築用を復活申請する

三. 結論

畜産局申請量 一三一、六二二屯

2. 歳次足業 五六、九六四屯

活産成長 一〇、四四一屯

計 六七、四〇四屯

畜産振興五ヶ年計画

(單位 1,000頭羽)

家畜	目標		備考	
	昭和24年度	昭和25年度	過去の最大頭數	最大頭數(在保1/5年次)
乳牛	180	260	171	265 昭和19年
新乳牛	3.4	93.8	-	-
伎肉牛	2,019	2,451	1,727	2,150 昭和19年
馬	1,140	1,350	1,092	1,540 " 7年
豚	228	781	170	1,140 " 13年
緬羊	333	561	297	239 " 22年
山羊	368	628	328	380 " 19年
兔	5,218	8,088	4,459	6,600 " 14年
(毛皮用)	4,890	6,726	4,233	-
(毛用)	328	1,362	226	-
鶏	21,982	40,061	19,053	53,900 昭和7年
鶺鴒	367	536	280	560 " 17年
家畜單位計	3,782.7	4,904.4	3,571.8	

昭和二十四年度 主要畜産物生産計画

品目	乳(1,000リットル)	卵(1,000個)	肉(100kg)	皮(100kg)	毛(100kg)	毛皮(100kg)	毛皮(兔)
乳牛	12,333		2,650	636			
伎肉用牛			33,320	5,680			
馬			5,189	1,134			
豚			10,028	216			
緬羊			538	144	1096		
山羊	147		952	224			
兔			3,651		38		3,328
鶺鴒	933,600		7,494				
鶺鴒	4,480		566				
計	1,380	938,080	64,338	8,034	1,134		3,328
国民一人当年間平均消費量(推算)	17合	11.8kg	70.5kg (1885g)				
(昭和五~9年)	17合	45.5	218.0kg (581g)				

疫

条件附 統制撤廃可能なる品目

（補全）

品目

条件

面粉

本品は医薬用品の漂白に使用するものにて二十四年を年間消費量八〇〇吨
二十四年を消費量は四〇〇吨に於て五〇％である。本品は水道の消毒用として
多量に使用されるも是は非共所消費量の確保を希望し状況に依り
当省の使用証明又は生産命令等に依り現物化し得る杯措置
を講ぜられる杯希望する。

重曹

二十四年を消費量三、六四九、八七二担
字本内示量は二、七〇〇担にして依然として供給と需要のバランス
がとれて居ない。家庭等方面及医師向として需要が益々増大し之
が不足は保健衛生に大なる支障を来す事となる是非共所消費
量の確保を要求し状況に依り当省の斡旋状等に依り現物化を来
得る杯等々措置を講ぜられる。

厚生省

尚今後食料関係の膨剤の需要量に依りては統制を強化する必
要がある。

鉛丹

消費量は僅か年間三三担なるも医等用として最上質なるものを必要
とするので上質なるものを是非共確保を希望する。
本品は肌底塗料と重複するも以て状況に依り生産命令使用証
明書等に依り現物化を来得る杯措置を講ぜられる。

化学製品統制撤廃予定品目中
衛生用品部内に於て統制維持を必要とする品目調

品目	三十三年度 年間需要量		用途	特記事項
	三十三年度 年間需要量	三十三年度 年間需要量		
尿素	五五、〇〇〇	二三、〇〇〇	バルビタール プロバトール モトフラミン ミノスチゲン ヒノザリン 其他 計	有機合成五% 化成品 三% 合成樹脂五% 医薬 三%
無水醋酸	七三八、〇〇〇	三六三、〇〇〇	アスコリン エフエドリン アセト スルファミン ネモ スルファミン モトフラミン ビタミンB ₁ 其他 計 其他 合計	厚生省
醋酸アミル	二二、〇〇〇	四五、〇〇〇	ペニシリン	

(昭和十一年)

昭和23年度公共業務用衣料品割当実績表

24.3.5 ESB衣料課

割当 年月日	商工省に 対する 通牒番号	主務官庁	所要部門	割当品目							備考
				布地 (㎡)	毛布 (枚)	襪具 (枚)	靴履 (双)	被服 (長)	靴着 (双)	その他	
23.8.10	経活 172.243	参議院	参議院		1,200	1,000	130	500			外に割当500米割当指示済
"	"	衆議院	衆議院				30	700			外に割当750米割当指示済
23.12.24	533	"	"	500					180		履靴180人に2着のシャツ。布地は取付代用 △印は23.8.27 経活527号にて承認(以て△印) 被服は全額裁断活動費の延滞。労務の割当
23.8.10	243	最高裁判所	最高裁判所		1,000	1,000	40	5,200			特定局その他各局の備用
"	"	通信省	通信省		30,000	20,000	1,500				
"	"	経済調査庁	経済調査庁		500	500					
"	"	労働省	労働省		5,000	3,000	1,000		20,000		長年局指導所、職業安定所等の官直用及び公費見合用
23.11.23	446	"	"				400				労務保険災害病院用
23.12.24	538	"	"					200			労務省官舎に供する者に対する被服。上着用被服
"	"	"	労働者福利厚生	1,000				42,000			被服は衛生管理用口衣。布地は労働者の福利厚生に取組 での官給消費費の積立用
			計	1,000	5,000	3,000	1,400	42,200	20,000		
23.8.10	243		中央労働委員会		20	20					
"	"	国家消防庁	消防		5,000	2,000	800	60,000	10,000		外に割当10,000㎡。帽子履10,000㎡ 割当指示済
"	"	"	消防団					25,000			民間消防団250団に計し100人に1着の割
23.12.20	519	"	消防職員					84,000	21,200		取組の消防職員及び消防団員5,000人の被服及びシャツ
24.1.26	経産 174	"	"					2,000			
			計		5,000	2,000	800	171,000	31,200		
23.8.10	243	海上保安庁	海上保安		5,000		1,800	18,000	2,900		外に割当2,900米791,230㎡ 割当指示済
23.11.24	446	"	"		2,000	2,000	300				灯台基地 水路基地 その他の備用
23.12.20	519	"	"					18,900	2,800		海上保安官の被服及びシャツ
24.1.26	経産 174	"	"					4,000			
			計		7,000	2,000	2,100	40,900	5,100		

裏面白紙

割当 年月日	高工費に 対する 通帳番号	主務官庁	専門部門	割 当 目							備 考	
				石地 (万坪)	毛石 (千)	倉庫 (枚)	設備 (萬)	燃料 (萬)	紙書 (萬)	晒 (万坪)		その他
23.8.10	243	総理庁	陸軍人等委員会	750								敷代用として(500枚) 割当済
23.11.24	446	建設省	建設省建設局		30,000	6,000	6,000					現場作業員用(現場敷 5,000坪)
23.8.10	243	特別調査庁	特別消防団					52,400	10,400			消防車等消防団員整備用として別当済 外に同額2,200を割当済
23.11.24	446				850		150					消防車等消防団員の宿費用
			建設省建設局		20,000							消防車等関係工事費等割当済
			計		20,850		150	52,400	10,400			
23.8.10	243	農林省	農林省林野局		1,000		500					輸入食糧の配給に供する労働者の用紙割当済
			農林省林野局					5,000				農林省林野局の試験場及び研究所の敷地等として割当済
			農林省林野局				550					畜産試験所林野局の食糧調査等試験に供する用紙白紙
23.12.24	533		畜産					1,000				農林省林野局の食糧調査等試験に供する用紙白紙
			農林省林野局	55,000								農林省林野局の食糧調査等試験に供する用紙白紙
			計	55,000	1,000		1,050	6,000				
23.8.10	243	大蔵省	紙幣印刷		15,400							印刷局等紙幣の宿費用
			税務所		1,220	220	85					新設税務所宿費用
			税関				80	4,000				
			大蔵省税関局		100	100	10					政府委員の専任施設用
			大蔵省官房会計				170					賠償管理工場監理員の宿費用
			専賣局		1,000	1,000		12,180				伏巻紙、明道は専賣局監理員4,000人の印刷、ワシヤツ 毛紙及び紙具は宿費用とする
			賠償管理工場税					800				監理員400人の印刷
23.11.24	446		紙幣印刷			1,200						印刷局関係紙幣印刷所関係紙幣及び 守備所、工員宿費用等
			税関			800	100					税関の監視塔等増加による労働員宿費用
			税務所		1,000	1,000						財務局及び税務署
			賠償管理工場		2,000							賠償管理工場保守員宿費用

裏面白紙

割当 年月日	高工費に 対する 通標品号	主務官庁	高等部門	割当品目							備考	
				布地 (方碼)	毛布 (枚)	寝具 (枚)	蚊帳 (張)	被服 (英)	肌着 (英)	晒 布 (方碼)		その他
23.12.20	519	国家勧業本部	警察職員					114,071	113,000			国警及び自治体警察職員の制服及びジャンツの減耗補充 及び補正費による補充用 肌着のうち18,000英は水着手帳。
24.1.22	600	"	"								2,400円 19,800	
24.1.26	経産 174	"	"					32,000				
24.2.28	670	"	鑑識専務員					3,500				国警本部、都道府県本部鑑識課及都道府県地区警察署 鑑識専務員用白衣兼衣。
			計		60,000	90,000	5,000	511,571	167,000			
23.8.10	243	文部省	官公私立学校		15,000	10,000	1,200					
"	"	"	官公私立学校病院	100,000	11,000	11,000		40,000		2,000		病院施設用
"	"	"	給食実施学校							30,000		学校給食を実施する小学校等の衛生施設用
"	"	"	運動競技用						100,000			肌着は運動着とする。内10,000英はメリニツク陸上競技出場 選手兼取用としてトレーニングパンツその他とする。
"	"	文部省 商工省	文化芸術用	100,000								映画 演劇 衣装用
"	"	文部省	教材使用学校	76,256 (400,000)								教材用として布地を供用する小学校及び補完学校 24.1.10 経産省78572 223 744 STを生産資料に繰入
23.12.24	533	"	給食実施学校	122,800								調理人 61,400人の前掛用
			計	399,056	26,000	21,000	1,200	40,000	100,000	32,000		
23.8.10	243	厚生省	国立病院 (含療養所)	150,000	20,000	15,000	2,000	50,000	70,000	4,000		病院療養所の施設用。但し肌着は特殊患者用
"	"	"	公私立病院	50,000	34,000	34,000		60,000	70,000	14,000		病院施設用
"	"	"	理髪業	50,000				50,000				理髪 従業員用白衣(上)着)及び施設用。
"	"	"	衛生監視					6,000				衛生監視員3,000人に対する制服。
23.12.24	533	"	乳児院							6,000		乳児院収容乳児 1,200人のおむつ代用
"	"	"	国民健康保険医療					50,000				
24.2.28	674	"	国民健康保険医 療及びその他	900,000								(国民健康保険医療)衛生白衣130,000方碼 衛生施設用 170,000方碼。(その他)衛生白衣兼衣 600,000方碼
			計	1,150,000	54,000	49,000	2,000	216,000	20,000	24,000		
23.8.10	243	法務庁	刑務所	350,000				205,000	50,000	20,000	フロン ⁴⁵ 240,000	布地は人絹織物として割当指示済 作業衣5,000英は北海道矯正学校として割当指示済 刑務所収容者増員25,000人分外にフロン2500 双割当指示済

裏面白紙

281

割当 年月日	商工省に 対する 通帳番号	主務官庁	需要部門	割当品目							備考	
				布地 (坪)	毛布 (枚)	寝具 (枚)	暖帳 (枚)	被服 (着)	肌着 (着)	晒 (枚)		その他
23.8.10	243	法務庁	矯正院					18,000	4,500	600		矯正院収容者増員3,000人に対する被服並の入手費代用
"	"	"	刑務官用					15,000				刑務官増員分として割当不済
"	"	"	保護団体			1,800	200	8,000				保護団毎収容者4,000人
"	"	"	法務庁検査官				400					法務庁守衛官直用
23.12.20	519	"	刑務職員					20,000				新規増員5,000人分の制服
24.1.26	174	"	"					2,000				
"	"	"	刑務収容者		70,000							
"	"	"	少年監護収容者		20,000							
"	"	"	少年院収容者		10,000							
24.2.19	657	"	"	50,000								少年院法施行に伴う少年院施設費用として新規収容者分
"	"	"	少年監護所	100,000								少年院法施行に伴う少年監護所新施設費用
"	"	"	刑務収容者	200,000								刑務収容者
			計	700,000	100,000	800	600	268,000	54,500	20,600		
23.8.10	243	商工省	釜山製錬			10,000						釜山製錬所労働者の宿泊用
"	"	"	火力発電							2,700		九州、中国地区火力発電所後旧整地に従事した労働者に対する手拭代用(6,800本分)
"	"	"	石炭採掘				△5,000					
"	"	"	鉄鋼				△1,500					
"	"	"	電力				△1,000					
23.12.24	533	"	貸布田	200,000								日本貸布田商工会に属する貸布田業者の 再貸布田400,000枚の補修用
24.2.9	620	"	炭水産増産用	手拭40,000本 襪10,000本								
			計	200,000		10,000	7,500			2,700		
23.12.24	533	"	沖縄人連盟	10,000								リビ島島民による沖縄復興民政専用の慰問会用生地
23.9.18	320	"	23年度被服費 特別回収用					80,000				

裏面白紙

18

割当 年月日	商工部大 対する 通算番号	主務官庁	需要部門	割 当 出 目							補	考	
				布地 (延坪)	毛布 (枚)	履具 (枚)	蚊法 (延)	被服 (枚)	服首 (枚)	靴 (延)			その他
24.1.28	607		小笠原給養用		328								
			総 計	2202,486	537,553	210,940	33,850	1,483,700	408,380	19,900			
			昭和23年度公文書用衣料採給計画数 (第四次実施要領計画)	429,000	428,000	379,000	75,000	1,483,000	300,000	100,000			
[註]			従来より割当指示数量	1,408,350	353,179	207,300	33,850	1,175,350	276,180	79,000			
			残	3,279,650	748,227	171,700	4,115,000	3,076,550	23,820	21,000			



15

3.9
3/e
✓

18

予約注文方式を採用すべき業種の選定について

裏面白紙

(一) 指定生産資材の割当基準に競争生産主義を採用し、高効率企業に資材が集中し、割り当てられるように改めて行くことは、現下の経済情勢から見れば、必要であるが、その際各企業の競争力判定に政府自ら行うことは技術的にも極めて困難で、公平な結果を期し難く、且つ又天降りの企業合理化の感じを生ずるので政治的にも適当ではない。そこでこれに代るものとして、消費者の自由に表明された意思による選擇に基づいて割当を行ふこととし、予約注文制度を採用し注文を集めて未だ高に比例してその資材を割り当てることにするのがよいと思われる。何とせば、生産状況の好悪と金融の引緊めによって、最近では消費者の選擇能力は逐次回復されて来ているから、かかる制度によつて自由競争の原理を導入すれば、注文は自ら良質廉価な商品を生産するメーカーの許に集中し、企業の合理化が促進されること期待されるからである。

(二) 右の考え方によりこれからは予約注文方式を原則として割当を実施して行くことと考へてゐるのであるが、この方式を採用するためには消費者の選擇が適度に反映し得るといふ前提条件が必要である。従つて技術的事由から消費者の選擇を適度に把握し難い業種については、この方式をとり得ない。又産業政策的な考慮から、この方式による自由競争原理の全面的な採用とやの結果としての企業合理化を今直ちに行うことを不適当とする業種についてもこの方式はとり得ない。

(三) 右に述べたのは、天々の業種についての本質的な問題であり、その限りにおいては、予約注文方式は根本的に制約されるのであるが、その他にも、この方式を採用するためには、従来の割当方式をすつかり改めなければならぬので、そのための時間的調整を要する業種があり、これについても差当り予約注文方式の例外として取扱わなければならぬ。

(四) 従つて先づ第一次の予約注文方式を採用する業種は、本質的にも又技術的にも予約注文方式が比較的容易に実施し得るものと云ふことになる。勿論これは今後準備態勢の整備につれて逐次その範圍を拡大されるべきであつて、結局殆ど大部分の業種に近この方式が推し及ぼされることになるであろうが、第一次の選定においては、相当制限されるを得ないと思はれる。予約注文方式を採用する業種として先づ選定されたのは別紙の如きものであつて、その選定基準について既に述べた所を敷衍すれば次のような事になると思はれる。

- (1) 製品の品種・規格が多岐に渡り、予め需要に即應した具體的な生産計画を立てることが困難な場合、例えば注文機械の如く本来注文生産の形態をとる業種については、勿論予約注文方式によるべきである。
- (2) 消費者の選擇が適度に把握される業種であること。
- (4) 消費者に正常な選擇能力があること。即ち生産資材の如く消費者が経済人であつ

て恒常的に当該商品を需要する場合には、当然選擇をゆかせざるであらうが、日用品の如く消費者が一般に有るときは、宜しく他の商業政策（不正不当地手段によるものを含めて）により影響され易くその需要が浮動しがちであるのみならず、その選擇も理物に巧みに行うのが常態であるから嚴格な意味での予約注文方式が困難な日が多い。但し、かかる場合においても、或いは消費者の希望を代表するものとして販売業者の段階で予約注文方式をとることは可能を場合も相当であらうし、又時期を限って世論調査の如きを行って、それに基づいた需要傾向をとり入れると云うことも考へられるが、これも各業種毎に慎重に検討した上で実施されなければならぬ。

- (四) 消費者の数が比較的限られていること、需要部門が極めて多く、殊に一般にあり得るような場合には、直接消費者の予約注文をとることは、事務量の甚しい増加を来すことになるので（予約注文の正当性の確認等）、この方式は現在の所技術的に困難である。但しこのような場合においても、(4)に述べたような販売業者の段階で予約注文方式をとるか、或いは主要な需要部門についてのみ予約注文方式を採用し他は概ねその需要傾向に比例するものとして取扱うと云うようなやり方も可能であるが、その実施は各業種毎に慎重に検討した上の事でなければならぬ。
- (五) 当該業種の製品が概ね最終的に消費（工事業に使用し或いは輸出することを含む）される商品であること。何と云へば、中間的な生産物について今直ちに予約注文方式を採用することは、二段階に渡る注文を前提しなくてはならぬので、時間的調整の必要上実施が難しいからである。但し、特殊鋼の如き非規制物資については、この問題がないから、予約注文方式は可能となる。
- (六) 一つの割当資材から多種の製品が生ずる場合とか、生産工程の各段階において異なる生産物が生ずるような場合とかには、それそれの生産物に対する需要傾向が一致しない場合があり、当該メーカーの総合的能率を把握するためには、單純な予約注文方式にはより得ない場合がある。

- (三) 産業政策的な考慮からも自由競争原理による企業合理化を可とする業種であること。
- (4) 石炭、鉄鋼等の基礎的産業については、未だ生産は充分に回復せず、その健全な再建を図ることが先次である。即ちその生産活動は、別個の國家的見地から計画化され、合理化されて行かなければならぬのであるから予約注文方式にはより得ない。
- (四) 鉱業の如き原初的産業においては、その生産は天然資源の状態によって規定されるものであるから、予約注文方式にはより得ない。
- (四) 公団等による一歩買収制度が行われている場合には、予約注文方式はとり得ない。
- (五) 美術工芸品の如く特殊の技術が中心となる業種については、單純な予約注文方式にはより得ない。
- (六) メーカーが零細を極めて多数であり、その正規の割当量が實際の使用量の一部に

過ぎないような場合（雑貨工業等にその例が多い）には、別個にむしろ公平主義を
採用するとか、或いは協同組合による一括割当の方法による方がよい。

(イ) 予約注文方式は、各メーカーの品質向上の努力を要請し、更に生産コスト切下げ
の方向を促進することになるであらうが、反面販路は発注者に制限されるので、選
流クーポン方式の場合のように資材原単位が切下げの利益が直接的には出て来ない
とも考えられる。従って未だに生産状況が悪く単純な量の増産が先決問題として要
請されるような業種については、必ずしも適合しない場合も考えられる。併し乍ら
これも程度問題であり、生産状況の回復につれて品質、原価の要素が重要となって
来るのであるから、現在からそのような方向を推進指導するよう割当を行ひ、追
々完全な予約注文方式に移行して行くべきであらう。

(四) 以上の如き考慮の下に現在直ちに予約注文方式をとるべき業種が選定されているが、
この範囲は今後の研究と経験により急速に拡張されるべきである。但し、予約注文方
式と一概に云つても、すべての業種について必ずしも画一的な目的ではなく、要は消費
者の希望を反映させることが目的なのであるから、他の方式と併用される場合があり得
る。例えば予約注文と併行して選流クーポン方式によりその出荷の状況を考慮するとか
予約注文方式では企業間の競争の差による原料が充分に表れぬ場合において、これに併せ
て別の資料により主務官庁が判定した品質、コスト等の要素をとり入れてその傾向を大
介して行くことがあられる。

(五) 予約注文方式採用の結果として企業の合理化が促進されることは、その目的とする処
である。従つて注文の集め方が余り少ないメーカーについては一挙にその割当を停止
する措置をとつて、その合理化を促進することが考えられる。その場合の限度について
は、各業種毎にその実情と合理化の必要度によつて定められるべきであつて、一概にこ
れを云ひ得ないが、何分にもドラステイックな措置であるから、何人の目にも尤もと思
われるような顯着な開きが現れぬ限りこれを行うべきではないと思われる。

附

表

一 注文生産方式を適当とする業種別門（未尺稿）

業種名	平均 生産 数量	業種名	平均 生産 数量
自動交換機	八〇	自動交換機	八〇
有線通信用測定器	七〇	有線通信用測定器	七〇
通信用計測器	八〇	通信用計測器	八〇
水門鉄塔	四一	水門鉄塔	四一
風水力機械	六〇	風水力機械	六〇
製鉄機械	四〇	製鉄機械	四〇
鉄骨橋梁	四九	鉄骨橋梁	四九
蚕糸機械	四六	蚕糸機械	四六
気機薬品	三八	気機薬品	三八
炭素電極	三八	炭素電極	三八
精煉炭鉛及び人造炭 鉛（固定炭炭分八分 以上）	二八	精煉炭鉛及び人造炭 鉛（固定炭炭分八分 以上）	二八
手動交換機	七〇	手動交換機	七〇
搬送電信装置	二〇	搬送電信装置	二〇
管状機械	六〇	管状機械	六〇
送車機械	六二	送車機械	六二
磁石機械	五〇	磁石機械	五〇
鍛冶機械	三八	鍛冶機械	三八
紙維機械	七五	紙維機械	七五
田植機械	六六	田植機械	六六
二硫化炭素	四〇	二硫化炭素	四〇
工一テール	六	工一テール	六
炭素	一四八	炭素	一四八
無線通信機	八〇	無線通信機	八〇
ラヂオ受信機	八〇	ラヂオ受信機	八〇
体用キヤンボット	八〇	体用キヤンボット	八〇
造船機械	四八	造船機械	四八
化学機械	五二	化学機械	五二
土木機械	二六	土木機械	二六
食糧機械	六一	食糧機械	六一
流一此音速	六五	流一此音速	六五
天線マクノンウム	三〇	天線マクノンウム	三〇
ポンチコークス	五四	ポンチコークス	五四

金	五	ステンロイ	五〇
新車用自動車	七五	ゴムベルトコン	三〇
イヤテエーブ	三〇	ベヤール	三五
工業用車製品	三〇	特殊鋼	二五
鋳鉄	五〇	フエロアロイ	五〇
鋳鋼	九〇	特殊鋼管	八八
光鉄電線鉄	三〇	特殊釘	八九
新車用自動車	七五	新車用自動車	七五
イヤテエーブ	三〇	イヤテエーブ	三〇
工業用車製品	三〇	工業用車製品	三〇
鋳鉄	五〇	鋳鉄	五〇
鋳鋼	九〇	鋳鋼	九〇
光鉄電線鉄	三〇	光鉄電線鉄	三〇

一 炭素クイボン方式その他により需要者の
 二 反映するのを適當とする業種部門
 (未定稿)

伊 茨 洋 油 電 信 用 電 線 電 信	伊 茨 洋 油 電 信 用 電 線 電 信	伊 茨 洋 油 電 信 用 電 線 電 信	伊 茨 洋 油 電 信 用 電 線 電 信
三〇	二〇	三〇	三〇
鉄 線	鉄 線	鉄 線	鉄 線
三三	三〇	三三	三三
ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布
八〇	八〇	八〇	八〇
ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布
三〇	三〇	三〇	三〇
ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布	ス ス フ 織 布
三〇	三〇	三〇	三〇

能率

二 個別的不測と基準とを定し商工省で測当量を決定するのを適當とする業種部門
 (未定稿)

炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業	炭 鉄 業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

329
31d

昭和23年度主食供出履次と重要産業汚務者に対する
時配物資の年間一人当配給数量比較

(単位五五物折当)

物資名	単位	主 食		総数量	一人当	総数量	一人当	軟 鋼		化学肥料		一般家庭	
		数量	消費量					上期	下期	上期	下期	上期	下期
米	千石	16,991	1,428	14,563	1.428	1,599.9	2.87	2.38	2.18	1.1	1.1	1.1	1.1
小麦	千石	4,983	0.42	1,599.9	0.42	3,436.9	0.77	2.96	2.80	1.1	1.1	1.1	1.1
大豆	千石	2,774	1.90	725	1.90	1,930.4	3.82	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
雑穀	千石	11,435	10.0	925	10.0	4,562	4.56	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
食油	千石	2,735	0.23	1,930.4	0.23	3,822	3.82	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
食塩	千石	3,465	0.38	2,518.4	0.38	4,562	4.56	2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
砂糖	千石	200	0.017	148	0.017	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
茶	千石	400	0.435	100	0.435	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
紙	千石	-	-	12,652	-	24,880	24.88	8.14	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
布	千石	141,820	1.30	49,600	1.30	8,600	8.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
炭	千石	821,122	6.0	86,000	6.0	144	14.4	40	40	40	40	40	40
煙草	千石	154,266	1.38	269,730	1.38	531	5.31	-	-	-	-	-	-

- (備考) 1. 主食対象人口は農家一戸当家族人数2.544人(農林統計による)として推定した。
2. 衣料品の鉄鋼、化学肥料汚務者年間一人当配給基準は前年甲2.4英、乙1.8英、後者甲2.2英、乙1.6英にして都市との比較上、これを夫々の係数、作業手袋として推定した。
3. 炭数に対する外國埋率はパイプ埋率を含む。
4. 布、煙草の一人当配給数量は月当の基準量である(但し一般家庭は半期分とする)

昭和24年度第一、四半期人絹糸規格別明細

24.3.10 E.5.8

種別	品名	規格	番手	枚数	製品量	用途	主要官庁
産業用	輸出品	絹糸	40D	60,000		高級軍需	海軍省
輸出品	輸出品	絹糸	40D	14,900,000		高級軍需	海軍省
輸出品	輸出品	絹糸	40D	5,000	1,236		
				20,000	2,923		
				20,000			
				5,000	544		
				3,000			
				10,000			
				49,000			
				100,000			
産業用	絹糸			15,500		帽帯及び折扇	海軍省
輸出品	絹糸			3,000	877	旗	海軍省
輸出品	絹糸			8,000	296	船内カーテン	海軍省
輸出品	絹糸			3,000	104		
産業用	絹糸			8,000		(27年及28年用)	海軍省
輸出品	絹糸			740		37年用	海軍省
輸出品	絹糸			4,260	1,245	37年用	海軍省
輸出品	絹糸			3,000	877	37年用	海軍省
輸出品	絹糸			16,000			
産業用	絹糸			40,000	9,708	37年用	海軍省
輸出品	絹糸			14,200			
輸出品	絹糸			3,600			
輸出品	絹糸			200			
輸出品	絹糸			500	121		

3.25.
325

189

20

裏面白紙

29

(三四三一一)

191

経済統制の廢止縮小に關する件

一 指定生産資材割当事務

- (一) 現在の如き嚴格な全面的統制は必要已むを得ない品目に限定し限られた行政能力を、それに集約して強力な統制を実施する方針の下に
- (二) 需給関係が略均衡を取り戻した物資、(例えは塩酸、晒粉、床板)
- (三) 一部重要部門の需要を充足すればよい物資(例えは重要非鉄金属製品)

(四) 物資の性質上その統制が技術的に極めて困難な物資(例えは一部皮革)等については、この際統制品目の整理を行い、

全面的解除の四品目及び一部解除の二品目を選定してその整理を速かに行うよう自下手続を推進している。尚且に伴い價格統制についてもその簡素化を考慮する。

(二) 現在の物資割当の方法である立案から実施の最末端まで悉く政府自ら行う方針を改め、割当証明書の記入、発送、集計整理等の如き機械的補助事務は産業団体に一任する方法をとる。

尚、小規模事業者の構成する協同組合に対して認められてゐる一格割当の制度の適用範囲を更に拡大する。

二 生活必需品物資統制事務

- (一) 現在指定既給物資となつて居り未だ法的統制に移行してゐない日用品で需給状態の好転したものを(塵紙、鍋、釜、電球、洋傘等)は指定既給物資より除外し、既給統制を行はない旨を明確にする。
- (二) 薪類については、六天消費地に出荷されるものを除き現行特別合許買取制を廢止し、切符制による既給統制を実施する。

(三) 水産物については價格及び配給統制の品目整理を行い尚價格統制の方式を簡素化する。

(四) 蔬菜については出廻期の出荷の状況及び将来の見透しを検討し、た上で價格統制を全廃すると共に消費地における配給統制を廃止する。ことに考慮する。

三、建築統制事務

指定生産資材を緊要な用途に確保するため、不急不要の建築を制限することと目的とする臨時建築規則の本来の趣旨に鑑み、料飲店等の不急不要の建築及び一定規模を超える住宅の建築は現行通り臨時建築規則により嚴重に抑制禁止し、右の一定規模以下の住宅及び産業建築は臨時建築規則の適用外として指定生産資材割当規則による資材統制に一元化する。ことにより、平穏を簡素化し、緊要な建築の促進を図る。

四、輸送証明事務

重要物資の輸送証明制度は、出荷証明書の発給取締等の事務能力に限度があるため却つて正常な物資の流通を不円滑にしていり、面があるに鑑み、重要物資輸送証明規則を廃止して、主務官庁の発行する割当証明書を根拠とする荷送人の承認責任制により、直に物資の輸送を行ふことのできるものとする等の方法に改める。

五、物價統制事務

(一) 本年七月廃止予定品目で決定の際除外されたものについてはその撤廃を要望する。(約一〇〇品目)

(二) 一及び二による物資配給統制廃止品目の^{増加}整理と睨み合せて價格統制品目の整理を更に一段と推進する。(例、^{鋼、水銀、塩酸、脚粉、重曹、塗料その他化学工業製品、砂利、砂類等})

経済安定本部訓令第 号

経済安定本部令第十五條の規定により、輸出品生産用資材等確保要領を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

経済安定本部総長 吉田 茂

輸出品生産用資材等確保要領

第一條 この要領は、我國経済の現状に鑑み、輸出品の増産を図るため、輸出品の生産に必要資材及び動力の迅速調用を期し、且つ、その環物化を促進することを目約とする。

第二條 輸出品の生産に必要資材及び動力は、其の需要に優先してこれを割り当てられなければならない。

第三條 経済安定本部は、毎期の物資供給計画に定める「輸出品」の大枠の中において、計画的生産を要する輸出品（莖葉的生産資材、船舶、車輛、大型機械、鐵道等）の輸出品の生産の妨げに大量の資材を要し、或いは国内物品の生産との関係上特に緊要の生産に必要とするものをいふこと及び右以外の輸出品の中期前々その輸出が確保と見込まれるものの所要資材割当量を特例し、且つこれと均等のとれられ石炭及び電力の割当計

2.14
10~4

193

画を組むとともに、その他の輸出品へ当該期間の履行中において新に輸出が確定したものを念むことの所要資料については、輸出確定次第その数量の中から随時割当を行ひ、且つ石炭及び電力もこれに準じて「輸出品保留」の枠からの機動的採行を行つて、輸出品の遂行に努めるものとする

前項によるもなお資料の不足を生じるときは、経済安定本部は、輸出品生産業者の主要官廳へ以下主要官廳と云ふことの要請に應じ、毎割当期毎に各資料及び動力の消費別に必要な数量の限度内において、当初の輸出品割当の枠を越えて随時追加割当を行ひ、以て輸出品生産の円滑化を図るものとする。この場合の追加割当については、次期の割当に於いて、これを調整する

第四條 前條による各主要官廳割当の範囲内において主要官廳が当該輸出品生産業者に対して行う資料及び動力の割当は、貿易總局が輸出確定通知がより次第、原則として左の各号に依つてこれを執行せしめなければならない

一 当該輸出品の発着者が特定し、生産業者の職名を希望するときは、その生産業者の生産能力を越えない限り全面的にこれを割り當てる

二 当該輸出品の発着者において、生産業者の特定特別の希望があり、場合においては、製品の品質とその生産原価を特に考慮し、契約価格の範囲内で良質の製品を生産することが可能を生産業者に対して集中的に割当を行ふ

第五條 主要官廳は、必要がある場合には、経済安定本部の承認を得た基準に依り、輸出品

の生産用の主要資料につき、工場割当により生産業者の割当をすることができ、

第六條 前二條により輸出品生産業者が割り當てられた資料及び動力の現物化を確保する

ため、前條関係の通過してゐる資料及び動力を経済安定本部が別に指示するものについては、輸出品生産用のものは最後発許文として取扱ひ、当該資料又は動力の生産業者又は取買業者は、此の注文又は予約に実行してこれを供給することを要するものとする

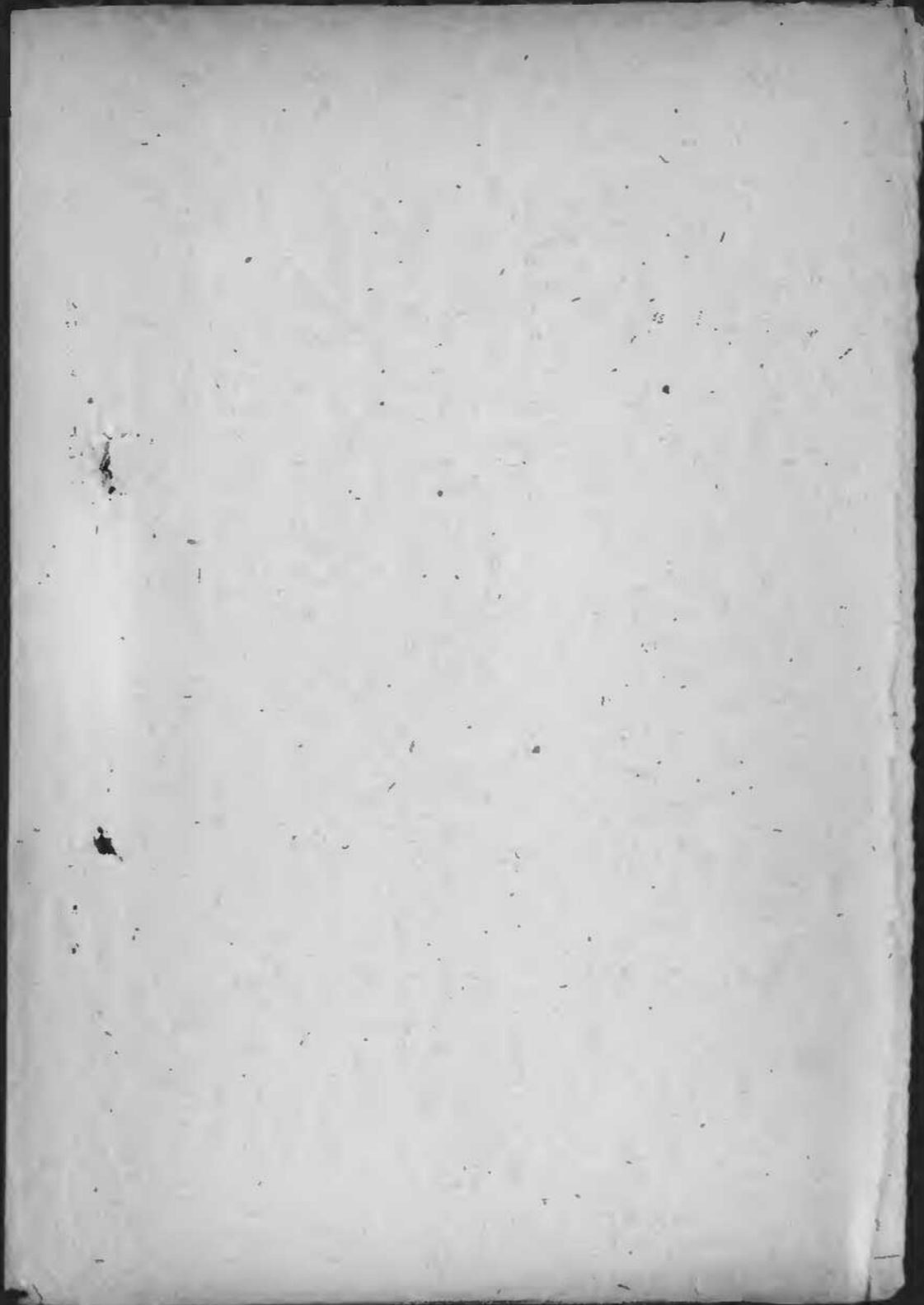
第七條 又当該資料及び動力の割当証明書の有効期限については、現物化を阻む特別の事情があるときは、随時手続でこれを延長し得るよう改めるものとする

前項の措置を実施するため、主要官廳は、所要の法令を制定することを要する

第七條 主要官廳は、輸出品生産業者が輸出品生産用として入手し得る資料及び動力を適正有効に使用するよう指導監督するものとし、不正不当の使用に対しては、厳格な正指導を講じなければならない

第八條 主要官廳は、輸出品生産業者の資料及び動力の割当現物化実績、輸出品の生産及び出荷実績等資料及び動力の割当後における入手使用の状況を常に明確に把握し、経済安定本部の指示するところを依り、貿易總局を経由してこれを経済安定本部に報告しなければならない

前項の措置を実施するに必要あるときは、主要官廳は、所要の法令的措置をとるものとする



3.145
325

195

昭和二十三年度決算活炭給付率の概算明細表

種別	総炭給付量 (千度)	一人当り炭数	一般消費用途 炭給付量(千度)	一般消費用途 一人当り炭数	(A)の比率
銷	57,142.718	0.715	16,542.718	0.207	13.8
ノ	12,315.521	0.154	22,315.521	0.154	14.3
炭	4,612.212	0.056	4,612.212	0.056	3.8
釘	15,354.851	0.192	15,354.851	0.192	12.9
此	13,923.407	0.174	13,923.407	0.174	11.6
鋼	4,195.237	0.052	4,195.237	0.052	3.4
鉛	979.033	0.012	979.033	0.012	0.8
人	22,183.145	0.275	22,183.145	0.275	18.4
炭	5,485.729	0.067	5,485.729	0.067	4.5
炭	5,245.073	0.065	5,245.073	0.065	4.3
炭	10,119.961	0.126	10,119.961	0.126	8.6
炭	1,544.472	0.015	1,544.472	0.015	1.0
炭	7,135.500	0.088	7,135.500	0.088	6.0
炭	526.000	0.006	526.000	0.006	0.4
炭	292.141	0.003	292.141	0.003	0.2
計	161,065.000	2.00	124,475.000	1.492	100

注. 一般消費用途炭給付量はリニク及び一般消費者用炭給付量 42,580.000 千度を差引
いたりので炭炭物, 炭炭用, 炭炭用及び公共炭炭用のものを示す。

(1)

昭和二十四年度衣料品供給計画の繊維別明細表

繊維別	リントク及浴槽用 供給数量(年度)	一般消費用(A) 供給数量	一人当り変換	(A)の比率
綿糸	(6045000) 38,682,000	(34,988,900) 8,178,000	0.423 0.099	28.5 6.7
スワース糸	400,000	(5,945,000) 3,803,520	0.072 0.046	4.8 3.2
梳毛糸		(3,000,000) 4,050,000	0.038 0.049	2.4 3.2
紡毛糸	1,000,000	14,680,000	0.177	11.4
生糸		(4,400,000) 2,614,030	0.058 0.032	3.5 2.2
絹紡糸		2,970,000	0.036	2.5
細糸		880,000	0.010	0.62
人絹糸		(2,968,300) 8,718,000	0.036 0.105	2.4 7.1
麻糸		3,662,150	0.045	3.1
雑紡糸	600,000	4,857,000	0.058	3.9
ワラ紡糸		6,520,200	0.079	5.4
藍絨織糸		946,200	0.011	0.62
絹織糸		10,208,500	0.124	8.4
絹織糸		144,800	0.001	0.06
計	(6,045,000) 40,682,000	(51,303,200) 72,235,820	0.62 0.87	
総計	46,727,000	123,539,020	1.449	100

註 (1) 一般消費用供給数量はリントク及び一般消費用供給数量を差引いたものである
産物、乳児用、救済用及び公営業所用のものを示す。
(2) ()内は輸入品量との国内供給率を示す。

(2)

24

昭和二十四年度第一、四半期 実用油脂配当表 (単位 吨)

24. 3. 15
E. 5. B

主務官庁	用途	大分類	中分類	割当量	① 芝麻 仁油	② 桐油	③ 菜油	④ 大豆油	⑤ 芝麻 子油	⑥ 桐子油	⑦ 桐子油 他油	⑧ 桐子油 他油	豚油		其の他	備考	
													長順	折子			
分解炭化 一般工業	分解炭化用	化学工業	油脂製品	9000							△ 620	○ 620 △ 2600	670	4300			
商工省生活 物資局	塗料用		塗料	(300) 1,750	180 870	(100) 520	(40) 275		40				(80) 45				油用炭化 手給分2等玉
	皮革用		皮革	200			10						190				
	ゴム		ゴム製品	100			90		10								
	アレーキ油等 塗料用		油脂製品	200	24	27	65	15	5	34		10	20				
	鉛筆給具等 文具用	生活用品	教育文化	180	3	100	49		7	2		3	16				
	漆器提灯 家庭用		日用木製品	12		8	4										
	化粧品		日用化学製品	50			35		15								
	リリコム用 其の他			120	100	2	10	3	5								
鉱山局	切削油 其の他	石油	石油精製	180			70	25	10	2			72				
	押練圧延用	金属工業		75			60		15								
	レトルト コンデenser用	鉱山精練		8			5		3								
鉄鋼局	鋳造金 冷圧等	鉄鋼	180			30		10				140					
石炭庁管理局	カーボン 柔軟用	瓦斯 ガス	瓦斯	15			7							8			
資材局	油滑	石炭		1						1							
商工省電気 通信技術局	通信機材用	絶縁機材 切削等	電気通信機材	130	10	16	90	2	10	2							

裏面白紙

主務官庁	用途	大分類	中分類	割当率	① 重油 に油	② 桐油	大 工 油	五 官 油	米 油	③ 芥 子 油	④ 桐 油 油	⑤ 桐 油 油	魚 油	部 品		其 他	備 考	
														長 質	林 香			
商工省機械局	鋸型子、枕木 切削、焼入			662	160	92	27	27	50	18			40					
" 電力局		電力		4			4											
" 化学局	研磨布紙 耐火煉毛用	寒 業	其 の 他	25	4	4	10		7									
"	電 極 用	化学工業	専 運	8	8													
" 織造局 (生活物資局)	織造油剤 中 性 油	織造工業 (化学工業)	(油脂製品)	1452			120		55	322	0.45 △380	0.100	50		420			
" 生活物資局	印刷ワニス 新聞インク	化学工業	油脂製品	100 300	0.00 0.300													
" 織造局	加工紙	紙及紙	加工紙	40		20	10	1	5	4								
特別資材部	進駐軍用	進駐軍用		15	5	2	3	1				0.5						
農 林 省	農 薬 用	化学工業	農 薬	170			90	10				0.15	50	5				
	温 床 紙	紙及紙	加工紙	180	55		95						30					
	漆木馬用	林 業	木 材	50		15	5	30										
	生糸製絲用 紙天幕	織造工業	蚕 糸	24		1									9	14		
	合羽絹滑	水 産		24	4	10		5					5					
"	蹄油等	畜産業		30			5	12	13									
運輸省鉄道総局	油脂工場 ポンプ油	化学工業	油 糧	30			30											
" "	屋根布 跡布焼入等	陸 運	国 鉄	190	72	38	50		10				20					
" 陸運管理局	屋根布 鋸型焼入	陸 運	私 鉄	25	3		12		10									
"		"	小運送	25			15		10									

(2)

裏面白紙

主務官庁	用途	大分類	中分類	引当量	亞麻油	桐油	八三油	玉蜀黍油	大落油	菜子油	芥子油	桐油	菜油	穀油		其	
														菜油	芥油		
運輸省鉄道局	機械油用			25		4	15		6								
海運総局	ハット 防水布 其の他	船舶 海運		80	10	30	25		5				10				
海上保安庁 保安局	カバード用 防水ロープ			4			2		2								
大蔵省専売局	温床紙及び 印刷用インク	官公需		50	20	10	20										
厚生省薬務局	医薬品用	衛生用品	医薬品用	350			126		10	50	0.5 △20	0.18	10		30	(桐油 10) (菜油 6)	
貿易庁輸出局		輸出用	輸出用 原料	150	10	30	80		5	12			6	7			
文部省教育 施設局	試験研究用	官公需	文部省	15	1	1	6	1	3	1		0.1	1				
大蔵省印刷局 造幣局	印刷インキ 靴皮切削		大蔵省	150	148		1			1							
建設省	一般工業用		建設省	6			4		2								
逓信省資材局	炭酸紙及び 録音盤		逓信省	35		5	26		1	3							
商工省総務局			商工省	80	5	5	21	19	10				15	5			
農林省総務局			農林省	12	1	6	4								1		
厚生省			厚生省	12	2	2	8										
			一般工業計	7,860	1,995	1,050	1,962	160	300	470	0.50 △400	0.152 △142	645	50	465	21	
			採 苗	140	5	-	98	-	-	-	-	0.8 △-	20	-	-	9	
			合 計	8,000	2,000	1,050	2,060	160	300	470	0.50 △400	0.160 △140	665	50	465	30	

15.

3.14
31 C
v

主食労働加配対象職種判定基準案

(昭和二十四三—五)
経済安定本部

加配対象職種判定の基準を左記の通り定めるが同じ職種でも業種・作業環境・取
扱うものの大・小等により労働強度に相当の差異があるので交付機関は加配主食の作
業種類別(職種別・労働強度別)配分を擬定する場合は予めその実態を把握するよう
に努めること。

なおこの判定基準によつて甚しく不合理を生ずる場合は配給庁は交付機関・業種が
管庁の意見に基き原案を作成し経済安定本部の承認を受けるものとする。

尚配給庁は右の原案を作成するに当り地方初等試験研究協議会の意見を徴すること

記

主食労働加配対象職種

基本が策定した労働加配主食配当計画に掲げる中央指定業種及び労働加配主食配当
配給別実施要綱六による地方指定業種において筋肉労働を主とする職種であつて次に

3.27.
10~4

添給る加配対象職種判定の甲基準又は乙基準に適合する職種を加配対象職種とする。各業種とも甲基準の適用を受ける。乙基準に適合した業種は当該基準に記載してある事項だけについては甲基準の適用を受けないが、その他の事項については甲基準を適用するものとする。

一 甲基準

(1) 事務職員

事務員、タイピスト、電話交換手、その他事務職員は加配対象職種としない。但し工場事業場の現場の電話交換手は深夜勤務した場合に限り一級勤目として加配する。

(2) 福利厚生施設に伴う従業員

左の職種に限り加配対象とする。

(1) 医務関係

深夜又は夜勤勤務した場合のみ一級勤目として加配する。

(2) 保育所関係

保育士は加配対象とする。

(3) 主食配給所関係

主食の代位配給所及び之に準ずる業務を営んでいる場

合その労務者

(1) 現場給食関係

現場給食又は寄宿舎制度等とついている場合その食料の加工及び炊事関係労務者

(2) 炭坑兼関係設備者

専従労務者のみ加配対象とする。

(3) 作業物資修理工

現場作業員の数に修理、補修及び洗濯の労務者

(4) 運搬関係

運搬労務に専従している労務者は加配対象とする。

(1)乃至(4)に掲げる以外の消費組合、寮、クラブ、日用品修繕所、理髪(バーマ)所等々の福利厚生施設に従事する労務者は加配対象としない。

(3) 現場職員、現場監督、技術研究職員

身分が職員であるだけで加配対象労務者(工員)と同率若くはそれ以上の所内労働に従事している者は加配対象とする。

但し程度の所内労働とする技術現場職員、現場監督及び試験研究のため調査研究に従事している技術研究職員を除く。

(4) 雑役

作業現場において相当程度の筋肉労働に従事している者は加配対象とする。
但し作業現場における小使、給仕、程度の軽労働者及び事務担当者等現場におけ
る者は加配対象としない。

工場等実働現場の工しヘーター運轉手は加配対象とする。

(5) 守衛 (警備員)

立降、警備の如何を問はず、守衛 (警備員) は深夜勤務又は夜勤勤務した場合
のみ一律休日として加配する。

(6) 其の他

記録工、検査工、試験工 (実験工) 分派工、園工 (青島園工、軍用化学工、軍
用、園芸師と含む) 及び配線工程度の度量衡工 (計量士) は原則として加配対
象としないが受配対象労働者と同程度以上の労働に従事する場合 (例へば環境
工) は加配対象とする。

ニ 乙 基準

(1) 石炭鉱業、亜炭鉱業、金山採炭業、石油鉱業及び石灰石採取業
坑内における従業員はその職種の如何を問はず加配対象とする。

(2) 国鉄及び鉄道軌道

駅長、助役、予備助役 (但し列車扱は除く) 区長、支区長は加配対象としない。
鉄道通信交換手は特に加配対象とする。

(3) 港湾荷役

昼間勤務の守衛 (警備員) も特に加配対象とする。

(4) 海上保安庁現場職員

保安、灯台、管船及び補海事業に直接従事する職員並びに附帯施設工場におけ
る労働者のみを加配対象とする。

海上保安通信職員は特に加配対象とする。

(5) 通信従業員

(1) 郵政省、電通信、日本放送協会の電信電話及び放送通信関係の現場技術者及
び交換手は特に加配対象とする。

(2) 郵政省、電通信の集金員、外勤監視員、土地測量員、日本放送協会の放送員、
調査員、集金員は外勤日のみ加配する。

い) 郵政省 電通省関係の通信従業者中、訓練所教官、計算手証拠書類振分作業員、窓口事務従業者は加配対象としない。

(6) 紙幣印刷

紙幣及び政府証券、証紙類の検査工は特に加配対象とする。

(7) 水道事業 電力供給業及びガス供給業

電力及びガス供給業の検針員、集金員並びに水道事業の水配係員、監視員(量水器及び水道使用状況の監視指導、集金家庭用水栓の小修理、水源地の監視)は加配する。

(8) 保健肉保業者

電力供給業の交更手は深夜又は徹夜勤務した場合のみ一律休日として加配する。
保健所、国民保健及び市区町村の保健婦及び保健所駐在の栄養士が外勤せる日のみ加配する。

(9) 病院

い) 一般病院

内の二

病床十以上の病院、診療所及び検疫所の従業者であつて徹夜又は深夜勤務した場合のみ一律休日として加配する。(但し会計係、庶務係等の事務職員を除く)

(ロ) 特殊病院

昼間勤務に対しては加配する。

癩、及び結核……………全従業者

精神病院……………事務職員を除く従業者

(ハ) 公衆衛生事業

清掃関係……………屎尿関係及び塵芥関係の直接従業労働者のみを加配対象とする。

(ニ) 新聞関係労働者

指定新聞社の新聞印刷に従事する労働者及び発送労働者並びに新聞配達労働者のみを加配対象とする。

(ヘ) 職業補導

職業輔導生及び現場輔導職員（その加配職種の判定基準は一般基準による。）

(13) 賠償工場管理労務者

保守及び守衛（警備員）のみを加配対象とする。

守衛（警備員）は昼間勤務に對しても特に加配する。

(14) 肥料配給公団

配給労務者のみを加配対象とする。

(15) 経済調査庁現場職員及び煙草及び密造酒監視現場職員

調査員又は監視員であつて調査のため外勤した日のみを加配対象とする。

(16) 警察官吏

(イ) 署長、警務係、会計係及び鑑識係を除いた警官であつて、外勤を常態とする

ものが外勤した日のみ

(ロ) 警察通信現場員

(ハ) 麻薬取締員が外勤した日のみ

(17) 刑務所関係現場職員

(1) 刑務所

看守、正、副看守長を含む及び法務府技官の中の非
業の技官のみを加配対象とする。

(ロ) 少年院及び少年観護所、法務府技官（従事輔導と称した職務を行うもの）のみ
加配対象とする。

(18) 炭炭観測員

(イ) 高山観測所以外の観測所は観測員にして昼夜勤務又は徹夜勤務せる場合のみ
一律休日として加配する。

(ロ) 高山観測所及び定炭観測の場合、全従業員の昼間勤務に對しても加配する。

(19) 國土測量現場職員

調査乃至測量のため外勤した日のみ加配する。

(20) 消防官吏

消防現業庁における左の職種は加配対象とし得い。通信技術関係者を除く警務、
係及び税務、総務部係、予防部係、但し予防部の調査、指導及び外事係は外勤し
た日のみ加配する。

(21) 寒天原産及び真珠採取

採取の海産物以外に、船頭、操縦者、乾燥係、荷造係、倉庫手等生産に直接関係ある労働者を加配対象とする。

(22) 日雇労働者

中央指定業種及び地方指定業種に就労した場合のみ加配対象とする。

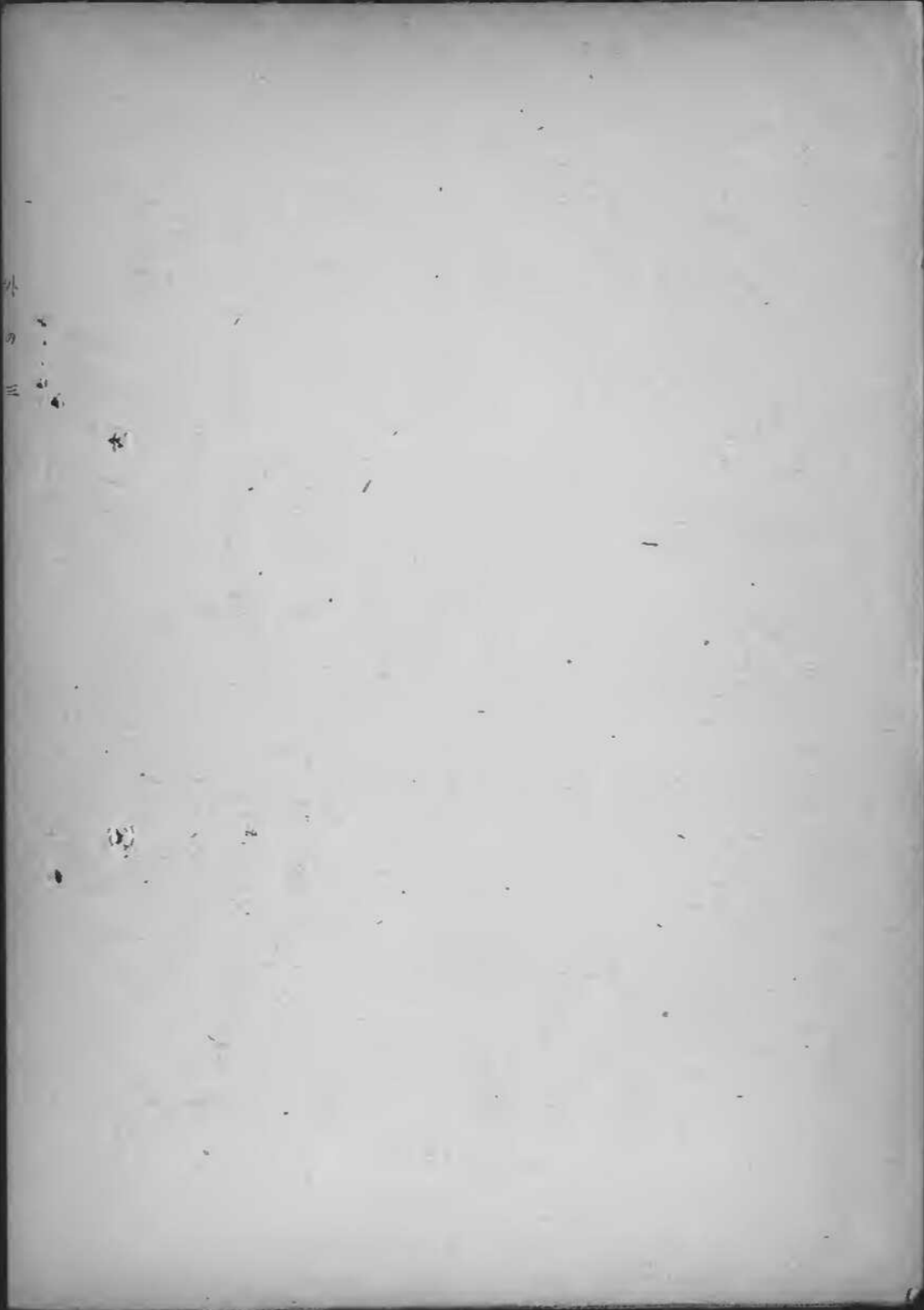
附

当該業種の最終生産品の生産に直接関係のない附帯施設に従事している労働者に対する加配についての取扱

○ その附帯施設がその工場事業場用のみならず一般にその施設を利用させたり、或はその生産物を販売して営利の目的に供することとを常態とする場合はその業種に属せしめ、その附帯施設が本系所屬すべき業種として加配する。

例えは炭鉱の発電所、製煉所及び修理工場、製材工場、燃料工場、鉄道、港、

船舶関係の諸施設のような附帯施設がその炭鉱用のみ利用しているのならば、一般にその施設を有料で利用させたりその生産品を販売して営利の目的に供することとを常態とする場合はその附帯施設は石炭業に属せしめ、その附帯施設が本系所屬すべき業種へ電力供給業、機械工業、製材合板業、加工炭工業等々として加配する。



外
の
三

昭和24年度炭鉱労務者向物資割当計画(案)

24.3.15 生活物資局 E.S.B.

品目	單位	能率炭鉱						計	非能率炭鉱						計	総計
		上半期			下半期				上半期			下半期				
		1/2	3/4	小計	3/4	1/2	小計		1/2	3/4	小計	3/4	1/2	小計		
作業衣	反	320,160	306,820	626,980	346,840	360,180	707,020	1,324,000	15,840	15,180	31,020	17,160	17,820	34,980	66,000	1,400,000
綿織物	反	100,820	96,400	197,220	109,200	113,400	222,600	420,000	-	-	-	-	-	-	-	420,000
メリヤス	反	42,000	40,250	82,250	45,500	47,250	92,750	175,000	-	-	-	-	-	-	-	175,000
タオル	本	173,680	185,610	359,290	209,820	217,870	427,690	807,000	7920	2,570	10,490	8,530	8,910	17,440	33,000	840,000
靴下	足	84,000	80,500	164,500	91,000	94,500	185,500	350,000	-	-	-	-	-	-	-	350,000
手袋	双	256,000	237,000	493,000	274,000	283,000	557,000	1,047,000	24,000	23,000	47,000	26,000	27,000	53,000	100,000	2,000,000
地下足袋	足	648,000	621,000	1,269,000	702,000	727,000	1,429,000	2,700,000	24,000	23,000	47,000	26,000	27,000	53,000	100,000	2,800,000
石炭	箇	3,261,760	3,145,020	6,406,780	3,555,280	3,691,980	7,247,260	12,670,000	94,800	90,850	185,650	102,700	106,650	209,350	395,000	14,069,000
煙草	本	37,340,000	37,720,000	75,060,000	42,640,000	44,280,000	86,920,000	164,000,000	2,400,000	2,300,000	4,700,000	2,600,000	2,700,000	5,300,000	10,000,000	174,000,000
砂糖	匁	288,000	276,000	564,000	312,000	324,000	636,000	1,200,000	-	-	-	-	-	-	-	1,200,000
食用油	匁	76,800	73,600	150,400	83,200	86,400	169,600	320,000	-	-	-	-	-	-	-	320,000
キマラメル	匁	356,400	341,500	697,900	386,100	400,950	787,050	1,485,000	-	-	-	-	-	-	-	1,485,000

備考; 上記計画表作成の計算基礎は次の如し

(1) 昭和23年度の賃銀協定の能率は上期5.9%下期6.6%平均6.3%である。

本年度42,000,000の出炭目標達成を目途として協定能率より労働強化率を次式の如くみる。

$$\frac{42,000,000}{1.2} \div 6.3 = 556,000 \quad 556,000 \div 500,000 = 111.2\%$$

(昭和23年度)

従つて24年度の物資割当を23年度総量の112%増とした。但し砂糖、キマラメルは昨年度と同程度とし酒、煙草については別に定めた。

(2) 非能率炭鉱以外の基準量を鉄鋼その他の重要産業並とし(1)より控除し、他の全部を能率炭鉱向割当とした。

(3) 期別割当は(%)24% (3/4)23% (1/2)26% (1/4)27%

計100%として概ね出炭計画に添するほうとした。

(参考) 之を昨年度一人当り配給量と比較すると次の通りになる。但し24年度分は出炭計画人員508,000より非能率炭鉱32,800を控除した475,200となる。

	23年度	24年度
作業衣	2.9	2.81
綿織物	-	0.88
メリヤス	1.98	-
靴下	0.86	-
手袋	0.19	-
メリヤス	-	0.27
タオル	2.1	1.72
靴下	0.68	0.74
手袋	3.86	4.0
地下足袋	5.03	5.68
石炭	25.3	28.8
食用油	0.57	0.58

最近三ヶ年間に於る民生用衣料品配給計画

E.S.B. 衣料数

品名	供給数量			一人当封込数			一般消費者用供給数量(A)			一般消費者一人当封込数			A)の比率		
	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案
綿糸	43,634,000	52,142,718	(20,000,000) 46,880,000	0.56	0.715	(0.242) 0.568	27,741,000	16,562,718	(13,855,000) 8,178,000	0.35	0.207	(0.190) 0.099	27.5	14.4	(13.6) 8.0
スフ糸	13,234,000	12,315,521	(20,000,000) 4,203,500	0.17	0.154	(0.024) 0.051	13,234,000	12,315,521	(20,000,000) 3,803,500	0.169	0.154	(0.024) 0.046	13.2	10.7	(9.5) 3.7
梳毛糸	9,093,000	4,412,212	(3,000,000) 4,050,000	0.116	0.056	(0.036) 0.049	6,718,000	4,612,212	(3,000,000) 4,050,000	0.087	0.056	(0.036) 0.049	5.9	3.9	(2.94) 3.9
人絹糸	7,254,000	22,183,145	(3,000,000) 8,918,000	0.094	0.225	(0.036) 0.106	6,553,000	22,183,145	(3,000,000) 8,918,000	0.074	0.225	(0.036) 0.106	6.0	19.1	(2.94) 8.5
麻糸	8,717,000	5,485,729	3,667,150	0.111	0.067	0.045	2,581,000	5,485,729	3,667,150	0.033	0.067	0.045	2.7	4.6	4.58
紡毛糸	21,815,000	15,354,851	15,680,000	0.29	0.192	0.187	13,915,000	15,354,851	14,680,000	0.198	0.192	0.197	14.0	13.4	14.3
小計	103,947,000	117,094,176	(28,000,000) 83,178,650	1.341	1.459	(0.338) 1.009	70,802,000	76,514,176	(21,955,000) 43,956,650	0.891	0.951	(0.266) 0.522	69.3	66.1	(61.43) 41.98
生糸		9,923,407	(8,400,000) 2,611,030		0.12	(0.102) 0.032		9,923,407	(8,400,000) 2,611,030		0.12	(0.102) 0.032		8.3	(8.1) 2.4
絹紡糸	22,494,000	4,195,237	2,970,000	0.299	0.052	0.036	21,494,000	4,195,237	2,970,000	0.296	0.052	0.036	21.6	3.6	2.94
絹糸		979,033	880,000		0.012	0.010		979,033	880,000		0.012	0.010		0.8	0.85
特殊糸	-	5,245,073	5,457,400	-	0.065	0.06	-	5,245,073	4,857,400	-	0.065	0.058	-	4.4	4.73
ガラ紡糸	2,632,000	10,119,961	6,520,200	0.038	0.126	0.079	2,132,000	10,119,961	6,520,200	0.027	0.126	0.079	2.1	8.7	6.45
雑織糸	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1.3	0.92
製綿糸	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.09	0.088	0.124	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.089	0.088	0.124	7.0	6.2	10.06
綾糸	-	526,000	14,484,000	-	0.006	0.001	-	526,000	14,484,000	-	0.006	0.001	-	0.4	0.14
其ノ他	-	292,141	-	-	0.003	-	-	292,141	-	-	0.003	-	-	0.2	-
小計	32,126,000	39,960,824	(8,400,000) 29,739,170	0.417	0.487	(0.102) 0.353	30,626,000	39,900,824	(8,400,000) 29,125,940	0.392	0.487	(0.102) 0.351	30.7	33.7	(8.1) 28.49
総計	136,073,000	157,055,000	(36,400,000) 112,917,820	1.758	1.946	(0.440) 1.361	101,428,000	116,415,000	(21,355,000) 92,235,020	1.253	1.438	(0.368) 0.873	100.0	100.0	(29.53) 76.47

- (1) 24年度は計画立案中のものである。
 2. 括弧内数は輸出品の国内取用等追加供給力になるものである。

昭和11年

27
3.15
3-5

裏面白紙

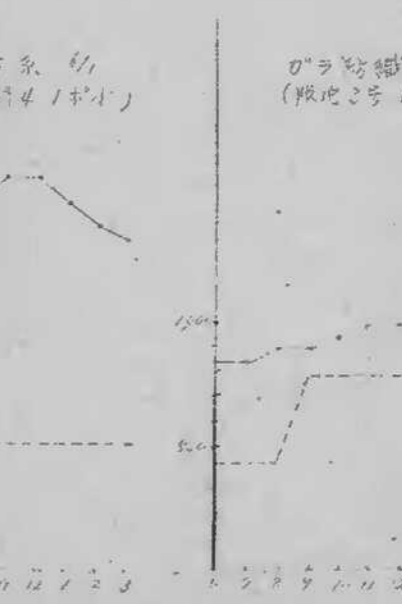
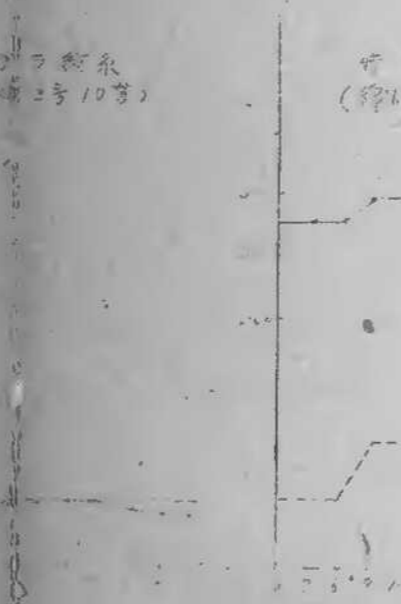
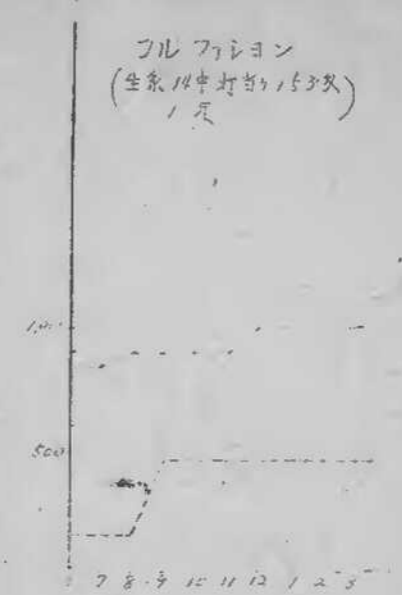
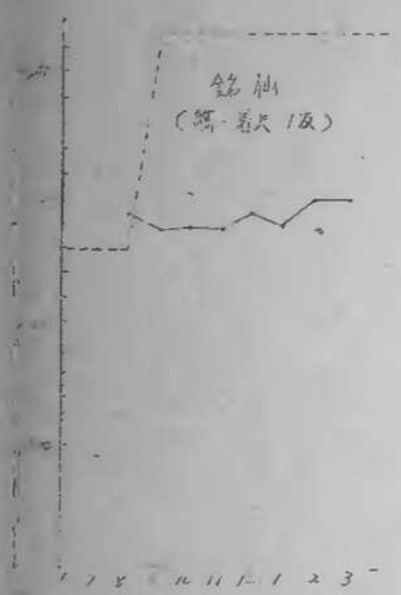
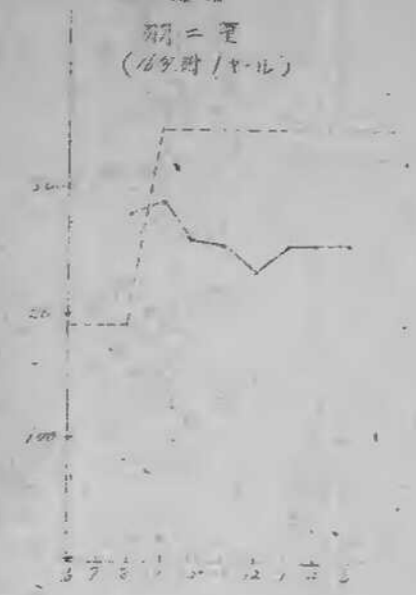
纖維品公定價格日自價格對比表

24. 3. 25

		23年 6月	8	9	10	11	12	24年 1月	2	3
洞二重 16及附 17-11	相場(A)		281	283	281	286	285	255	255	255
	(B)		191 ^{1/2}	209 ^{1/2}	"	"	"	"	"	"
富士絹 20及附 17-11	A/B		1.47	0.84	0.75	0.73	0.67	0.73	0.65	0.65
	A		270	280	275	241	250	250	235	235
	B		122 ^{1/2}	242 ^{1/2}	"	"	"	"	"	"
錦仙 絹・着天 1及	A/B		2.20	1.16	1.04	0.99	1.03	1.03	0.97	0.97
	A		1435	1385	1395	1390	1450	1400	1500	1500
	B		1292 ^{1/2}	2154	"	"	"	"	"	"
7L7723 生糸14中 町3153 1及	A/B		1.11	0.63	0.65	0.64	0.67	0.65	0.70	0.70
	A	850	850	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000
	B	158 ^{1/2}	"	451 ^{1/2}	"	"	"	"	"	"
5号絹糸 特特1号 10貫	A/B		5.36	5.68	1.99	1.99	2.22	2.22	2.22	2.22
	A	22,000	22,000	23,000	23,000	25,000	27,000	28,000	28,000	28,500
	B	6,557	"	12,226	"	"	"	"	"	"
7号絹糸 特2号 10貫	A/B		3.36	3.36	1.87	1.87	2.03	2.20	2.28	2.28
	A	8,500	8,500	8,700	8,700	9,000	9,000	8,500	8,000	7,500
	B	3,597	"	6,475	"	"	"	"	"	"
5号絹糸 特3号 10貫	A/B		2.36	2.36	1.34	1.34	1.37	1.31	1.23	1.15
	A	5,000	5,000	5,200	5,200	5,000	5,500	5,000	4,500	4,200
	B	3,024	"	5,000	"	"	"	"	"	"
特絹糸 特6号 10貫	A/B		1.65	1.65	0.95	0.95	0.97	0.97	0.82	0.78
	A	280	280	300	300	320	320	300	280	270
	B	57 ^{1/2}	"	103 ^{1/2}	"	"	"	"	"	"
09新織物 服地3号 6号	A/B		4.85	4.85	2.88	2.88	3.10	3.10	2.88	2.70
	A	850	900	900	960	1,000	1,000	910	950	950
	B	441	"	794	"	"	"	"	"	"
	A/B		1.92	2.04	1.13	1.21	1.26	1.21	1.19	1.19

裏面白紙

---は公定価格
—は市況価格



裏面白紙

現行規程品目	改正規程品目	統制廃止品目	備考
一、石炭(硬質、中質、軟質)	一、石炭(硬質、中質、軟質)		
イ、原料炭	イ、原料炭		
ロ、発生爐用炭	ロ、発生爐用炭		
ハ、一般用炭	ハ、一般用炭		
ニ、原煙炭及び燧石	ニ、原煙炭及び燧石		
三、亜炭(未付炭、付炭)		ノ、亜炭	
四、再生コークス	三、コークス	二、再生コークス	
五、石油	三、石油		
イ、原油	イ、原油		
ロ、石油製品	ロ、石油製品		
ノ、アスファルト	ノ、アスファルト		
一、石油ピッチ	一、石油ピッチ		
二、石油ピッチ	二、石油ピッチ		
三、パラフィン	三、パラフィン		

指定生産資材品目整理一覽表

二四三一五生産局

525
821

4 珪酸質混合セメント

註 珪酸質セメント (Silicic acid cement)

- ラセメント製品
- ノ 高圧コンクリート管
- 2 石棉高圧管
- 3 石棉スレート
- 4 厚型スレート
- 5 木毛スレート板
- ワ 耐火煉瓦
- カ 板ガラス
- ヨ アンモニヤ及びその誘導物
- ノ アンモニヤ (液状アンモニヤ)
- 2 硝 酸
- 3 塩化アンモニウム
- 4 尿 素
- タ 硫 酸

4 珪酸質混合セメント

- ル 耐火煉瓦
- ヲ 板ガラス
- ワ アンモニヤ及びその誘導物
- ノ アンモニヤ (液状アンモニヤ)
- 2 硝 酸
- カ 硫 酸

30 糖用セメント及び珪酸質セメント

- 31 高圧コンクリート管
- 32 石棉高圧管
- 33 石棉スレート
- 34 厚型スレート
- 35 木毛スレート板

- 36 塩化アンモニウム
- 37 尿 素

レカーバイト

- ソ カリ塩類
- 1 硫酸カリ
- 2 苛性カリ
- 3 炭酸カリ
- 4 過マンガン酸カリ
- 5 硝酸カリ
- 6 重クロム酸カリ
- ツ 燐 鉍 石
- ネ 工業火薬類
- ノ 爆薬 (火薬を含む)
- 2 雷 管
- 3 導火線 (導爆線を含む)
- ナ 重要機械部品
- 1 重クロム酸ソーダ
- 2 臭水クロム酸
- 3 亜 鉛 草

ヨカーバイト

- タ カリ塩類
- 1 苛性カリ
- 2 過マンガン酸カリ
- 3 硝 酸カリ
- 4 重クロム酸カリ
- レ 燐 鉍 石
- ソ 工業火薬類
- ノ 爆薬 (火薬を含む)
- 2 雷 管
- 3 導火線 (導爆線を含む)
- ツ 重要機械部品
- 1 重クロム酸ソーダ
- 2 臭水クロム酸
- 3 亜 鉛 草

- 38 塩 化 カリ
- 39 硫 酸 カリ
- 40 炭 酸 カリ

口 重要油脂製品
 1 硬 化 油
 2 硬 化 蠟
 3 精 製 グリセリン
 4 精 製 グリセリン
 5 油 性 塗 料
 6 油 劑 (芳香石けんを含む)
 7 塗 料
 8 油 劑 (工業用石けんを含む)
 ニゴゴム(合成ゴムを含む)
 イエゴム
 口 再生ゴム
 ハ 腐 蝕 品 (三酸化砒を含む)
 ニゴゴム 製 品
 イ ベ ル ト

口 重要油脂製品
 1 硬 化 油
 2 精 製 グリセリン
 3 精 製 グリセリン
 4 精 製 グリセリン
 5 油 性 塗 料
 6 油 劑 (芳香石けんを含む)
 ニゴゴム(合成ゴムを含む)
 イエゴム
 口 再生ゴム
 ハ 腐 蝕 品 (三酸化砒を含む)
 ニゴゴム 製 品
 イ ベ ル ト

50 硬 化 蠟
 51 グリセリン水
 52 油性塗料以外の塗料
 53 農業用石けん

4 名ニルズルフォン酸
 5 硼 砂
 6 硼 酸
 7 硝 石
 8 鉛 丹
 9 リ サ ー ジ
 10 活 性 炭
 11 塩 化 亜 鉛
 12 硫 化 ソ ー ダ
 ラ 合 成 樹 脂 (フェノール系)
 ム 黒 鉛 (固形物を除く)
 ウ 電 極
 甲 ピ ッ チ コ ー プ ス
 ノ アル コ ー ル (セルロースを含む)
 オ エ ー テ ル
 九 油 脂 及 び 重 要 油 脂 製 品
 イ 工 業 用 油 脂

4 硼 砂
 5 硼 酸
 6 硝 石
 7 鉛 丹
 8 リ サ ー ジ
 9 活 性 炭
 10 塩 化 亜 鉛
 11 硫 化 ソ ー ダ
 ネ 合 成 樹 脂 (フェノール系)
 ナ 黒 鉛 (固形物を除く)
 ラ 電 極
 ム ピ ッ チ コ ー プ ス
 ワ アル コ ー ル (セルロースを含む)
 五 油 脂 及 び 重 要 油 脂 製 品
 イ 工 業 用 油 脂

41 名ニルズルフォン酸
 42 鉛 丹
 43 リ サ ー ジ
 44 活 性 炭
 45 塩 化 亜 鉛
 46 硫 化 ソ ー ダ
 47 硫 化 ソ ー ダ
 48 系系系合成樹脂
 49 エ ー テ ル

ワ 糸皮(開成したものの)

カ 織維屑(糸皮以外の織維屑)

及び及毛製の中商工大
の指定しをせの

織維製品(衣料品を除く)

イ 糸

1 綿糸(源糸を除く)

2 ス

3 毛糸

4 人絹糸

5 生糸(源糸を除く)

6 絹糸

7 絹紡細糸

8 亞麻糸(源糸を除く)

9 野生(同右)

10 黄麻糸

ヲ 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

織維製品(衣料品を除く)

イ 糸

1 綿糸(源糸を除く)

2 ス

3 毛糸

4 人絹糸

5 生糸(源糸を除く)

6 絹糸

7 絹紡細糸

8 亞麻糸(源糸を除く)

9 野生(同右)

10 黄麻糸

67 糸皮(開成したものの)

68 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

織維製品

69 野生(同右)

11 大糸(源糸を除く)

12 屑糸

口織

1 絹織物

2 ス

3 毛織物

4 人絹織物

5 麻織物

6 絹紡織物

7 屑織物

8 二八の心に掲げる

糸を併用した織物

ハ 糸の配の織維製品

1 メリヤス

2 野生(同右)

11 大糸(源糸を除く)

12 屑糸

口織

1 絹織物

2 ス

3 毛織物

4 人絹織物

5 麻織物

6 絹紡織物

7 屑織物

8 二八の心に掲げる

糸を併用した織物

ハ 糸の配の織維製品

1 メリヤス

2 野生(同右)

70 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

織維製品

71 野生(同右)

72 絹織物

73 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

織維製品

74 二八の心に掲げる

糸を併用した織物

75 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

織維製品

76 野生(同右)

77 及び及毛製の中商工大

の指定しをせの

一 帆 用 紙
 口 梳 木
 ハ 梳 木
 ニ 電 柱
 ホ 電 柱
 ハ 船 用 材
 ト 車 輦 用 材
 千 農 具 用 材

一 帆 用 紙
 口 梳 木
 ハ 梳 木
 ニ 電 柱
 ホ 電 柱
 ハ 船 用 材
 ト 車 輦 用 材
 千 農 具 用 材

86 帆
 87 帆
 88 帆
 89 帆
 90 帆

一 帆 用 紙
 口 梳 木
 ハ 梳 木
 ニ 電 柱
 ホ 電 柱
 ハ 船 用 材
 ト 車 輦 用 材
 千 農 具 用 材

一 帆 用 紙
 口 梳 木
 ハ 梳 木
 ニ 電 柱
 ホ 電 柱
 ハ 船 用 材
 ト 車 輦 用 材
 千 農 具 用 材

82 帆
 83 帆
 84 帆
 85 帆
 86 帆
 87 帆
 88 帆
 89 帆
 90 帆

